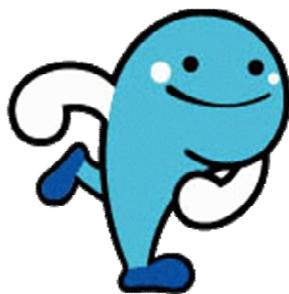


総合パッケージ版

集落活動センター支援ハンドブック

VOL.9



高知県中山間地域対策課

令和元年11月

目 次

	頁
1 集落活動センターの取り組みについて	1
(1) 集落活動センターの取り組み概要	2
(2) 高知ふるさと応援隊	4
2 集落活動センターの立ち上げに向けた手順	5
3 集落活動センターの活動イメージ	9
4 集落活動センターへの支援策	13
(1) 支援メニュー一覧	15
・財政的な支援	15
・人的な支援、その他の支援	18
(2) 主な支援策の個票	21
(3) その他支援策の概要	95
(4) 集落活動センターで取り組む場合の活用例	103

1 集落活動センターの取り組みについて

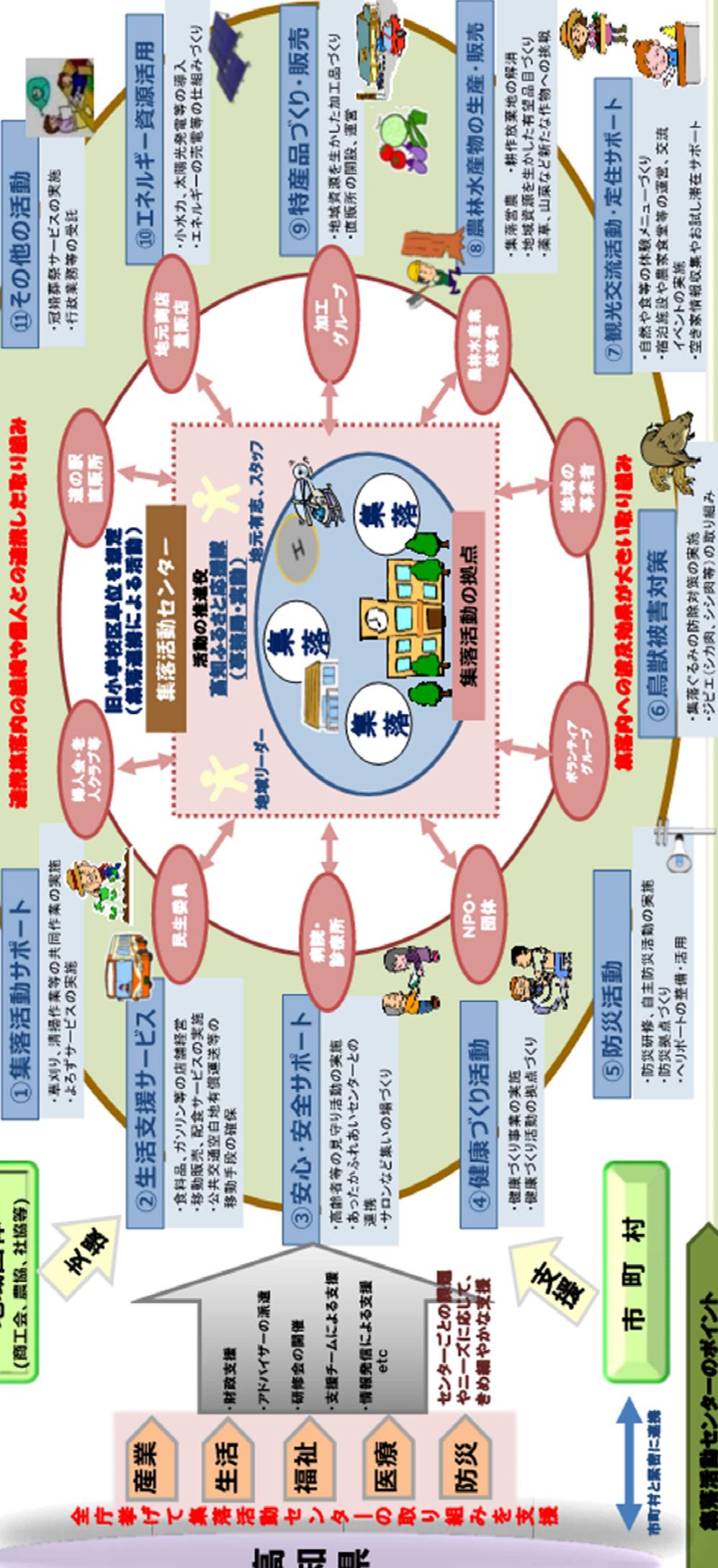
集落活動センターの取り組み概要

集落活動センターとは

地域住民が主体となって、旧小学校や集会所等を拠点に、地域外の人材等を活用しながら、近隣の集落との連携を図り、生活、福祉、産業、防災などの活動について、それぞれ地域の課題やニーズに応じて総合的に地域ぐるみで取り組む仕組み

集落活動センターによる集落維持の仕組み

連携集落内の組織や個人との連携した取り組み



全庁挙げて集落活動センターの取り組みを支援

高知県

地域団体
(商工会、農協、社協等)

支援

- 産業
 - 生活
 - 福祉
 - 医療
 - 防災
- センターごとの課題やニーズに応じて、きめ細やかな支援

支援

市町村

市町村と県庁に連携

集落活動センターのポイント

①主役は、地域住民の皆さま
主役である住民の皆様と市町村の一体となった取り組みを支援

②活動は地域のオーガナイザー
住民の皆さまの話し合いから生まれたアイデアや提案を取り組みに繋げる仕組み

③皆さまの集まりやすい場所が活動の中心
集会所や商店となった施設など、住民の皆さまが自然と集い、語り合える場所が拠点

④様々な人材を活用
住民の皆さまと一輪に取り組みUターン、移住者など地域外の人材の導入

⑤集落の連携による取り組み
近隣の集落が互いに連携し、助け合うことにより、今までできなかったことが可能になる取り組み

皆さまのその一歩が
集落の未来をかえる！

集落活動センターの取り組み概要

1 集落活動センターの立ち上げまで

ステップ1

まずは地域で話し合い

集落の現状や課題は？

日々の暮らしで困っていることや不安に思うことは？

自分たちの集落の魅力は？

集落の課題をともに考え、やりたいことやできることを具体的にイメージしてみましょう。

ステップ2

市町村とイメージを共有し、地域の“思い”をひとつにする

活動拠点はどこにする？
運営主体は？

具体的な活動内容や活動計画は？

いくつか「誰が」「何を」「どのように」取り組むかについて、具体的な活動内容や計画にまとめましょう。

ステップ3

地域の“思い”を形にする
⇒集落活動センターを核とした仕組み作りへ

◇集落活動センターのポイント◇

- ① 主役は地域住民の皆様
- ② 活動は地域のオーナーメイド
- ③ 皆様の集まりやすい場所が活動の拠点
- ④ 様々な人材の活用
- ⑤ 集落の連携による取り組み

話し合いでまとめた計画をもとに、必要に応じて県の補助金を活用し、住民主体の活動がスタートします。

2 集落活動センターの姿 ～集落活動センターによる集落維持の仕組み～

集落活動センターの活動づくり

子育て・高齢者

防災・安全

農産物の生産販売

健康づくり・運動

施設・家賃サポート

高齢者の福祉

施設づくり

安心安全サポート

生活支援サービス

集落活動サポート

住みよくなるサポート
（高齢者・子育て支援）



活動のイメージ



集落活動のイメージ

県と市町村が皆様の取り組みを支援！
*県では、補助制度、支援チーム編成、アドバイザー派遣、支援ハンドブック作成、など「人」と「施策」を総動員して支援しています。



平成23年度集落実態調査の結果から

- ▶ 中山間地域では、若者層や壮年層の地域外への流出により、**集落活動や産業の担い手不足が深刻化**
⇒ コミュニティ機能が維持できず、地域の支え合いや見守りができず、産業の衰退に拍車がかかるなどの課題を誘因
- ▶ 68.9%の集落が「Iターン移住者を受け入れたい」と回答するなど、**外部からの人材の受け入れを希望**

地域の活性化・担い手の確保のために

「地域内の人材の活用」に加えて、「地域外からの人材の導入」が必要

⇒ 地域住民の皆様とともに、新たな視点を持って、集落活動センターを拠点とした仕組みづくりをはじめとする

地域活動の推進役となる人材



高知ふるさと応援隊を導入

※総務省「地域おこし協力隊」「集落支援員」を含む

活動内容

- ★集落活動センターの運営活動 設置に向けた準備活動
- ☆市町村が特定した産業づくり、地域おこしに関する支援活動
特産品づくり・販売、観光・観光、観光・観光の仕組みづくりなど
- ☆特定されない幅広い産業づくり、地域おこしに関する支援活動

高知ふるさと応援隊・市町村に対する支援

導入段階

- 財政支援(導入～活動段階を通じて)
 - ・集落活動センター推進事業費補助金による支援
 - 《対象経費》センター活動従事者等の人件費・活動経費
 - 《補助率》市町村事業費の2分の1以内 (上記★のみ)
 - 《補助上限額》職員1人あたり1,250千円
 - 《対象期間》最長4年
- 募集にかかわる支援
 - ・県外での募集説明会の開催
 - ・移住相談会や全国規模の支援団体等を通じた募集、PR等
- 応援隊の取り組み・支援策の情報発信
 - ・移住相談会等での情報発信
 - ・移住促進と連動したプロモーション活動等
- 県の中山間対策の取り組みの情報発信
 - ・高知県における集落活動センターやあったかふれあいセンターの取り組みの全国的発信

活動段階

- 財政支援(導入～活動段階を通じて)
 - 応援隊の活動にかかわる支援
 - ・高知ふるさと応援隊を対象とした研修会、交流勉強会等の開催
 - ・集落活動センター研修会の開催
 - ・全国規模の研修会、各分野の研修会等に関する情報提供等
 - 定住準備にかかわる支援
 - ・移住・交流コンシェルジュなどによる定住に向けたフォローアップ
 - ・就業に向けたセミナー、研修会等に関する情報提供等
 - 導入市町村等への支援
 - ・導入市町村等を対象とした研修会、意見交換会等の開催

活動終了後

- 農林水産業への就業支援
 - ・就業前の技術取得指導
 - ・就業支度や準備への支援等
- 起業、開業等に向けた支援
 - ・産業振興関連等の助成制度の紹介
 - ・シェアオフィス等による起業等の支援等
- 生活基盤づくりへの支援
 - ・暮らしに関する身近なサポートを行う「地域移住サポート」の普及
 - ・空き家バンクの登録情報の充実
 - ・移住者支援住宅の整備促進
 - ・「移住者交流会」など移住者間ネットワークの強化等



2 集落活動センターの 立ち上げに向けた手順

集落活動センターの立ち上げに向けた手順(基本的な流れ)

STEP1 地域の選定

- 市町村で集落活動センターに取り組むことの内部決定
- 市町村や関係機関で地域の選定
- 候補地域の現状把握
(地域のまとまり状況やリーダー役の存在等)
- 地域への打診(区長など、地域のリーダーに意向確認)
- 高知ふるさと応援隊の導入・活用の検討(準備段階から導入する場合)
- 区長会等での説明
- 区長等住民からの要望
や提案に基づく対応
- 住民との協議(意向確認)

市町村のグランドデザインに基づくケース

地域から要望があがってくるケース



STEP2 地域リーダーや関係機関との検討・地域ビジョン作成準備

- 地域の課題、将来像の検討
- 活動内容のアイデア出し
- 地域での検討方法の協議
- 高知ふるさと応援隊の導入・活用の検討(準備段階から導入する場合)

地域外人材は、プレイヤーとしての期待だけでなく、将来ビジョンの策定段階での地域外の視点、新たなネットワークづくりのためにも有効



STEP3 地域ビジョンの作成・地域住民の総意

- 住民座談会やワークショップ等を通じて、地域の課題や将来像の整理・共有
(座談会等では、市町村・地域支援企画員・高知ふるさと応援隊等が助言等を行う)
- 課題解決策の手法として集落活動センターという仕組みづくりの検討
- 住民の合意形成(集落総会などで総意確認)



STEP4 集落活動センターの活動計画

- 集落活動センターとしてどのような活動をするか等の **計画作成**
(計画作成にあたっては、市町村・地域支援企画員等が助言等を行う)
- **運営組織** や拠点施設の検討
(体制や規約等の検討にあたっては、市町村・地域支援企画員等が助言等を行う)
- 高知ふるさと応援隊の導入・活用の検討(立ち上げ後に導入する場合)
- 住民の合意形成(集落総会や運営組織の総会等で活動計画の周知・承認)

必要に応じて、集落活動センター推進アドバイザー制度の活用や研修会への参加等



STEP5 市町村の支援

- それまでの話し合い等の結果をもとに、**予算措置、支援体制などの決定**

※ は、集落活動センター推進事業費補助金の要件

集落活動センターの立ち上げに向けた手順

< 事例紹介 >



※記載している集落活動センターの活動内容は、開所当初の取組です。

< 集落活動センターに取り組んでいる地域のポイント >

- ★ 住民が地域に誇りを持っている
- ★ 地域住民に危機感がある
- ★ 住民が話し合う場がある
- ★ まとまりがある(まとまりやすい)
- ★ リーダーやまとめ役が複数いる
- ★ 共通の目標(地域の将来ビジョン等)がある
- ★ 必要に応じて地域外の方を活用している
- ★ 話し合いや活動の場に女性や若者の姿がある
- ★ これまでも地域活動に取り組んできた

3 集落活動センターの 活動イメージ

集落活動センターの活動イメージ

集落活動センターの主な取り組みの内容

経済的な活動

産業づくり

- 農産物等の生産販売
(園芸品目等の集出荷、薬用作物・山菜、特用林産物の栽培、地域固有の作物栽培)
- 特産品づくり、販売
(農林水産物の加工品づくり、伝統食の継承)
- 交流活動
(滞在型(宿泊)観光交流、自然体験、各種イベントの実施)
- 店舗経営
(農家レストラン、日用品販売、SS継承)

その他、収入源の確保

- 自然エネルギーの活用
(太陽光発電、小水力発電、バイオマスの活用)
- 県、市町村等からの業務受託
(道路、河川等の管理、県有施設等の管理、業務のアウトソーシング)
- 福祉サービス事業等の展開
(介護サービス、グループホームの運営、移動販売、通信販売、宅配サービス、冠婚葬祭事業、人材派遣など)

支え合い活動

生活基盤づくり

- 生活物資の確保
(集落生協、移動販売、通信販売、宅配サービス等)
- 移動手段の確保
(公共交通空白地有償運送、無償運送、タクシー事業者と連携した仕組みづくり)
- 日常の支え合い活動
(農業の共同作業、草刈り、掃除、雪かき等)
- 野生鳥獣被害への対策活動
(集落ぐるみの防除の取り組み)

安心、安全(福祉・防災等)

- 集いの場
- 高齢者等の見守り活動
(声かけ、安否確認、非常時の援助)
- 健康づくり活動
(拠点づくり、健康体操の実施、健康診断の開催)
- 防災活動
(防災拠点づくり、避難訓練、連絡網整備)
- その他
(祭り、運動会、学生との交流 等)

自立に向けた成功イメージ(例示)

集落活動センターの機能を維持していくための人件費や運営経費等を賄うための手法の確立

「経済的な活動」をベースに、地域でお金が回る仕組みを確立しながら、採算が困難な「支え合いの活動」の活動を行う。
また、出資や会費制等の制度を設け、センター運営の安定化を図る。

ベースとなる活動

- 農産物等の生産販売
- 特産品づくり・販売
- 交流活動
- 店舗経営

活動の中心的な役割

経済的な活動(採算分野)

サブ的な活動

- 自然エネルギーの活用
- 県、市町村等からの業務受託
- 福祉サービス事業等の展開

いずれかの活動を視野に入れる

収入を補完する役割

地域の課題に応じて取り組みを進める

生活物資の確保

移動手段の確保

日常の支え合い活動

野生鳥獣被害への対策

防災活動

高齢者等の見守り活動

健康づくり活動

支え合い活動(不採算分野)

出資金、会費、寄付などの収入源

センター運営の安定化

◇具体的なイメージ◇

事業規模等のイメージ

パターン1

ベースとなる活動
農産物等の生産・販売

●農業経営(2名が従事した場合)

①米の作業受託(10ha)、米の集荷・販売 ②露地ニラ20a
 【収入:米の作業受託(田植作業、収穫作業)210万円、米の集荷・販売1,400万円、ニラ280万円】 収入合計1,890万円
 【経費:米の作業受託110万円、米の集荷・販売1,280万円、ニラ150万円】 経費合計1,540万円

主な経費:種苗費・肥料費・農薬費・動力光熱費・雇人費・荷造運賃手数料、資材費 等
利益 約350万円/年(2名の person 費と運営に必要な経費に充当)

条件等
○施設等の初期投資は補助金等の支援を行う。



パターン2

ベースとなる活動
特産品づくり・販売

●菓子製造とカフェ経営【店舗併設】(2名が従事した場合)

年間10,000人(平均客単価:1,500円)の集客
 【収入合計:約1,500万円】 【経費合計:約1,050万円】

主な経費:材料費・水道光熱費など売上原価・パート賃金・減価償却費・販売費・一般管理費 等
利益 約450万円/年(2名の person 費と運営に必要な経費に充当)

条件等
○店舗建設にあたっては補助金等の支援を行う。




パターン3

ベースとなる活動
交流活動

●パート1: 農業+宿泊【民宿】+飲食【食堂】(3名が従事した場合)

年間 800人宿泊として(1泊2食 大人1人6千円)
 【収入:農業約275万円、宿泊約500万円、飲食約350万円】 収入合計 約1,125万円
 【経費:農業約190万円、宿泊約370万円、飲食約100万円】 経費合計 約 660万円

主な経費:種苗・肥料・農薬・食材費・水道光熱費・消耗品費・販売費・一般管理費 等
利益 約465万円/年(3名の person 費と運営に必要な経費に充当)

●パート2: 交流宿泊施設+居酒屋の運営(3名が従事した場合)

年間1,500人宿泊として(1泊2食 大人1人6千円)
 【収入:宿泊約900万円、居酒屋約100万円】 収入合計 約 1,000万円
 【経費:宿泊約495万円、居酒屋約50万円】 経費合計 約 545万円

主な経費:食材費・水道光熱費・消耗品費・販売費・一般管理費 等
利益 約455万円/年(3名の person 費と運営に必要な経費に充当)

条件等
○空き家等を使用し、改修は補助金等の支援を行う。
○交流施設の食堂を活用して夜は居酒屋も経営。




パターン4

ベースとなる活動
店舗経営

●パート1:生活店舗+燃料販売(1名が従事した場合)

利用者 90人/日として
 【収入:約5,580万円】 【経費:約5,260万円】 主な経費:商品仕入・パート賃金・販売費・一般管理費 等
利益 約320万円/年(1名の person 費と運営に必要な経費に充当)

●パート2:農家レストラン+弁当販売(1名が従事した場合)

来客数 5,000人/年(席数15~20席・平均客単価 1,000円)として
 【収入:農家レストラン約500万円、弁当販売約250万円】 収入合計 約750万円
 【経費:約380万円】 経費合計 約380万円

主な経費:食材費・水道光熱費・消耗品費・パート賃金・販売費・一般管理費 等
利益 約370万円/年(1名の person 費と運営に必要な経費に充当)

条件等
○店舗改修等には補助金等の支援を行う。
○必要に応じてパート従事者を雇用する。





パターン5

支え合い活動がベースとなる場合
市町村一体支援型

●市町村が、集落活動センターの活動に対して支援を行う場合

【収入】 道路等の管理委託業務 100万円
 体験交流イベントの収入(業務委託) 100万円
 集落支援員制度の活用 350万円(年間 1人あたり)



(注)地域の事例等を基に作成していますが、取り組もうとする地域の状況(立地条件や自然環境等)、事業従事者の経験、また経済状況により変動する場合があります。

◇組み合わせ例◇

パターン1+パターン2

メイン活動 ①農産物等の生産・販売、②特産品づくり・販売

■2名が活動に従事

①農産物等の生産・販売

・米の作業受託、米の販売、露地ニラ20a

【収入:米の作業受託210万円、米の集荷・販売1,400万円、ニラ280万円】

収入合計 1,890万円

【経費:米の作業受託110万円、米の集荷・販売1,280万円、ニラ150万円】

経費合計 1,540万円

主な経費:種苗費・肥料費・農薬費・動力光熱費・雇人費・荷造運賃手数料、資材費等

①利益 約350万円/年

②特産品づくり・販売

・米飴 年間3,000個(単価500円)を製造し販売

【収入合計:約150万円】 【経費合計:約50万円】

主な経費:原材料費・水道光熱費・消耗品費等

②利益 約100万円/年

総利益 約450万円/年

(2名の人員費と運営に必要な経費に充当)



条件等

○施設等の初期投資は補助金等の支援を行う。

パターン4+パターン1

メイン活動 ①店舗経営、②農産物等の生産・販売

■3名が活動に従事

①店舗経営

・生活用品や燃料等の販売(95人/日利用)

【収入:約6,000万円】 【経費:約5,580万円】

主な経費:商品仕入・パート賃金・販売費・一般管理費等

①利益 約420万円/年

②農産物等の販売

・米の販売(地域内の米を仕入れて病院や学校等に販売)

【収入:約1,200万円】 【経費:約1,080万円】

主な経費:米の仕入・販売費等

②利益 約120万円/年

総利益 約540万円/年

(3名の人員費と運営に必要な経費に充当)



条件等

○店舗改修等には補助金等の支援を行う。

パターン2+パターン4

メイン活動 ①特産品づくり・販売、②店舗経営

■3名が活動に従事

①特産品づくり・販売

・米飴の製造販売(年間10,000個製造販売)

【収入:約500万円】 【経費:約200万円】

主な経費:原材料費・水道光熱費・消耗品費等

①利益 約300万円/年

②店舗経営

・農家レストラン(年間10,000人集客)

【収入:約1,000万円】 【経費:約750万円】

主な経費:食材費・水道光熱費・消耗品費・パート賃金・販売費・一般管理費等

②利益 約250万円/年

総利益 約550万円/年

(3名の人員費と運営に必要な経費に充当)



条件等

○必要に応じてパート従業員を雇用する。



パターン3+パターン4

メイン活動 ①交流活動、②店舗経営

■3名が活動に従事

①交流活動

・滞在型農園による体験交流(10棟)

【収入:約400万円】 【経費:約140万円】

主な経費:動力光熱費・消耗品費・管理費・イベント経費等

①利益 約260万円/年

②店舗経営

・農家レストラン(年間10,000人集客)

【収入:約1,000万円】 【経費:約750万円】

主な経費:食材費・水道光熱費・消耗品費・パート賃金・販売費・一般管理費等

②利益 約250万円/年

総利益 約510万円/年

(3名の人員費と運営に必要な経費に充当)



条件等

○必要に応じてパート従業員を雇用する。



(注)地域の事例等を基に作成していますが、取り組みもうとする地域の状況(立地条件や自然環境等)、事業従事者の経験、また経済状況により変動する場合があります。

4 集落活動センターへの支援策

集落活動センターに対する総合支援のイメージ

総合的支援

パッケージ支援

地域の実情に応じた支援

I 全般

1 運営・活動

- ①集落の拠点づくりや具体的な取り組みへの支援
- ②その他

2 人材導入・育成

- ①「高知ふるさと応援隊」の導入・育成、その他地域の人材の育成
- ② 地域外からのUターン者の受入窓口の体制づくり
- ③その他



産業をつくる

生活を守る

II 経済的な活動

1 産業づくり

- ①農林水産物の生産
- ②地域の資源を生かした特産品(加工品等)づくり・販売
- ③イベントや体験活動等
- ④集出荷(庭先集荷)の仕組みづくり
- ⑤中山間地域の商業機能等の維持・発展
- ⑥集落活動センター拠点施設等を活用した事業者(企業)の誘致
- ⑦地域内での起業(事業化)
- ⑧その他

2 その他収入の確保に向けた取り組み

- ①自然エネルギーの有効活用に向けた取り組み
- ②道路、河川、施設等の管理
- ③その他



集落活動センター



集落活動の拠点



旧小学校区単位を認定
(集落通換による活動)



III 支え合い活動

1 生活基盤づくり

- ①日用品(食料品、燃料等)の確保に向けた仕組みづくり
- ②地域内・中心集落への移動手段の確保に向けた仕組みづくり
- ③貨客混載の推進に向けた仕組みづくり
- ④集落活動センターの情報基盤の整備
- ⑤集落ぐるみで取り組む野生鳥獣対策
- ⑥その他

2 安心、安全の取り組み

- ①あつたかふれあいセンターと連携した取り組み
- ②地域での見守りネットワークの構築
- ③健康づくり活動の拠点づくり
- ④防災活動の取り組み
- ⑤ヘリコプターの離着陸場の整備
- ⑥その他



集落活動センター

(1) 支援メニュー一覧

■ 財政的な支援

I 全般		
1 運営		
① 集落の拠点づくりや具体的な取組		
	集落活動センター推進事業費補助金	個票 P.21
1 ② その他		
	集落の活力づくり支援事業費補助金	個票 P.23
	(一財)地域活性化センター助成事業	概要 P.95
2 人材導入・育成		
① 「高知ふるさと応援隊」の導入・育成、その他地域の人材の育成		
I	集落営農支援事業費補助金(ソフト事業分)	個票 P.25
	複合経営拠点推進事業費補助金(ソフト事業分)	個票 P.26
	新規就農総合対策事業(農業次世代人材投資事業・担い手支援事業費補助金)	個票 P.27
	特用林産業新規就業者支援事業費補助金	概要 P.95
	新規漁業就業者支援事業費補助金	概要 P.95
	担い手育成団体支援事業費補助金	概要 P.95
	漁業就業支援事業【追加】	概要 P.95
	漁船リース事業【追加】	概要 P.95
② 地域外からのUIターン者の受入窓口の体制づくり		
③ その他		
2	移住促進事業費補助金	個票 P.33
	小規模林業総合支援事業費補助金	個票 P.35
	出合いのきっかけ応援事業費補助金	個票 P.36
II 経済的な活動		
1 産業づくり		
① 農林水産物の生産		
	こうち農業確立総合支援事業費補助金	個票 P.37
	環境保全型農業直接支払交付金	個票 P.38
	県産米ブランド化推進事業費補助金	個票 P.39
	集落営農支援事業費補助金(ハード事業分)	個票 P.40
	複合経営拠点支援事業費補助金(ハード事業分)	個票 P.41
	園芸用ハウス整備事業費補助金(拠点整備区分)	個票 P.42
	地域林業総合支援事業費補助金	個票 P.43
	漁業生産基盤維持向上事業費補助金	個票 P.44
	沿岸漁業設備投資促進事業費補助金	個票 P.45
	漁船導入支援事業費補助金	個票 P.46

II	1	② 地域の資源を生かした特産品(加工品等)づくり・販売	
		食品産業総合支援事業費補助金	個票 P.47
		経営革新等支援事業	概要 P.95
		販路開拓支援事業	概要 P.96
		③ イベントや体験活動等	
		高知県観光拠点等整備事業費補助金	個票 P.51
		高知県芸術祭KOCHI ART PROJECTS 事業助成金	概要 P.96
		観光ガイド育成事業(観光ガイド研修)	概要 P.96
		④ 集出荷(庭先集荷)の仕組みづくり	
		複合経営拠点支援事業費補助金(ソフト事業分)	個票 P.56
		⑤ 中山間地域の商業機能等の維持・発展	
		中山間地域等商業振興事業費補助金	個票 P.57
		⑥ 集落活動センター拠点施設や廃校施設等を活用した事業者(企業)の誘致	
		中山間地域等シェアオフィス利用推進事業(中山間地域等シェアオフィス利用推進事業費補助金)	個票 P.58
⑦ 地域内での起業(事業化)			
産業振興推進総合支援事業費補助金	個票 P.59		
木の香るまちづくり推進事業費	概要 P.96		
⑧ その他			
	外国人観光客受入研修実施事業【追加】	概要 P.96	
2 その他収入確保に向けた取り組み			
II	2	① 自然エネルギーの有効活用に向けた取り組み	
		木質資源利用促進事業費補助金(木質バイオマス利用施設等整備)	個票 P.62
		② 道路、河川、施設等の管理	
		草刈り等委託	個票 P.63
		③ その他	
		中山間地域等直接支払交付金	個票 P.64
		多面的機能支払交付金	個票 P.65
		水産多面的機能発揮対策支援交付金	概要 P.96
		遊漁船業等振興事業費補助金	概要 P.96
		III 支え合い活動	
II	1	1 生活基盤づくり	
		① 日用品(食料品、燃料等)の確保に向けた仕組みづくり	
		中山間地域生活支援総合補助金 ①生活用水確保支援事業	概要 P.96
		中山間地域生活支援総合補助金 ②移動手段・物流確保支援事業(生活用品確保等支援事業)	個票 P.66
		② 地域内・中心集落への移動手段の確保に向けた仕組みづくり	
		中山間地域生活支援総合補助金 ②移動手段・物流確保支援事業(移動手段確保支援事業)	個票 P.67
		③ 貨客混載の推進に向けた仕組みづくり	
		中山間地域生活支援総合補助金 ②移動手段・物流確保支援事業(貨客混載推進事業)	概要 P.96

III	1	④ 集落活動センターの情報基盤の整備	
		中山間地域等情報通信基盤整備事業費補助金	個票 P.70
		移動通信用施設整備事業費補助金	概要 P.97
		情報通信基盤整備事業費補助金	概要 P.97
		共聴施設整備等事業費補助金	概要 P.97
		⑤ 集落ぐるみで取り組む野生鳥獣対策	
		野生鳥獣に強い県づくり事業費補助金	個票 P.71
		鳥獣被害防止総合対策交付金	個票 P.72
		⑥ その他	
		森林・山村多面的機能発揮対策交付金	個票 P.73
	こうち山の日推進事業費補助金	概要 P.97	
	2	安心、安全の取り組み	
	2	① あったかふれあいセンターと連携した取り組み	
		あったかふれあいセンター事業費補助金	個票 P.75
		あったかふれあいセンター施設整備事業費補助金	個票 P.77
		高齢者向け住まい確保対策モデル事業費補助金	概要 P.97
		② 地域での見守りネットワークの構築	
		地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業費補助金	個票 P.80
		地域共生の実現に向けた包括的支援体制構築事業【追加】	個票 P.81
		子ども食堂支援事業費補助金	個票 P.82
地域子ども・子育て支援事業費補助金(一時預かり事業)		概要 P.97	
放課後子ども教室推進事業費補助金 放課後児童クラブ推進事業費補助金		概要 P.97	
③ 健康づくり活動の拠点づくり			
中山間地域等ホームヘルパー養成事業費補助金		個票 P.84	
国民健康保険保険給付費等交付金(特別交付金・保健事業分)		個票 P.85	
地域支援事業費交付金(介護予防事業または介護予防・日常生活支援総合事業)		概要 P.97	
介護基盤緊急整備事業費補助金		概要 P.97	
中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金		概要 P.98	
後期高齢者医療調整交付金(特別調整交付金・長寿健康増進事業)		概要 P.98	
④ 防災活動の取り組み			
地域防災対策総合補助金		個票 P.88	
地域集会所耐震化促進事業費補助金		個票 P.89	
避難所運営体制整備加速化事業費補助金	個票 P.90		
南海トラフ地震事前避難対策支援事業費補助金【追加】	個票 P.91		
住宅耐震化促進事業費補助金	概要 P.98		
空き家対策総合支援事業 社会資本整備総合交付金《空き家再生等推進事業》 ※(住宅等以外の用途への再生も事業対象)	概要 P.99		
⑤ ヘリコプターの離着陸場の整備			
緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業費補助金	個票 P.92		
⑥ その他			
⑥	がん検診受診促進事業費補助金	概要 P.99	

○支援メニュー一覧

■人的な支援・その他の支援

I 全般		
1 運営		
I	① 集落の拠点づくりや具体的な取組	
	中山間地域振興アドバイザー	個票☞P.22
	地域の歴史・文化に関する協力事業	概要☞P.100
	② その他	
	高知県産学官民連携センター	個票☞P.24
	空き職員住宅の利活用	概要☞P.100
2 人材導入・育成		
I	① 「高知ふるさと応援隊」の導入・育成、その他地域の人材の育成	
	高知ふるさと応援隊研修会	個票☞P.29
	高知家地域おこし人交流セミナー【追加】	個票☞P.30
	産業人材育成プログラム「土佐まるごとビジネスアカデミー(土佐MBA)」	個票☞P.31
	文化人材育成プログラム(アートマネジメント講座)	概要☞P.100
	林業技術者養成研修	概要☞P.100
	県立林業大学校「短期課程」	概要☞P.100
	② 地域外からのUIターン者の受入窓口の体制づくり	
	移住担当窓口設置等の支援	個票☞P.32
	③ その他	
II 経済的な活動		
1 産業づくり		
I	① 農林水産物の生産	
	② 地域の資源を生かした特産品(加工品等)づくり・販売	
	6次産業化セミナー	個票☞P.48
	6次産業化サポートセンターによる個別相談	個票☞P.49
	「てんこす」との連携による地域産品の販路拡大への支援	個票☞P.50
	食品衛生法(食品製造、販売に係る法規)についてのアドバイス	概要☞P.100
	食品衛生管理に係る認証制度についてのアドバイス	概要☞P.100
	まちむらセミナー	概要☞P.100
	工業技術センター産業技術人材育成事業	概要☞P.100
	食品表示の適正化に向けたアドバイス	概要☞P.100
	生産管理の高度化に向けたアドバイス	概要☞P.100
	商品づくりへのアドバイス、県外への販路開拓等	概要☞P.100

II	1	マーケットのニーズに基づいた売れる商品づくり	概要☞P.100	
		高知県産品商談会	概要☞P.100	
		「ものづくりの地産地消」に向けたアドバイス	概要☞P.100	
		水産物地域加工育成支援事業費	概要☞P.101	
	③ イベントや体験活動等			
		地域観光商品造成等事業(観光人材育成プログラム「土佐の観光創生塾」)	個票☞P.54	
		自然・体験型観光アドバイザー【追加】	概要☞P.101	
	④ 集出荷(庭先集荷)の仕組みづくり			
	⑤ 中山間地域の商業機能等の維持・発展			
		小規模事業経営支援事業	概要☞P.101	
	⑥ 集落センター拠点施設や廃校施設等を活用した事業者(企業)の誘致			
	⑦ 地域内での起業(事業化)			
		旅館業法(民宿、旅館に係る法規)についてのアドバイス	概要☞P.101	
	⑧ その他			
		産業振興アドバイザー制度(地域支援[課題解決型])	個票☞P.60	
		中山間地域商業対策事業経営アドバイザー派遣事業	個票☞P.61	
		アグリ事業戦略サポートセンター【追加】	概要☞P.101	
	2 その他収入確保に向けた取り組み			
		① 自然エネルギーの有効活用に向けた取り組み		
2	② 道路、河川、施設等の管理			
	③ その他			
III 支え合い活動				
III	1 生活基盤づくり			
		① 日用品(食料品、燃料等)の確保に向けた仕組みづくり		
		② 地域内・中心集落への移動手手段の確保に向けた仕組みづくり		
		市町村担当職員勉強会(移動手手段の確保)	個票☞P.68	
		事例視察研修(移動手手段の確保)		
		中山間地域移動手手段支援アドバイザー	個票☞P.69	
		③ 貨客混載の推進に向けた仕組みづくり		
	1	④ 集落活動センターの情報基盤の整備		
		地域情報化アドバイザー ※国(総務省)の事業	概要☞P.101	
		ICT地域マネージャー ※国(総務省)の事業	概要☞P.101	
		地域情報化事業導入検討会事業	概要☞P.101	
		⑤ 集落ぐるみで取り組む野生鳥獣対策		
		⑥ その他		
		県内全域の読書環境・情報環境への充実に向けた支援【追加】	個票☞P.74	

Ⅲ	2 安心、安全の取り組み			
	① あったかふれあいセンターと連携した取り組み	地域福祉人材育成研修	個票☞P.79	
		② 地域での見守りネットワークの構築		
		ボランティア活動推進研修	個票☞P.83	
	③ 健康づくり活動の拠点づくり			
	2	健康増進研修会	個票☞P.86	
		「高知家健康づくり支援薬局」による出張相談等の実施	個票☞P.87	
	④ 防災活動の取り組み			
	⑤ ヘリコプターの離着陸場の整備			
	⑥ その他			
		生活安全出前講座の実施	個票☞P.93	
		異文化理解講座の実施	個票☞P.94	
		シルバー人材センターとの連携による暮らしのサポートへの支援	概要☞P.101	

○ 集落活動センター推進事業費補助金

事業の目的	集落活動センターの初期投資及びセンターの活動（準備を含む）に従事する者の人件費及び活動費に要する経費等に対して補助する。
補助先	市町村
補助率	1 / 2 以内
補助対象事業	<p>① 整備事業 （ハード事業）拠点となる施設の整備や改修、機械設備や車両の購入等 （ソフト事業）集落活動センターで実施する事業に必要な経費（維持管理費を除く）</p> <p>② 人材導入活用事業 集落活動センターの活動（準備を含む）に従事する者の人件費及び活動費</p> <p>③ 経済活動拡充支援事業 経済活動の拡充を図る事業計画の作成や事業の実施に必要な経費（ハード・ソフト）</p> <p>④ 基幹ビジネス確立支援事業 集落活動センターの経済活動のうち基幹的なビジネスを確立するために必要な経費（ハード・ソフト。ソフト事業はハード事業に密接に関連するものに限る。）</p> <p>⑤ 高知県集落活動センター連絡協議会支援事業 センター間の相互交流、人材育成、情報発信等に要する経費</p>
事業実施主体	<p>① 市町村、集落、地域団体、NPO 法人等</p> <p>② 市町村</p> <p>③ 集落活動センター運営組織又はその構成員</p> <p>④ 市町村、集落活動センター運営組織又はその構成員</p> <p>⑤ 高知県集落活動センター連絡協議会</p>
事業実施基準 （整備事業・人材導入活用事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落活動センターを運営する組織があること ・ 実際に活動に着手できること ・ 集落活動センターの設置について地域住民の総意があること ・ 将来を含め、市町村の支援体制が整っていること
1 か所当たり事業費	<p>① 集落活動センター整備事業：1 か所あたり 3 千万円 / 3 年間</p> <p>② 高知ふるさと応援隊事業：1 人あたり 1 2 5 万円 / 年</p> <p>③ 経済活動拡充支援事業：1 か所あたり 5 0 0 万円 / 年（知事特認あり）</p> <p>④ 基幹ビジネス確立支援事業：1 か所あたり 1, 0 0 0 万円</p> <p>⑤ 高知県集落活動センター連絡協議会支援事業：1 1 0 万円 / 年</p>
事業例	平成 30 年度採択箇所：室戸市（椎名）、奈半利町（全域）、芸西村（全域）、香美市（美良布、平山）、大豊町（岩原）、土佐町（石原）、いの町（柳野、越裏門・寺川）、中土佐町（大野見南・大野見北）、佐川町（斗賀野）、越知町（横島西部）、須崎市（安和）、梶原町（四万川、越知面、西区、東区）、津野町（郷、白石）、四万十町（中津川、仁井田）、四万十市（大宮）、宿毛市（沖の島、鶴来島）、土佐清水市（下川口）、大月町（姫ノ井）、黒潮町（蜷川、蛸瀬川）
スケジュール	随時
事業の流れ	
担当課室	中山間地域対策課 (Tel 088-823-9600)



○中山間地域振興アドバイザー

事業目的	中山間地域における地域の活性化や集落の維持・再生に向けて、様々な課題に直面している地域等に対して、専門的な知識や豊かな経験を有するアドバイザーの派遣等を行い、住民が主体となって取り組む地域づくり活動や、集落活動センターの円滑な立ち上げ及び活動を支援する。
アドバイザー	<p>(中山間地域活性化アドバイザー)</p> <p>小田切 徳美、小西 砂千夫、飯盛 義徳、岡崎 昌幸、 関司 直也、笠松 弘樹</p> <p>(集落活動センター推進アドバイザー)</p> <p>坂本 誠、藤山 浩、田村 樹志雄</p> <p>(実践活動アドバイザー)</p> <p>※必要に応じて適当と認められる者を実践活動アドバイザーとして派遣。</p>
対象者	集落活動センター、地域団体等
事業の流れ	
申請者	地域支援企画員（総括）
県が負担する経費	アドバイザー等派遣に係る講師謝金・旅費
事業例	<p>○平成 30 年度派遣実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・須崎市安和地区、津野町床鍋地区：藤山 浩氏 ・馬路村魚梁瀬地区：坂本 誠氏 ・土佐町石原地区、越知町横畠西部地区：田村 樹志雄氏 ・四万十町仁井田地区（会計システムによる経営管理等への助言） ・津野町白石地区（飲食の提供に関するメニュー作り等への助言） ・香南市平山地区（関係人口等に関する講演） ・室戸市椎名地区（ピザ焼き体験の実施に関する運営方法への助言） ・いの町柳野地区（税務、会計知識等に関する勉強会の開催） ・室戸市日南・大平地区（集落活動センターの立ち上げについて助言） ・須崎市浦ノ内地区（地域食材を活かした弁当作りについて助言） ・日高村能津地区（地域振興に関する計画づくりへの助言） ・土佐町松ヶ丘地区（地域づくりに関するファシリテーション） <p>※事業例は旧制度（集落活動センター推進アドバイザー、地域づくりアドバイザー）での派遣実績。</p>
担当課室	中山間地域対策課（Tel 088-823-9600）

○集落の活力づくり支援事業費補助金

事業の目的	小規模な集落などの活力づくりを促進し、集落活動センターの取り組みへのステップアップ等につなげていくため、住民が主体となって取り組む集落の活性化、経済活動の推進等に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する
補助先	(1) 市町村、一部事務組合若しくは広域連合又は複数の市町村が組織する協議会 (2) 集落、地域団体又はNPO法人等（緊急性が認められる場合に限る）
補助率	定額又は1/2
補助対象事業	(1) 集落活動活性化事業 集落の活性化、経済活動の推進、生きがいつくりの創出など、地域の課題解決に向けて、住民が主体的に取り組む集落活動の初動時等に必要ハード又はソフト事業 (2) 集落の活力づくり支援事業 集落活動センターの経済活動、地域アクションプランの取り組みなどの目標が明確となった集落活動の新たな展開や事業拡大等に必要ハード又はソフト事業
事業実施主体	(1) 市町村等 (2) 集落、地域団体又はNPO法人等
補助限度額	(1) 集落活動活性化事業 1補助事業当たり 50万円 (2) 集落の活力づくり支援事業 1補助事業当たり 1,000万円
事業例	平成30年度実績 8市町村8箇所
スケジュール	第1次募集 前年度1月頃 第2次募集 8月頃（以降、予算状況による）
事業の流れ	<pre> graph LR A[市町村等で計画書を作成] --> B[市町村等が補助申請] B --> C[県で交付決定] style C fill:#fff,stroke:#333,stroke-width:1px </pre>
担当課室	中山間地域対策課 (Tel 088-823-9600)

○高知県産学官民連携センター

事業目的	平成27年4月に「高知県産学官民連携センター」を開設し、「知の拠点」、「交流の拠点」、「人材育成の拠点」という三つの拠点機能を持ち、産業振興や地域の課題解決等を支援する。
支援内容	<p>「知の拠点」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学などと連携した事業化につなげるワンストップ窓口を設置 ・アイデアや構想を事業化につなげるための支援プログラムの実施 <p>「交流の拠点」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内外の人材や知恵を活用し、様々な講座やワークショップ等の開催 <p>「人材育成の拠点」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業人材育成プログラム「土佐まるごとビジネスアカデミー」(P31の事業を実施)
対象者	産業振興、地域の課題解決等に関わる全ての方
申請者	相談者、講座等の受講希望者
事業例	<p>○相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内高等教育機関のコーディネーター及び経営コンサルタント・中小企業診断士等民間のアドバイザー等との連携により、事業化に関する多様な相談に対し、アドバイス等の支援を行う <p>○支援プログラム</p> <p><ココプラビジネスチャレンジサポート></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ココプラの各種取組を通じて生み出されたアイデアを事業化しようとする取り組みを専任サポートチームの編成、専門家の助言、市場調査や試作品開発が可能な補助制度で支援する。 <p>○講座等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シーズ・研究内容紹介（高等教育機関等が持ち回りでシーズや研究内容を紹介） ・経営者トーク（県内企業の経営者を講師に招き、創業のエピソードや企業の強み、経営者として大切にしている視点や想い、今後の事業展開等を紹介） ・連続講座（アイデアをビジネスに結びつけるための知識、スキル等を習得し、ネットワークを構築するための連続した講座を開催。土佐まるごとビジネスアカデミーの実科に位置づけ（p32参照）
担当課室	産学官民連携センター（Tel 088-821-7111）

I 全般



2 人材導入・育成



①「高知ふるさと応援隊」の導入・育成、その他地域の人材の育成

○集落営農支援事業費補助金(ソフト事業分)

事業の目的	農業生産の共同活動に取り組む集落営農組織の裾野を広げるとともに、複合経営に取り組む「こうち型集落営農」の更なる拡大と法人化を推進する。
補助先	市町村
補助率	①定額 ②定額 ③2/3 以内（市町村の継ぎ足し 1/3 以上必須）
補助対象事業	集落営農を推進するために、市町村が実施する研修会の開催、先進地視察、高収益作物の導入、雇用確保などの取組に支援する。 ①集落営農推進事業 ②高収益作物導入支援 ③雇用確保支援
事業実施主体	市町村、集落営農組織
補助限度額	①上限 500 千円／市町村 ②下限額：100 千円（50 千円／10a） ③上限額：200 千円／人／年（市町村の継ぎ足し 1/3 必須）
事業例	平成 30 年度実績 14 市町村
スケジュール	年 4 回程度募集
事業の流れ	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> <p>市町村が、集落営農組織等に対する研修会、先進地視察や高収益作物導入、雇用確保等については、集落営農組織の事業計画を聞き取り実証計画書を作成し、補助申請</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>県で 交付決定</p> </div> </div>
担当課室	農業担い手支援課 (Tel 088 - 821 - 4807)

I 全般 → 2 人材導入・育成

→ ①「高知ふるさと応援隊」の導入・育成、その他地域の人材の育成

○複合経営拠点推進事業費補助金(ソフト事業分)

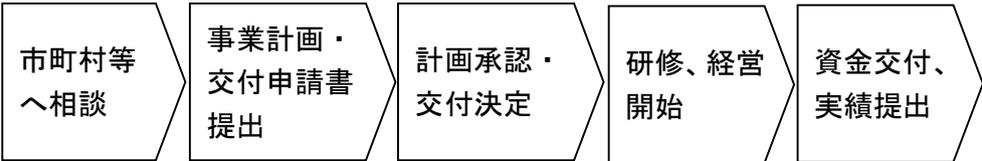
事業の目的	中山間地域の農業の競争力を高め、支える「中山間農業複合経営拠点」を県内に拡大する。
補助先	市町村
補助率	定額、1/2 以内、2/3 以内（市町村 1/3）（市町村の継足し必須）
補助対象事業	①拠点構想作成支援 ②経営発展支援 ③インターンシップ支援 ④庭先集荷支援 ⑤経営管理支援 ⑥高収益作物導入支援 ⑦雇用確保支援
事業実施主体	複合経営拠点、市町村
補助限度額	①拠点構想作成支援：500 千円／年／市町村等 ②経営発展支援：500 千円／年／市町村等 ③インターンシップ支援：1,500 千円／年／市町村等 ④庭先集荷支援：1,000 千円／年／市町村等 ⑤経営管理支援：500 千円／年／市町村等 ⑥高収益作物導入支援：50 千円／10 a／市町村等（下限額 100 千円） ⑦雇用確保支援：200 千円／人／年（市町村の継足し 1/3 以上必須）
事業例	—
スケジュール	随時
事業の流れ	
担当課室	農業担い手支援課 (Tel 088 - 821 - 4807)

I 全般 → 2 人材導入・育成

→ ①「高知ふるさと応援隊」の導入・育成、その他地域の人材の育成

○新規就農総合対策事業(①農業次世代人材投資事業、②担い手支援事業費補助金)

事業の目的	新規就農に向けた研修生や経営開始後（5年間）の新規就農者に対して交付主体が実施する事業に要する経費について支援する。
補助先	（一社）高知県農業会議、市町村等
補助率	①定額 ②専業農家育成 2/3 または 1/2 以内、（受入謝金）定額 後継者育成 1/2 以内
補助対象事業	—
事業実施主体	（一社）高知県農業会議、市町村等
補助限度額等	<p>①農業次世代人材投資事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備型 就農に向けて、研修機関等において研修する者への支援 年間 150 万円 最長 2 年間 （要件：研修終了後の就農時の年齢が 50 歳未満であること等） ・経営開始型 就農直後の経営確立に対する支援 年間最大 150 万円 最長 5 年間 （要件：独立・自営就農時の年齢が 50 歳未満であること等） <p>※その他の要件もありますので、詳細はお問い合わせください。</p> <p>②担い手支援事業費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専業農家育成区分 産地提案書等により、専業農家を目指して、農業技術習得を図る研修生と、研修受入機関等を支援する。 1) 研修助成金 （専業）年間 180 万円以内、150 万円以内または年間 144 万円以内、農業次世代人材投資事業「準備型」の上乗せは 30 万円以内、「農の雇用事業」の上乗せは 60 万円以内、最長 2 年間 2) 受入農家等に対する謝金 月額 5 万円以内 ・後継者育成区分 認定農業者等が U ターン就農した子弟に対して実施する親元研修を支援 1) 研修助成金 年間 120 万、90 万円または 60 万円 対象期間 1 年 2) 受入農家等に対する謝金 月額 5 万円以内 <p>※その他の要件もありますので、詳細はお問い合わせください。</p>
事業例	—
スケジュール	随時

<p>事業の流れ</p>	 <pre> graph LR A[市町村等へ相談] --> B[事業計画・交付申請書提出] B --> C[計画承認・交付決定] C --> D[研修、経営開始] D --> E[資金交付、実績提出] </pre>
<p>担当課室</p>	<p>農業担い手支援課 (Tel 088 - 821 - 4512)</p>

I 全般



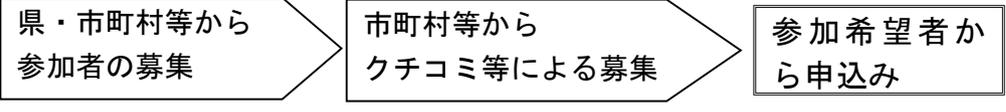
2 人材導入・育成

① 「高知ふるさと応援隊」の導入・育成、その他地域の人材育成

○ 高知ふるさと応援隊研修会

事業目的	「高知ふるさと応援隊」について、今後地域での活動の助けとなるような知識・情報、隊員同士の情報交換、ネットワークづくりの場を提供するとともに、今後高知ふるさと応援隊を導入している市町村や今後導入を検討している市町村に対して、情報や学習の機会を提供する。
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での活動の助けとなるような知識・情報の学習 ・ 県内隊員の活動事例紹介 ・ 高知ふるさと応援隊の導入や活用に関する情報 等 ・ 取り組みを進める隊員・市町村担当者同士の交流
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高知ふるさと応援隊員 ・ 市町村職員
事業の流れ	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 県から市町村への 開催通知 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 市町村から 地域への周知 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 市町村から 参加者の報告 </div> </div>
事業例	<p>○平成 30 年度開催実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 / 23 ~ 24 初任者研修会 参加者：隊員 37 名 市町村等職員 13 名 内容：先輩隊員による講演、ワークショップ など ・ 11 / 26 ~ 27 交流勉強会 参加者：隊員 41 名 市町村等職員 6 名 内容：法政大学教授 関司直也氏による講演 先輩隊員による講演、ワークショップ など
担当課室	中山間地域対策課 (Tel 088-823-9600)

○高知家地域おこし人交流セミナー

事業目的	地域おこし協力隊等の地域おこし活動の推進役となる人材の掘り起こし・確保を図るとともに、地域おこし人材のネットワーク化を通じた、地域おこし活動のさらなる活性化を目的とする。
事業概要	<p>【東京開催】（5市町村程度の参加を想定）</p> <p>○セミナーを通じた、地域おこし協力隊の募集・マッチングを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び地域おこし協力隊から市町村の魅力や地域活動の取り組みを紹介 ・都市圏から地方に移住した際の日常生活における留意点を紹介 ・個別相談や交流会を開催し、意見交換・情報交換を実施 <p>【高知市開催】（3市町村参加×3回）</p> <p>○セミナーを通じた、集落支援員や地域活動への参画者の掘り起こし及びフォローアップの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び地域住民から地域活動の取り組みを紹介し参画を呼びかけ ・WS や交流会を開催し、意見交換・情報交換を実施
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし活動に興味がある方 ・田舎に関心がある方
事業の流れ	
事業例	※平成31年度新規事業
担当課室	中山間地域対策課 (Tel 088-823-9600)

I 全般 → 2 人材導入・育成

→ ①「高知ふるさと応援隊」の導入・育成、その他地域の人材の育成

○産業人材育成プログラム「土佐まるごとビジネスアカデミー(土佐 MBA)」

事業目的	産学官の機能を生かして産業人材を育成するため構築した「産業人材育成プログラム」に基づき、受講者のニーズ・レベルに応じた研修を体系的に実施することにより、産業振興の担い手となる人材を育成する。
研修内容	<p>ビジネスに必要な幅広い分野の内容について、基礎知識から応用・実践力まで身につける研修「土佐まるごとビジネスアカデミー」を実施。</p> <p><本科></p> <p>①経営戦略コース ②マーケティング・商品企画コース ③会計コース ④財務戦略コース ⑤事業マネジメント・業務改善コース ⑥事業創出コース ⑦組織・人的資源マネジメントコース</p> <p>○特別セミナー／スキルアップセミナー、ビジネストレンドセミナー</p> <p><実科></p> <p>・エグゼクティブコース ・土佐経営塾 ・目指せ！弥太郎商人塾 ・ナリワイセミナー（東部集客塾・幡多稼ごう塾） ・社内起業家（イントラプレナー）育成支援講座 ・事業戦略フォローアップ講座</p> <p><専科></p> <p>・食のプラットフォーム 勉強会・セミナー ・土佐の観光創生塾 ・アートビジネス講座 ・6次産業化セミナー ・IT・コンテンツアカデミー 等</p> <p>特徴</p> <p>※1講座から受講可（本科） ※夜間・休日も開講 ※インターネットを活用した受講（リアルタイム又は録画配信）も可能 （本科/一部対応していない講座もあり） ※手ごろな受講料で受講可</p>
対象者	産業に関わる全ての方（支援者も含む）
事業の流れ	 <p>県から受講者の募集 → 受講希望者から申込み</p> <p>受講者の受付などの業務については、アビリティセンター(株)高知オフィスに委託。</p>
申請者	受講希望者
県が負担する経費	土佐 MBA 実施に係る経費
事業例	<p>○本科：経営に必要な基礎知識を分野ごとに体系的に学ぶ講座として、7コース＋2セミナーを実施。</p> <p>○実科：演習やグループワークなどを中心とした、より実践的な6つの講座を実施。</p> <p>○専科：各分野の専門機関が、より専門的な知識・技術を学ぶための講座を実施。</p>
担当課室	産学官民連携センター（Tel 088-821-7111）

I 全般



2 人材導入・育成



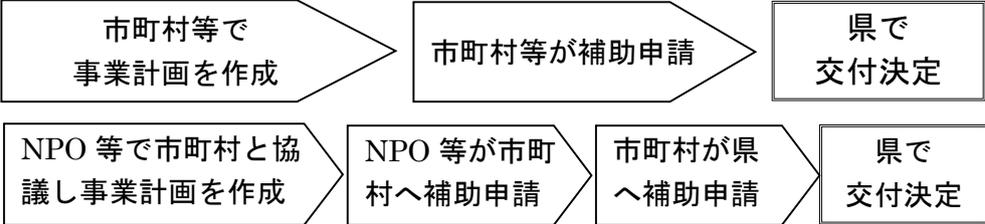
② 地域外からの UI ターン者の受け入れ窓口の体制づくり

○ 移住担当窓口設置等の支援

事業目的	集落活動センターでUターンやIターン希望者の相談対応、受入体制づくりを行おうとする地域等を対象に、移住促進課職員や移住・交流コンシェルジュを派遣し、体制づくりや実施に対してのアドバイスを行う。
支援内容	下記の移住促進にかかる活動に対するアドバイス ・ 相談窓口の設置 ・ お試し滞在施設の活用 ・ 移住体験ツアーの実施 等
対象者	・ 地域住民 ・ 高知ふるさと応援隊
事業の流れ	
申請者	地域住民や市町村など
担当課室	移住促進課 (Tel 088-823-9755)

○移住促進事業費補助金

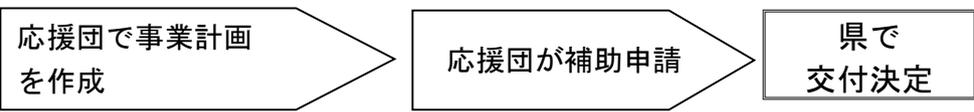
事業の目的	市町村等やNPO等が行う、移住を促進するための取り組みに要する経費を支援する。
補助先	市町村等（一部事務組合、広域連合、複数の市町村等で組織する協議会を含む）、NPO等
補助率	1／2以内（補助対象経費に地方創生推進交付金を充当する場合は1／6以内）、定額（定住支援事業、NPO等支援事業）
補助対象事業	<p>【1 市町村等支援事業】</p> <p>①受入体制整備事業 (ア) お試し滞在施設や移住者向け住宅の整備 (イ) 市町村等が行う以下のソフト事業に要する経費 例：移住専門相談員の配置、県外での移住に関するイベントや相談会等への出展、移住体験ツアーの実施、空き家の荷物の整理や処分等</p> <p>②Uターン促進事業 Uターンに係る荷物の運搬に要する経費(引越事業者への支払)</p> <p>③起業希望者誘致促進事業 県外での起業関連のプログラムへの参加や、セミナー等の実施に要する経費</p> <p>④広域連携事業 複数の市町村等が行う以下のソフト事業に要する経費 例：県外での移住に関するイベントや相談会等の実施、移住体験ツアーの実施、情報発信素材の作成</p> <p>⑤定住支援事業 地域移住サポーター等が行う定住支援の取組に要する経費 例：移住者と地域住民の交流会の開催（移住者向け情報発信素材の作成）</p> <p>⑥生涯活躍のまちづくり支援事業 市町村が行う生涯活躍のまちの形成に向けた構想や計画づくり、事業支援等に要する経費</p> <p>【2 NPO等支援事業】</p> <p>①移住及び交流を促進するためのソフト事業に要する経費 例：移住体験ツアーの実施、移住者交流会の開催等</p> <p>②移住促進を行う全県的なNPO等のネットワーク組織が実施するソフト事業に要する経費 例：移住相談員等のためのワークショップの開催、情報発信の取り組み等</p>

実施主体	<p>【1 市町村等支援事業】市町村、NPO 等</p> <p>【2 NPO 等支援事業】活動範囲が複数の市町村である NPO 等</p>
補助限度額	<p>【1 市町村等支援事業】</p> <p>① (ア) 1 団体当たり 3, 000 万円 (1 専用区画当たり 450 万円) (イ) 1 団体当たり 400 万円 (移住専門相談員は 1 人当たり年間 100 万円)</p> <p>② 1 団体当たり 50 万円</p> <p>③ 1 団体当たり 50 万円 (複数の市町村等で実施する場合は、1 団体当たり 50 万円×構成市町村数 (上限 200 万円))</p> <p>④ 1 団体当たり 50 万円×構成市町村数 (上限 200 万円)</p> <p>⑤ 1 団体当たり 20 万円</p> <p>⑥ 1 団体当たり 100 万円 (構想及び計画を策定している市町村のソフト・ハード事業は上限 1, 000 万円)</p> <p>【2 NPO 等支援事業】</p> <p>① 1 団体当たり 50 万円</p> <p>② 1 団体当たり 200 万円</p>
事業例	<p>【1 市町村等支援事業】</p> <p>安田町 (移住専門相談員の設置、移住相談会への参加等)</p> <p>梶原町 (移住定住促進住宅の整備等)</p> <p>【2 NPO 等支援事業】</p> <p>高知家移住促進プロジェクト (移住相談員の勉強会の実施等)</p>
スケジュール	随時
事業の流れ	<p>【1 市町村等支援事業】</p>  <pre> graph LR subgraph "【1 市町村等支援事業】" A[市町村等で事業計画を作成] --> B[市町村等が補助申請] B --> C[県で交付決定] end subgraph "NPO等支援事業" D[NPO等で市町村と協議し事業計画を作成] --> E[NPO等が市町村へ補助申請] E --> F[市町村が県へ補助申請] F --> G[県で交付決定] end </pre> <p>【2 NPO 等支援事業】</p>  <pre> graph LR subgraph "【2 NPO 等支援事業】" H[NPO等で事業計画] --> I[NPO等が補助申請] I --> J[県で交付決定] end </pre>
担当課室	移住促進課 (Tel 088 - 823 - 9755)

○小規模林業総合支援事業費補助金

事業の目的	県は、小規模林業の推進に取り組む市町村と連携して、中山間地域における雇用創出と移住者の定住促進、林業の担い手を確保するため、特定非営利活動法人、市町村の長が補助することが必要であると認める団体に対し、市町村が行う次に掲げる事業に要する経費について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、市町村が直接、事業を行う場合も含む。
補助対象事業	<p>(1) 副業型林家育成支援事業 副業型林家の育成を目的とした、森林施業の技術などを習得する実践的な研修</p> <p>(2) 林地集約化支援事業 ア 森林情報整備事業 森林の集約化に必要なとなる森林情報の収集や整備 イ 施業集約化促進事業 森林の集約化を進めるために必要となる現地調査、森林所有者との合意形成、森林活用計画の作成</p> <p>(3) 林業体験ツアー開催支援事業 小規模林業による中山間地域での定住に興味を持つ方を対象に、小規模林業実践者を訪問し、現場作業等を実体験するツアーの実施</p>
補助先	市町村
補助率	2分の1以内
事業実施主体	市町村、NPO 法人、 市町村の長が補助することが必要であると認める団体
補助限度額	<p>(1) 副業型林家育成支援事業 : 800 千円/市町村</p> <p>(2) 林地集約化支援事業 ア 森林情報整備事業 : 745 千円/市町村 イ 施業集約化促進事業 : 23 千円/ヘクタール</p> <p>(3) 林業体験ツアー開催支援事業 : 500 千円/市町村</p>
事業例	平成 28 年度 : 5 市町村、平成 29 年度 : 4 市町、平成 30 年度 : 4 市町
スケジュール	随時
事業の流れ	<pre> graph LR A[市町村又は NPO 等で 事業計画を作成] --> B[市町村が 補助申請] B --> C[県で 交付決定] </pre>
担当課室	森づくり推進課 (Tel 088 - 821 - 4571)

○出会いのきっかけ応援事業費補助金

事業の目的	少子化対策の一環として、出会いや結婚への支援を望んでいる独身者の希望を叶えるため、「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」として登録されている団体が実施する「出会いのきっかけ応援事業」に要する経費を支援する。
補助先	高知家の出会い・結婚・子育て応援団として登録されている団体 (市町村若しくは複数の市町村が中心となって組織する協議会又は民間の非営利団体に限る)
補助率	定額
補助対象事業	県内に在住し、若しくは在勤し、又は将来高知県に住む希望がある20歳以上の独身者を対象に、1回のイベントにつき、公募により募集定員20名以上で実施する「高知家の出会い・結婚・子育て応援団等イベント実施要領」に基づいた交流事業
実施主体	補助先と同じ
補助限度額	イベント等実施回数 1回以上：25万円、3回以上：30万円、5回以上：35万円 ※ただし、1回のイベントにつき、募集定員100名以上の場合は35万円
事業例	○地元農産物の収穫体験と料理イベント 自己紹介→収穫体験→JA女性部による料理教室(食事タイム) →フリータイム→マッチング ○地域の観光資源を活用したイベント 自己紹介→カヤック体験、サイクリング、パワースポット巡り等 →食事タイム→フリータイム→マッチング ○地域の方とのふれ合いイベント 自己紹介→こんにゃく作り、たたき作り、竹細工等地域の方を講師に体験→フリータイム(食事)→マッチング
スケジュール	随時
事業の流れ	
担当課室	少子対策課 (Tel 088 - 823 - 9717)

※イベントアドバイザー・ファシリテーター制度の活用について

初めてイベントを行う場合等、イベント実施のノウハウやコツをお伝えするイベントアドバイザー・ファシリテーターの派遣を行っています。派遣は無料ですのでお気軽にお問い合わせください。

こうち出会いサポートセンター (Tel 088 - 821 - 8080)

Ⅱ 経済的な活動



1 産業づくり



① 農林水産物の生産

○こうち農業確立総合支援事業

事業の目的	市町村が自主性、主体性をもって推進する農業生産活動等に係る農業振興施策を支援する。
補助先	市町村、複数の市町村が組織する協議会等
補助率	市町村等が補助する額（補助対象経費）の 1/2 以内
補助対象事業	近代化施設整備、基盤整備等
事業実施主体	市町村等（市町村長等が認める団体、グループ（但し受益戸数 3 戸以上）を含む）
補助限度額	なし（但し、養液栽培システム等は上限あり）
事業例	平成 30 年度実績 6 市町村 11 件
スケジュール	1 次（4 月下旬）、2 次（7 月中旬）、3 次（9 月中旬）、 4 次（11 月上旬） ※予算状況により変更あり
事業の流れ	<pre> graph LR A[地域の皆さんで計画を作成し、市町村に要望] --> B[市町村が補助申請] B --> C[県で交付決定] </pre>
担当課室	農業政策課（Tel 088 - 821 - 4511）



○環境保全型農業直接支払交付金

事業の目的	地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して交付金を交付し、化学肥料・化学合成農薬による環境負荷の軽減、さらには農業が有する環境保全機能の向上を図る。
補助先	市町村
補助率	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4
補助対象事業	<p>○化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とセットで行う営農活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カバークロープ (8,000円以内/10a) ・堆肥の施用 (4,400円以内/10a) ・冬期湛水管理【有機質肥料施用、畦補強等実施】 (8,000円以内/10a) ・冬期湛水管理【有機質肥料施用、畦補強等未実施】 (7,000円以内/10a) ・冬期湛水管理【有機質肥料未施用、畦補強等実施】 (5,000円以内/10a) ・冬期湛水管理【有機質肥料未施用、畦補強等未実施】 (4,000円以内/10a) ・土着天敵の温存利用技術 (8,000円以内/10a) ・インセクタリアープランツの植栽 (8,000円以内/10a) <p>○化学肥料、化学合成農薬を使用しない取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機農業 (8,000円以内/10a) <p style="text-align: center;">※雑穀類、飼料作物は3,000円/10a</p> <p>(注) 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みのため、全国の申請額合計が国の予算額を上回った場合は、交付額が減額されることがあります。</p>
事業実施主体	農業者グループ等 (国際水準GAPに取り組んでいることが要件。)
補助限度額	
事業例	平成30年度実績 15市町村 36件 192.31ha
スケジュール	実施計画書等提出〆切 6/30
事業の流れ	<pre> graph LR A[農業者グループの皆さんが計画を作成し、市町村へ申請] --> B[市町村が補助申請] B --> C[県で交付決定] </pre>
担当課室	環境農業推進課 (Tel 088 - 821 - 4545)

○県産米ブランド化推進事業費補助金

事業の目的	主食用米の品質や認知度の向上など、ブランド化を図る産地の取り組みを支援するとともに、新奨励品種「よさ恋美人」を導入したりレー販売のPR活動を支援する。
補助先	市町村、農業協同組合等
補助率	1/2 以内（食味計導入経費は 1/3 以内）
補助対象事業	報償費、旅費、需用費（食糧費を除く）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費
事業実施主体	農業協同組合、営農集団 等
補助限度額	600 千円（ブランド化に継続して取り組む集団） 200 千円（ブランド化に新規に取り組む集団）
事業例	平成 30 年度実績 3 組織
スケジュール	交付申請・決定 随時
事業の流れ	<pre> graph LR A[米のブランド化を目指す組織の皆さんで計画を作成] --> B[県に交付申請 (市町村経由も可)] B --> C[県で交付決定] </pre>
担当課室	環境農業推進課 (Tel 088 - 821 - 4535)



○ 集落営農支援事業(ハード事業分)

事業の目的	農業生産の共同活動に取り組む集落営農組織の裾野を広げるとともに、複合経営に取り組む「こうち型集落営農」の更なる拡大と法人化を推進する。
補助先	市町村
補助率	(ア) 一般タイプ：1/3 以内（市町村の継足し任意） (イ) こうち型タイプ：1/2 以内（市町村の継足し任意） (ウ) 法人推進タイプ：1/2 以内（市町村 1/10 以上）（市町村の継足し必須）
補助対象事業	(ア) 一般タイプ ① 農業機械整備事業 (イ) こうち型タイプ（※こうち型集落営農実施計画作成） ① 農業機械・施設整備事業 ② 農産加工機械・施設整備事業 (ウ) 法人推進タイプ（※法人化計画作成（2 年以内の法人化必須）、法人経営計画作成） ① 農業機械・施設整備事業 ② 農産加工機械・施設整備事業
事業実施主体	集落営農組織
補助限度額	(ア) 一般タイプ ① 農業機械整備事業：機械6,000千円/組織 (イ) こうち型タイプ ① 農業機械・施設整備事業：機械9,000千円～20,000千円/組織 施設5,000千円～10,000千円/組織 ※経営規模に応じて ② 農産加工機械・施設整備事業：機械20,000千円、施設10,000千円/組織 (ウ) 法人推進タイプ ① 農業機械・施設整備事業：機械9,000千円～20,000千円/組織 施設5,000千円～10,000千円/組織 ※経営規模に応じて ② 農産加工機械・施設整備事業：機械20,000千円、施設10,000千円/組織 (※下限額：150千円)
事業例	平成 30 年度実績 17 組織
スケジュール	年 4 回程度募集
事業の流れ	
担当課室	農業担い手支援課 (Tel 088 - 821 - 4807)



○ **複合経営拠点支援事業費補助金(ハード事業分)**

事業の目的	中山間地域の農業の競争力を高め、支える「中山間農業複合経営拠点」を県内に拡大する。
補助先	市町村
補助率	①農業用機械等整備支援 1/2 以内（市町村 1/6 以上 市町村の継足し必須） ②特別承認支援 1/10 以内（市町村 1/15 以上 市町村の継ぎ足し必須）
補助対象事業	（※中山間農業複合経営拠点整備計画作成） ①農業用機械等整備支援 ②特別承認支援
事業実施主体	中山間農業複合経営拠点、市町村
補助限度額	①農業用機械等整備支援 ②特別承認支援 上限なし（※下限額：150 千円）
事業例	—
スケジュール	随時
事業の流れ	<pre> graph LR A[中山間農業複合経営拠点において計画作成し、市町村に要望] --> B[市町村が補助申請] C[市町村が計画作成し補助申請] --> D[県で交付決定] </pre>
担当課室	農業担い手支援課 (Tel 088 - 821 - 4807)



○園芸用ハウス整備事業費補助金(拠点整備区分)

事業の目的	園芸用ハウスの規模拡大、高度化による経営発展や新規就農者を確保するため、ハウスの整備を支援し、園芸産地の維持、強化を図る。
補助先	市町村
補助率	県 1/2 以内、市町村 1/4 以上
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園芸用ハウス本体、附帯設備、施工費 (被覆資材は長期展帳フィルムのみ補助対象) ・ 流出防止装置付き燃料タンク設備
事業実施主体	集落活動センター(法人)、JA 出資型法人、市町村農業公社、農業協同組合又は市町村
補助限度額	<p>補助対象事業費限度額：1,200 万円/10a 以下の附帯設備を整備する場合は、上記限度額に上乘せする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期展張フィルム：200 万円/10a ・ ヒートポンプ、木質バイオマスボイラー：300 万円/10a ・ 養液栽培設備：300 万円/10a ・ 循環式殺菌処理装置：230 万円/棟 ・ 炭酸ガス発生機を含む環境制御装置：100 万円/棟 ・ 流出防止装置付き燃料タンク：130 万円/基
事業例	—
スケジュール	交付申請書等提出〆切 毎月 15 日(4 月、12 月は 10 日)
事業の流れ	<pre> graph LR A[農業者グループの皆さんが計画を作成し、市町村へ申請] --> B[市町村が補助申請] B --> C[県で交付決定] </pre>
担当課室	環境農業推進課 (Tel 088 - 821 - 4531)



○ 地域林業総合支援事業費補助金

事業の目的	森林資源の有効利用による地域林業の活性化を目的として、市町村等が自らの発想で提案する事業を支援することにより、森林資源の有効利用と森林資源を活用した地域産業の育成を図る。
補助先	市町村等及び広域活動団体
補助率	1/2 以内。(ただし林業機械は 1/3 又は 4/10 以内。作業道は区分ごと、シキミ植栽 160 円/本、サカキ植栽 150 円/本、シキミ・サカキ園改良 100 千円/ha、キノコ用原木の購入 150 円/本及びキノコ用種駒等の購入 1/2 以内)
補助対象事業	市町村等、広域活動団体等が実施又は森林所有者(作業道整備事業のみ)、林業事業体及び集落活動センター運営組織(特用林産振興事業のみ)等に市町村が間接補助する事業で地域林業の振興に効果が認められるもの
事業実施主体	市町村、広域活動団体等
補助限度額	—
事業例	平成 30 年度の主な事業 作業道の開設、椎茸栽培関連機材(ハウス暖房機 2 台、エアクール 2 台、ファン 3 台、加湿器 3 台)の導入、キノコ用原木及びキノコ用種駒等の購入、イタドリ地下茎の購入、ウバメガシ人工造林地除伐、炭用原木割り機 1 台、GIS 測量機 1 台
スケジュール	5 月上旬頃までに事業計画を知事に提出(以降は予算状況による) ※間接補助事業のため市町村の予算化が必要(広域団体を除く)
事業の流れ	<pre> graph LR A[事業主体が事業計画を作成、市町村に要望] --> B[市町村が補助申請] B --> C[県で交付決定] </pre>
担当課室	木材産業振興課 (Tel 088 - 821-4591)



○ 漁業生産基盤維持向上事業費補助金

事業の目的	漁業活動の維持、向上等に必要な事業を支援することによって、漁業の振興を図る。
補助先	市町村、漁業協同組合、漁業関係者グループ等
補助率	1 / 2 以内
補助対象事業	(1) 共同利用施設 (2) 水産物加工流通施設 (3) 漁場・漁業環境の整備 (4) 増養殖の施設整備 (5) 燃油タンクの減災対策 など
事業実施主体	市町村、漁業協同組合、漁業関係者グループ等
補助限度額	補助金額の上限額 500 万円 ※その他メニューにより補助金額の上限額、下限額の設定あり
事業例	平成 30 年度採択例 須崎市 (魚市場海水殺菌装置設置事業) 土佐清水市 (漁獲物集荷・販売強化支援事業) 土佐清水市・宿毛市 (サメの有効活用事業) 内水面漁連 (アユ産卵場造成事業)
スケジュール	随時
事業の流れ	<pre> graph LR A[事業実施主体で 要望をまとめる] --> B[市町村が 補助申請又は、 事業実施主体 より申請] B --> C[県で 交付決定] </pre>
担当課室	漁業振興課 (Tel 088 - 821 - 4613)



○ 沿岸漁業設備投資促進事業費補助金

事業の目的	沿岸漁業者を対象に生産性の向上を図るため、漁労用機器等の整備を支援する。
補助先	市町村
補助率	新規就業者 1 / 10 以内、既存漁業者 1 / 20 以内
補助対象事業	<p>1 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総トン数 10 t 未満の漁船漁業者 ・ 浜の活力広域プランを策定する広域水産業再生委員会に属する漁業者 <p>2 対象設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業で採択となった漁労用機器等であること
事業実施主体	漁業者
補助限度額	補助限度額：250 万円
事業例	<p>平成 30 年度事業例</p> <p>須崎市 (主機 2 件)</p> <p>土佐清水市 (主機 4 件)</p> <p>安芸市 (イカ釣り機 2 件)</p>
スケジュール	国の競争力強化型機器等導入緊急対策事業のスケジュールによる
事業の流れ	<pre> graph LR A[事業実施主体から要望] --> B[市町村が補助申請] B --> C[県で交付決定] </pre>
担当課室	漁業振興課 (Tel 088 - 821 - 4613)

Ⅱ 経済的な活動



1 産業づくり



① 農林水産物の生産

○ 漁船導入支援事業費補助金

事業の目的	一般社団法人高知県漁業就業支援センターが実施する中核的漁業者への漁船のリース事業を支援する。
補助先	市町村
補助率	新規就業者 1 / 10 以内、既存漁業者 1 / 20 以内
補助対象事業	<p>1 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「浜の活力再生広域プラン」又は「漁船漁業構造改革広域プラン」において中核的漁業者に位置付けられた者 <p>2 対象設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総トン数 10 t 未満の漁船の取得・整備
事業実施主体	一般社団法人高知県漁業就業支援センター
補助限度額	補助上限額：250 万円
事業例	<p>平成 30 年度事業例</p> <p>室戸市 (新規就業者 3 名)</p> <p>土佐清水市 (新規就業者 4 名)</p>
スケジュール	国の水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業のスケジュールによる
事業の流れ	<pre> graph LR A[事業実施主体で 要望をまとめる] --> B[市町村が 補助申請] B --> C[県で 交付決定] </pre>
担当課室	漁業振興課 (Tel 088 - 821 - 4613)

Ⅱ 経済的な活動

☞ 1 産業づくり

☞ ②地域の資源を生かした特産品（加工品等）づくり・販売

○食品産業総合支援事業費補助金

事業の目的	県内の食品事業者又は団体等が、販路を見据えた商品開発・改良や衛生管理向上、生産性向上を図るための費用の一部を助成します。		
補助先	県内に所在する食品事業者・団体等		
補助率	ソフト：1/2 以内 ハード：1/3 以内		
補助対象事業	<p>1 商品開発</p> <p>①商品開発に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（ソフト）専門家へのアドバイス料、試作品開発費、パッケージのデザイン・版代・型代 ・（ハード）新商品開発に必要な機器導入費（取得額 50 万円未満） <p>②商品 PR に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（ソフト）PR 用パンフレット・POP 等のデザイン・印刷費、展示商談会の出展料・旅費、e コマースサイトの開設費 <p>2 商品改良</p> <p>○商品改良に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（ソフト）専門家へのアドバイス料、試作品開発費、パッケージのデザイン・版代・型代 <p>3 衛生管理向上</p> <p>○HACCP 手法の導入に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（ソフト）国際衛生基準（JFS、FSSC 等）認証取得審査費用 ・（ハード）CCP（重要管理点）の設定等に必要な機器導入費（取得額 50 万円未満）、工事請負費（請負額 50 万円未満） <p>4 生産性向上</p> <p>○生産性向上（省力化及び効率化）等に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（ソフト）専門家へのアドバイス料 ・（ハード）生産性向上や新商品開発などに必要な機器導入費 		
事業実施主体	県内の食品事業者・団体等		
補助限度額	上限 3,000 千円、下限 100 千円 ※商品改良の場合は、上限 1,500 千円 ※衛生管理向上でソフト事業のみの場合は、上限 1,000 千円		
事業例	H30 年：商品パッケージの改良・開発、展示商談会の出展、製造機器の導入、錆止め塗装 など		
スケジュール	随時（審査会 5 月、7 月、10 月、12 月（予定））		
事業の流れ	<pre> graph LR A[ワンストップ 相談窓口] --> B[事業化プラン (中長期計画) の策定] B --> C[事業に要する 費用の 補助申請] C --> D[交付決定] </pre>		
担当課室	地産地消・外商課 (Tel 088 - 823 - 9704)		

Ⅱ 経済的な活動



1 産業づくり



②地域の資源を生かした特産品（加工品等）づくり・販売

○6次産業化セミナー

事業目的	県内各地域の食や環境などの地域資源を活かした農村地域の活性化や農業振興など、6次産業化に意欲的に取り組もうとするグループや団体、法人等を対象に研修を実施し、自ら主体的に企画立案し、行動できる人材を育成する。
研修内容	〔スタートアップコース〕 ・講習会 〔実践コース〕6事業者（グループ・法人） ・講義・個別指導、成果発表
対象者	農業者を含むグループ等（1グループ2～3名）、基礎コースは個人可
事業の流れ	<p>〔スタートアップコース〕 公募形式 〔実践コース〕</p> <pre> graph LR A[公募・ブロック推薦] --> B[県により受講グループ決定] B --> C[連続7回講習] </pre>
申請者	対象者と同じ
県が負担する経費	講師謝金、会場借上費など
事業例	平成30年度修了生：【実践コース】6事業者（4グループ、2法人）
担当課室	農産物マーケティング戦略課（Tel 088-821-4537）

Ⅱ 経済的な活動



1 産業づくり



②地域の資源を生かした特産品（加工品等）づくり・販売

○6次産業化サポートセンターによる個別相談

事業目的	6次産業化に関する個別相談や、直販所活性化に関する相談などに対しアドバイザーを派遣する。
アドバイザー	6次産業化に関する取組や直販所における商品の見せ方、POPの書き方等に関する専門的な知見を有する者
支援内容	6次産業化に取り組むにあたって不安や課題を抱える生産者等に対し、専門家が個別相談形式で課題解決にあたるとともに、六次産業化・地産地消法に係る法認定に向けたサポートを行う。 また、生産者が直販所を活用して6次産業化に取り組むにあたり、商品の見せ方や商品POPの活用の仕方などへの助言を行う。
対象者	6次産業化に取り組む農林漁業者等
事業の流れ	<pre> graph LR A[6次産業化に取り組む農林漁業者等] --> B[高知6次産業化サポートセンターによる専門家派遣日程等の調整] B --> C[専門家の派遣による課題解決のための助言等] </pre>
申請者	6次産業化に取り組む農林漁業者等
県が負担する経費	アドバイザーへの謝金、旅費
事業例	六次産業化・地産地消法に係る法認定事業者：28事業者
担当課室	農産物マーケティング戦略課 (Tel 088 - 821 - 4537)

Ⅱ 経済的な活動



1 産業づくり



②地域の資源を生かした特産品（加工品等）づくり・販売

○「てんこす」との連携による地域産品の販路拡大への支援

事業目的	集落活動センターで開発された特産品の販路拡大のため、土佐セレクトショップ「てんこす」との仲介・斡旋を行う。
支援内容	「てんこす」において、集落活動センターで開発された特産品のテストマーケティングの実施、共同配送システムの活用により販路拡大の支援を行う。
対象者	集落活動センター
事業の流れ	
事業例	山下濁酒製造所「山の雫」 本山町地域おこし協力隊から出品要請⇒「てんこす」との仲介⇒店頭販売（テストマーケティング）⇒商品納入
担当課室	経営支援課（Tel 088-823-9679）



○ 高知県観光拠点等整備事業費補助金

<p>事業の目的</p>	<p>高知県産業振興計画を効果的に実行するため、自然景観や体験型観光資源の磨き上げ、観光拠点の整備及び観光資源の発掘、磨き上げ等地域が主体となった全国からの誘客につながる観光地づくりを総合的に支援し、必要な経費に対して補助する。</p>
<p>補助対象事業</p>	<p>・①、②、③、⑤共通事項－地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組又はこれに準ずると認められる取組</p> <p>①観光資源創出支援事業－事業等の立上げ段階若しくは施行段階にある取組</p> <p>②観光商品磨き上げ事業－既存の観光商品の更なる磨き上げ又は新たな観光商品の創出等、観光客の増加を図る取組</p> <p>③観光拠点整備事業－全国から人を呼べる広域観光の核となる拠点の整備又は地域での観光振興の底上げにつながる取組</p> <p>④地域観光クラスター化支援事業－地域において事業者が連携して周遊化や事業規模の拡大に向けた地域観光クラスターを形成する取組</p> <p>⑤自然体験型観光資源強化事業</p> <p>(1) 自然景観等観光基盤整備事業－自然景観を活用した観光基盤の整備に係る取組や、合わせて行うその自然景勝地等で新たに経済効果を生み出す新資源の創出に係る取組、また周遊促進のための取組</p> <p>(2) 体験型観光資源強化事業－全国から人を呼べる自然体験型観光の核となる拠点の整備又は地域での自然体験型観光の底上げにつながる取組</p> <p>(3) 基本構想等策定支援事業－自然景観を活用した観光基盤整備及び体験・滞在型施設の新設・改修に関する専門的知見を踏まえた基本構想の作成やアドバイザーの活用に係る取組</p>
<p>補助先</p>	<p>①、②、③市町村</p> <p>④「土佐の観光創生塾」受講者（事業実施年度以前の受講者も含む）</p> <p>⑤(1)、(2)、(3)市町村</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>①観光客の増加が図られる取組の立ち上げ段階若しくは試行段階にある取組に係る経費</p> <p>②、③体験・滞在型の観光の推進に必要な施設、設備等の経費、既存の観光商品の商品価値を高める取組に係る経費、観光客の増加が図られる取組に係る経費</p> <p>④「土佐の観光創生塾」受講者が中心となり2事業者以上が連携して周遊化や事業規模拡大に向けた地域観光クラスターを形成する取組に必要な経費</p> <p>※①～③までは⑤の対象となる事業を除くもの</p> <p>⑤(1) 自然景観を活用した観光基盤の整備に係る経費や、合わせて行う、その自然景勝地等で新たに経済効果を生み出す新資源の創出に係る経費、周遊促進のための取組にかかる経費</p>

	<p>(2) 体験・滞在型の観光の推進に必要な施設、設備等の経費、既存の観光商品の商品価値を高める取組に係る経費、観光客の増加が図られる取組に係る経費</p> <p>(3) 自然景観を活用した観光基盤整備及び体験・滞在型施設の新設・改修に関する専門的知見を踏まえた基本構想の作成（基本設計は除く）又はアドバイザーの活用にかかる経費、事業戦略の作成に係る経費</p>
補助率	<p>①観光資源創出支援事業－1/2以内</p> <p>②観光商品磨き上げ事業－1/2以内</p> <p>③観光拠点整備事業－1/2以内</p> <p>④地域観光クラスター化支援事業－1/2以内</p> <p>⑤自然体験型観光資源強化事業</p> <p>(1) 自然景観等観光基盤整備事業－1/2以内 ※ただし、自然景観を活用した観光基盤の整備と合わせて行う、その自然景勝地等で新たに経済効果を生み出す新資源の創出に係る経費、または周遊促進のための取組に係る経費は2/3以内</p> <p>(2) 体験型観光資源強化事業－1/2以内</p> <p>(3) 基本構想等作成支援事業－2/3以内 ※ただし、事業戦略の作成に係る経費については定額</p>
補助限度額	<p>①観光資源創出支援事業－1市町村等当たり10万円以上200万円以下</p> <p>②観光商品磨き上げ事業－1補助事業当たり5,000万円</p> <p>③観光拠点整備事業－1補助事業当たり3億円 ※ただし、交付要領に定める要件を満たした場合は、1補助事業当たり6億円</p> <p>④地域観光クラスター化支援事業－1補助事業当たり50万円以上200万円以下</p> <p>⑤自然体験型観光資源強化事業</p> <p>(1) 自然景観等観光基盤整備事業－1補助事業当たり5,000万円 ※ただし、交付要領に定める要件を満たした場合は、1補助事業当たり6億円、周遊促進のための取組に係る経費は1クラスター当たり2,000万円（ハード整備に関する経費は1,000万円を上限）</p> <p>(2) 体験型観光資源強化事業－1補助事業当たり5,000万円 ※ただし、交付要領に定める要件を満たした場合は1補助事業当たり3億円若しくは6億円（ソフト事業については1補助事業当たり10万円以上）</p> <p>(3) 基本構想等作成支援事業－1補助事業当たり500万円 ※ただし、事業戦略の策定に係る経費については1事業者あたり50万円</p>

事業実施主体	<p>①、②、③市町村等又は市町村等の長が補助を行う団体</p> <p>④「土佐の観光創生塾」受講者及び受講者と地域観光クラスターを形成する事業者（ただし、体験プログラムの提供・販売ができる事業者が1事業者以上含まれていること）</p> <p>⑤(1)、(2)、(3)市町村又は市町村の長が補助を行う団体</p>
事業例	<p>H30実施箇所（抜粋）</p> <p>①該当なし</p> <p>②安芸市伊尾木洞観光案内所整備事業、日高村観光案内所整備事業、土佐清水ジオパーク推進事業</p> <p>③該当なし</p> <p>④竜串まるごと体験プラン造成事業</p> <p>⑤大川村白滝の里施設改修基本構想策定事業、天狗荘リニューアル基本設計策定事業</p>
スケジュール	随時
事業の流れ	<p>地域団体、観光協会等が計画を作成し、市町村に要望（市町村での予算措置等が必要）</p> <p>市町村から県へ申請（地域本部経由）</p> <p>県による審査交付決定</p> <p>地域観光クラスター化支援事業は県へ直接申請（地域コーディネーター等と協議が必要）</p> <p>⑤自然体験型観光資源強化事業については、必須要件の定めあり</p> <p>(1)自然景観等観光基盤整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光クラスター整備計画 ・プロモーション計画の作成 ・多言語対応の取組 ・アドバイザーの活用 <p>(2)体験型観光資源強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな経済効果を生み出す事業戦略の作成（研修等のソフト事業又は1物品当たり50万円未満の備品整備についてはこの限りではない） ・多言語対応の取組
担当課室	地域観光課（Tel 088-823-9706）



○ **地域観光商品造成等事業(観光人材育成プログラム「土佐の観光創生塾」)**

<p>事業目的</p>	<p>観光人材の育成に向けた「土佐の観光創生塾」を開催し、観光資源の発掘・磨き上げを通じた魅力的な商品づくりや、事業者の連携強化・事業規模拡大による地域観光クラスターの形成への取組を支援し、地域地域での戦略的な観光地域づくりを目指す。</p>
<p>研修内容</p>	<p>観光事業者等を対象にした「土佐の観光創生塾」を開催し、地域コーディネーターの配置による商品づくりのハンズオン支援や事業者の連携強化・事業規模拡大に向けた地域観光クラスター化への取組を支援。</p> <p>【基礎編】※ステップアップ編及び実践編との合同開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東部・中央・西部の3地域でそれぞれ開催（定員各20名程度） ○ 全1回の専門家による講座 <ul style="list-style-type: none"> 観光のトレンドや観光地域づくりなどの基礎的な知識を学ぶ。 <p>【ステップアップ編】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高知市内で開催（定員各コース20名程度） ○ 観光地域づくりコース <ul style="list-style-type: none"> 全4回（合同開催1回含む）の専門家による講座・ワークショップを通じて、マーケティング等の観光地域づくりに必要な知識を学ぶ。 ○ 情報発信コース <ul style="list-style-type: none"> 全4回（合同開催1回含む）の専門家による講座・ワークショップを通じて、効果的な情報発信の手法を学ぶ。 <p>【実践編】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東部・中央・西部の3地域でそれぞれ開催（定員各20名程度） ○ 全4回（合同開催1回含む）の専門家による講座・ワークショップと年間を通じた専門のコーディネーターの個別支援 <ul style="list-style-type: none"> 売れる旅行商品づくりに必要な知識や経営的視点を学び、実際に旅行商品の造成や販売、地域での消費拡大のための事業者連携を目指す。希望者には事業戦略の策定への支援も実施。 ○ 造成商品へのモニターの実施 ○ クラスター分科会の開催
<p>対象者</p>	<p>県内の観光事業者や観光に携わろうとする方</p>
<p>事業の流れ</p>	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県から受講者の募集</div> <div style="font-size: 2em;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">受講希望者から申込み</div> </div>
<p>申請者</p>	<p>受講希望者</p>
<p>県が負担する経費</p>	<p>「土佐の観光創生塾」の実施に係る経費</p>

事業例	<p>平成 30 年度の取組</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基礎編：全 4 回、受講者 延べ 241 名 ○応用編：東部・中央・西部 各 4 回 受講者 62 事業者（東部 17、中央 16、西部 29） ○地域コーディネーターによるハンズオン支援 ：延べ 479 回（2 月末現在） <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○旅行商品の造成・磨き上げ：86 件 ○商品化（予定含む）：69 件
担当課室	地域観光課（Tel 088-823-9706）



○ 複合経営拠点支援事業費補助金（ソフト事業分）

事業の目的	中山間地域の農業の競争力を高め、支える「中山間農業複合経営拠点」を県内に拡大する。
補助先	市町村
補助率	定額、1/2 以内、2/3 以内（市町村 1/3）（市町村の継足し必須）
補助対象事業	①拠点構想作成支援 ②経営発展支援 ③インターンシップ支援 ④庭先集荷支援 ⑤経営管理支援 ⑥高収益作物導入支援 ⑦雇用確保支援
事業実施主体	複合経営拠点、市町村
補助限度額	①拠点構想作成支援：500 千円／年／市町村等 ②経営発展支援：500 千円／年／市町村等 ③インターンシップ支援：1,500 千円／年／市町村等 ④庭先集荷支援：1,000 千円／年／市町村等 ⑤経営管理支援：500 千円／年／市町村等 ⑥高収益作物導入支援：50 千円／10 a／市町村等（下限額 100 千円） ⑦雇用確保支援：200 千円／人／年（市町村の継足し 1/3 以上必須）
事業例	—
スケジュール	随時
事業の流れ	<pre> graph LR A[複合経営拠点において、計画を作成し市町村に要望] --> B[市町村が補助申請] C[市町村が、複合経営拠点の拠点構想作成、先進地視察やアドバイザー派遣、インターンシップ等の事業計画を作成し、補助申請] --> D[県で交付決定] </pre>
担当課室	農業担い手支援課（Tel 088 - 821 - 4807）



○ 中山間地域等商業振興事業費補助金

事業の目的	中山間地域等において、商業者等による商店街等の賑わいの創出及び商業の活性化に向けた取組みを支援することにより、地域の商業機能の向上を図る。
補助対象事業	○若手商業者グループ支援事業 中山間地域の商店街等において、商業の活性化に取り組む若手商業者グループが取組む新たなソフト事業
補助先	商業者グループ
事業実施主体	商業者グループ
補助率	定額
補助限度額	30 万円以内
事業例	集落活動センター周辺地域の商店街等で、商業者を含むグループが取組む新たな活動（イベントや PR 活動など）
事業の流れ	<pre> graph LR A[商業者を含む 4 名以上のグループを作り、取組みを計画（構想の段階で県にご相談ください）] --> B[県に補助申請] B --> C[県で交付決定] </pre>
担当課室	経営支援課（Tel 088-823-9679）

Ⅱ 経済的な活動

➡ 1 産業づくり

➡ ⑥ 集落活動センター拠点施設や廃校施設等を活用した事業者(企業)の誘致

○ 中山間地域等シェアオフィス利用推進事業

(中山間地域等シェアオフィス利用推進事業費補助金)

事業の目的	中山間地域等の遊休施設等を利用して、市町村等が設置・運営する中山間地域等シェアオフィスに関する事業を支援し、シェアオフィスへの入居の促進や入居事業者への活動支援などにより、雇用の場の創出や移住の促進、交流人口の拡大などに繋げ、本県の中山間地域等の活性化を図る。
補助先	市町村等が設置するシェアオフィスに入居する新規創業等の事業者
補助率	1/2、10/10、定額（適用補助率は下記の補助対象事業に記載）
補助対象事業	<p>① オフィス賃貸料：1/2</p> <p>② 通信回線使用料：10/10</p> <p>③ 事業所開設経費 （情報通信機器・事務用品購入経費、市場調査等）：1/2</p> <p>④ 事務機器等リース料：1/2</p> <p>⑤ 能力開発費（経営者及び従業員の研修費用等）：1/2</p> <p>⑥ 人材確保に係る経費：1/2</p> <p>⑦ 新規雇用奨励金：常勤30万円/人、パート15万円/人</p> <p><補助期間></p> <p>①及び②は3年間</p> <p>③は事業開始6ヶ月以内</p> <p>④～⑥は新規雇用の人数により1～3年間</p>
事業実施主体	補助先に同じ
補助限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフィス賃借料：月額上限1万円/人 ・ 通信回線使用料：月額4万円以内 ・ 事業所開設経費：上限100万円 ・ 事務機器等リース料、能力開発費及び人材確保に係る経費を合わせて上限50万円/年
事業例	これまで、安田町、本山町、土佐町のシェアオフィスへ入居しているIT、映像制作などの企業9社を支援
スケジュール	シェアオフィスへの入居時に申請（随時）
事業の流れ	<pre> graph LR A[シェアオフィスへの入居希望者（事業計画）] --> B[市町村等による入居者選定] B --> C[入居者（予定者）からの補助申請] C --> D[県で交付決定] </pre>
担当課室	産業創造課（Tel 088 - 823 - 9570）



○ 産業振興推進総合支援事業費補助金

事業の目的	高知県産業振興計画を効果的に実行するため、商品の企画・開発、加工、販路拡大等、生産から販売段階までの取組等を総合的に支援する。
補助先	市町村等
補助率	ステップアップ事業（1／2以内）、一般事業通常分（1／2以内）、一般事業特別分（2／3以内）、特別承認事業（国等の事業への継足し補助として、最大2／3まで）、担い手確保事業（1／2以内）、外部人材活用支援事業（グループ型2／3以内、単独型1／2以内）
補助対象事業	<p>① ステップアップ事業 事業等の立ち上げ段階又は試行段階の取組を支援する事業</p> <p>② 一般事業 ・通常分：本格的な取組等を支援する事業 ・特別分：本格的な取組のうち、地域への経済波及効果が高いと認められるものを支援する事業</p> <p>③ 特別承認事業 国等の補助事業を活用して実施する取組を支援する事業</p> <p>④ 担い手確保事業 市町村の総合戦略に位置付けられた取組であって、市町村や地域の団体が担い手を確保する事業</p> <p>⑤ 外部人材活用支援事業 地域の価値を高めるプロジェクトの創出や既存の事業の飛躍的な成長を図るため、外部の専門人材のノウハウ等を活用する事業</p>
事業実施主体	市町村、地域団体、中小企業、任意団体等
補助限度額	<p>①ステップアップ事業：200万円（下限10万円）</p> <p>②一般事業・特別承認事業・担い手確保事業：5,000万円 ※一般事業において別途定める要件を満たすものについては、補助限度額5,000万円に、次の額を上限として加算 ＜拡大再生産加算（クラスター加算、外商加算）＞5,000万円 ＜拠点加算＞5,000万円</p> <p>③外部人材活用支援事業 ＜グループ型＞ 1,800万円（下限100万円） ＜単独型＞ 500万円（下限 50万円）</p>
事業例	平成30年度実施箇所 ・土佐町（酒蔵の新工場の整備） ・香美市（土佐打刃物の職人を育成する施設の整備） など
スケジュール	随時
事業の流れ	
担当課室	計画推進課（Tel 088 - 823 - 9333）



○ **産業振興アドバイザー事業(地域支援[課題解決型])**

事業目的	高知県産業振興計画に基づく「地域アクションプラン」の取り組みの実現に向けて、地域のニーズや課題等に応じた産業振興アドバイザーの派遣を行い、組織づくりや商品企画、生産、流通、販売に至るまでの指導・助言等を通じて、地域の産業づくりを支援する。
アドバイザー	派遣を希望する外部専門家
支援内容	事業目的と同じ ・派遣回数の上限：原則3回（特に理由がある場合は原則5回）
対象者	・地域アクションプランに位置付けられた取り組み及びこれに準ずると認められる取り組みに関わる事業主体 ・地域アクションプラン等産業振興計画への位置付けを目指す取り組みの事業主体
事業の流れ	
申請者	事業主体
県が負担する経費	謝金 5万円/回以内 旅費 県の旅費規定に基づき算定した額
事業例	・地域の特産物を使った加工品の開発（レシピづくり、生産技術の習得等） ・ビジネスプラン・事業収支計画づくり など
担当課室	計画推進課 (Tel 088-823-9334)

○ 中山間地域商業対策事業経営アドバイザー派遣事業

事業目的	商店街等団体における事業計画や経営等に関する助言を求め、より、効果的な事業とするためにアドバイザーを派遣する
アドバイザー	派遣を希望する外部専門家
支援内容	事業目的と同じ ・ 税理士、公認会計士、経営コンサルタント等事業計画や経営計画の策定や実施、商店街等のビジョンづくり等に関するアドバイス
対象者	商業の活性化に取り組む事業者グループや商工団体等
事業の流れ	<pre> graph LR A[県に事業内容などを相談 適切な方を選考] --> B[県で派遣決定] B --> C[アドバイザー派遣] </pre>
申請者	事業主体
県が負担する経費	謝金 5万円／回以内 旅費 県の旅費規定に基づき算定した額
事業例	・ 予算案作成、会計管理、財務管理等に関するアドバイス ・ 商店街のビジョンづくり など
担当課室	経営支援課 (Tel 088-823-9679)

Ⅱ 経済的な活動

☞ 2 その他収入確保に向けた取組

☞ ① 自然エネルギーの有効活用に向けた取組

○ **木質資源利用促進事業費補助金(木質バイオマス利用施設等整備)**

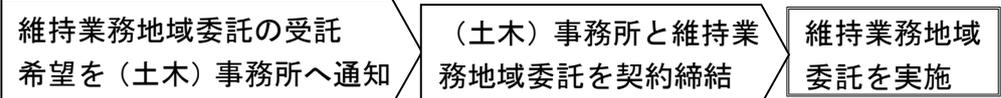
事業の目的	森林資源を活かした循環型社会の形成並びに新たな産業や雇用の創出に向け、木質バイオマスエネルギーの地域循環利用の取り組みを進めるために、バイオマス利用施設等の整備、燃料の備蓄や燃焼灰収集等への支援を行う。
補助先	市町村
補助率	(3/4、2/3、1/3、1/2、15%) 以内 一部上限あり
補助対象事業	木質バイオマスエネルギー利用施設及び木質バイオマス供給施設の整備等に要する経費に対して助成する。
事業実施主体	市町村、農業協同組合等
補助限度額	—
事業例	これまでに実施した主な事業 木質バイオマスボイラー、輸送用コンテナ、移動式木材破砕機への支援
スケジュール	4月末日までに事業計画書を知事に提出（以降予算執行状況による） ※間接補助のため市町村の予算化が必要
事業の流れ	<pre> graph LR A[事業主体が事業計画書を作成し、市町村に要望] --> B[市町村が補助申請] B --> C[県で交付決定] </pre>
担当課室	木材産業振興課 (Tel 088 - 821 - 4592)

Ⅱ 経済的な活動

☞ 2 その他収入確保に向けた取り組み

☞ ② 道路、河川、施設等の管理

○ 草刈り等委託

<p>事業の目的</p>	<p>地域の社会資本は地域自らで守るという地域を愛護する意識を育て、地域と一体となった社会資本の管理を推進するため、地域の住民力を活用した維持管理として、中山間地域を中心に県が管理する河川、道路の草刈りを地域の皆さまに行っていただき、公共空間環境の保全・管理を推進します。</p>
<p>委託先</p>	<p>市町村、地域で活動する団体（町内会、地区会、婦人会、PTA組織、老人クラブ等）や個人</p>
<p>委託金額</p>	<p>約 5 千円/100m²（道路） 河川は場所、委託内容により異なりますのでご相談ください</p>
<p>事業例</p>	<p>○「おもてなしの水辺創成事業」委託の流れ（河川の例） 5 月中旬 おもてなしの水辺創成事業委託契約 6 月上旬 堤防の草刈りの実施 6 月下旬 第 1 回 委託料部分払い 8 月上旬 堤防のゴミ拾い 8 月下旬 第 2 回 委託料部分払い 11 月上旬 河川の草刈りの実施 11 月下旬 おもてなしの水辺創成事業 委託精算額払込 （実施時期・回数・内容についてはご相談ください）</p> <p>○道路維持業務地域委託の流れ（道路の例） 6 月上旬 道路維持業務地域委託契約 7 月上旬 第 1 回目草刈り業務完了 8 月上旬 第 1 回目草刈り業務出来高金額払込 10 月下旬 第 2 回目草刈り業務完了 11 月下旬 道路維持業務地域委託完了残額払込</p>
<p>事業の流れ</p>	<p>(河川)</p>  <p>(道路)</p> 
<p>担当課室</p>	<p>河川課（088-823-9839）、道路課（088-823-9828） 各（土木）事務所</p>



○ 中山間地域等直接支払交付金

事業の目的	農業生産活動（農用地における耕作、適切な農用地の維持・管理及び水路・農道等の維持・管理等）を通じ、中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保する観点から、当該農業生産活動等を行う農業者に対し直接支払を実施する。
補助先	市町村
補助率	定額
補助対象事業	○交付単価 10割単価： （急傾斜 田 21,000 円／10 a、畑 11,500 円／10 a） （緩傾斜 田 8,000 円／10 a、畑 3,500 円／10 a） 8割単価： （急傾斜 田 16,800 円／10 a、畑 9,200 円／10 a） （緩傾斜 田 6,400 円／10 a、畑 2,800 円／10 a）
事業実施主体	集落協定及び個別協定を締結している農業者
補助限度額	対象農用地の面積に地目ごとの交付単価を乗じて得た金額を交付
事業例	H30 実績 協定数：597 協定 協定面積：6,759ha 交付金額：1,036,958 千円
スケジュール	市町村への申請書提出期限：6月末
事業の流れ	<pre> graph LR A[集落協定が認定された集落が市町村に交付申請] --> B[市町村が交付申請] B --> C[県で交付決定] </pre>
担当課室	農業政策課 (Tel 088 - 821 - 4511)



○ 多面的機能支払交付金

事業の目的	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地を農地として維持していくために農業者等が行う地域資源の基礎的保全活動等を支援するとともに、農業者だけでなく地域住民等も参画した地域資源の質的向上を図る共同活動や老朽化が進む農業用施設の長寿命化を行う活動を推進する。
補助先	市町村
補助率	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4
補助対象事業	<p>①農地維持支払交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業者等で構成される活動組織が農地を農地として維持していくために行う地域資源の基礎的保全活動等に対し交付 <p>②資源向上支払交付金（共同活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業者だけでなく地域住民等も参画する活動組織が行う地域資源の質的向上を図る共同活動に対し交付 <p>③資源向上支払交付金（長寿命化）</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化が進む農業用施設の長寿命化のための補修等を行う経費に対し交付
事業実施主体	活動組織
補助限度額	<p>①対象農用地の面積に地目ごとの交付単価を乗じて得た金額を交付</p> <p>②同上</p> <p>③対象農用地の面積に地目ごとの交付単価を乗じて得た金額を上限とした金額を交付</p>
事業例	<p>平成 30 年度実績</p> <p>対象活動組織 364 組織</p> <p>【農地維持支払】</p> <p>対象面積：341 組織 9,437ha 交付金総額：273,382 千円</p> <p>【資源向上支払（共同活動）】</p> <p>対象面積：243 組織 6,989ha 交付金総額：119,434 千円</p> <p>【資源向上支払（長寿命化）】</p> <p>対象面積：255 組織 7,955ha 交付金総額：297,721 千円</p>
スケジュール	市町村への申請書提出期限：6 月末
事業の流れ	<pre> graph LR A[活動組織において計画を策定し、市町村に交付申請] --> B[市町村で交付決定] </pre>
担当課室	農業政策課 (Tel 088 - 821 - 4511)

Ⅲ 支え合い活動

☞ 1 生活基盤づくり

☞ ①日用品（食料品、燃料等）の確保に向けた仕組みづくり

○ 中山間地域生活支援総合補助金 ② 移動手段・物流確保支援事業

（生活用品確保等支援事業）

事業の目的	地域内での生活用品の購入など、日常生活に欠かせない生活用品の確保等と併せて、地域の見守り活動等の取組を複合して実施する仕組みづくりを支援する。
補助先	市町村
補助率	1 / 2 以内、 ただし、企業等が実施主体となる場合は 1 / 3 以内
補助対象事業	①生活用品確保等と併せて、地域の見守り活動等の取組を複合して実施する仕組みづくりを検討するための、調査、周知広報又は試行に要する経費（例：店舗整備、移動販売、宅配、買物代行、農産物の集出荷など） ②①を本格的に事業を実施するために必要な、車両、店舗設備又は付帯する備品等の購入に要する経費
事業実施主体	①市町村等、②地域団体、③任意団体、④企業等
補助限度額	20,000千円 （ただし、試行に要する人件費は1人当たり100万円）
事業例	店舗整備4件（H20、H21、H25、H29） 移動販売車両購入 延べ31事業者（H20～H30） 見守りと併せた宅配、買物代行、農産物の集出荷 H30実績はなし
スケジュール	予算要望10月→個別ヒアリング→年度当初4月申請受付開始
事業の流れ	<pre> graph LR A[事業実施主体で事業計画を作成] --> B[市町村が補助申請] B --> C[県で交付決定] </pre>
担当課室	中山間地域対策課（Tel 088 - 823 - 9602）

Ⅲ 支え合い活動

☞ 1 生活基盤づくり

☞ ② 地域内・中心集落への移動手段の確保に向けた仕組みづくり

○ 中山間地域生活支援総合補助金 ② 移動手段・物流確保支援事業(移動手段確保支援事業)

事業の目的	中山間地域における通院や買い物等地域住民の生活を支える移動手段の確保を図るため、地域の基幹交通を補完するきめ細かな移動手段の導入及び維持に必要な経費を支援する。
補助先	①～③：市町村 ④：国土交通大臣認定事業者
補助率	①：1/2以内 ②～③：2/3以内 ④：定額 (※②は既存車両等の更新のみの場合1/2以内)
補助対象事業	① 仕組みづくりのための調査等 地域の移動手段確保のための調査、地域公共交通再編計画の策定、広報等による利用促進活動等 ② 運行に必要な装備等 自家用車有償運送(市町村運営有償運送、公共交通空白地有償運送、福祉有償運送)、乗合タクシー等の運行に必要な車両の購入及び改造、待合所の整備等 ③ 新たな取組みの実証運行 自家用車有償運送(市町村運営有償運送、公共交通空白地有償運送、福祉有償運送)、乗合タクシー、ボランティア運送等による運行費または運行委託料 ④ 自家用車有償運送運転者資格取得講習会受講料への補助 国土交通大臣認定事業者による、自家用車有償運送(市町村運営有償運送、公共交通空白地有償運送)運転者講習会受講料への補助
事業実施主体	①～③：市町村等、市町村が委託等を行う交通事業者 NPO法人、公益法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会 市町村が認める団体等 ④：株式会社 高知中央自動車学校(高知県内唯一の認定事業者)
補助限度額	なし
事業例	平成30年度事例 ・ 本山町、芸西村、大月町、安田町 (新たな取組みの実証運行、新しい仕組みづくりのための調査) 等
スケジュール	随時
事業の流れ	市町村が補助申請 → 県で交付決定
担当課室	中山間地域対策課 (Tel 088 - 823 - 9602)

Ⅲ 支え合い活動

➡ 1 生活基盤づくり

➡ ② 地域内・中心集落への移動手段の確保に向けた仕組みづくり

○ 中山間地域における移動手段確保対策研修会等

事業目的	中山間地域における、通院・買い物等地域住民の生活を支えるために必要な、地域の基幹交通を補完するきめ細かな移動手段を導入するための、知識や他地域の事例を習得し、今後の取組に活かす。
研修内容	①座学研修・情報交換会（県内全域対象） ②県内外事例視察研修会 ③出張ミニ研修
対象者	①～③：市町村担当職員（主な対象）、（市町村取りまとめによる）希望者ならどなたでも参加可
事業の流れ	<pre> graph LR A["①② 県から市町村への開催通知"] --> B["市町村から参加者の報告"] C["③ 市町村から県へ開催依頼書提出"] --> D["(県と市町村) 日程調整・研修内容協議"] C --> E["(県とアドバイザー) 日程調整・研修内容協議"] D --> F["依頼元市町村役場で研修会開催"] E --> F </pre>
事業例	<p>○開催実績（H29、30年度）</p> <p>【H29 11/24】 中山間地域における移動手段確保対策市町村担当者会 四国運輸局による法制度等の説明、学識経験者による講義、県外事例発表（茨城県日立市）、事例に対する班ごとの質問や情報交換等のグループ討議</p> <p>【H30 8/3】 中山間地域における移動手段確保対策市町村担当者会 四国運輸局による法制度等の説明、学識経験者による講義、事例発表（梶原町NPO法人 絆の取組）、事例に対する班ごとの考えや情報交換等のグループ討議</p> <p>【H30 12/19】 中山間地域における移動手段確保対策研修・現地視察研修会 視察先 徳島県上勝町 講義、意見交換等</p>
担当課室	中山間地域対策課（Tel088-823-9602）

Ⅲ 支え合い活動

☞ 1 生活基盤づくり

☞ ② 地域内・中心集落への移動手段の確保に向けた仕組みづくり

○ 中山間地域移動手段支援アドバイザー

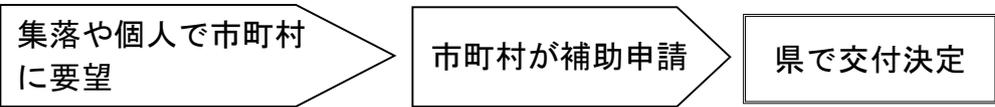
事業目的	地域の実情に合ったきめ細かな生活支援策を行うため、先進的に取り組んでいる地域の市町村や実施団体、関係機関、学識経験者等からアドバイスをいただき、今後の生活支援のあり方や施策に反映させる。
アドバイザー	①橋本 成仁（岡山大学大学院 環境生命科学研究科 准教授） ②上戸 康弘（四国運輸局 高知運輸支局 首席運輸企画専門官） ③山本 圭（四国運輸局 高知運輸支局 首席運輸企画専門官） ④影下 直樹（四国運輸局 高知運輸支局 運輸企画専門官） ⑤矢野 豪佑（NPO法人 絆 理事長） ⑥土居 貴之（高知工科大学 客員研究員） ⑦喜多 秀行（神戸大学大学院 教授） ⑧河崎 民子（NPO法人 全国移動サービスネットワーク 副理事長） ⑨柿久保 浩次（NPO法人 全国移動サービスネットワーク 副理事長） ⑩横山 和廣（NPO法人 全国移動サービスネットワーク 副理事長）
支援内容	①⑥⑦地域公共交通に関する有識者 ②国補助事業「地域公共交通確保維持改善事業」担当 ③④道路運送法上の許認可事務等担当 ⑤公共交通空白地有償運送運営主体 ⑧⑨⑩移動サービスの全国団体
対象者	・ 県・市町村職員 ・ その他（必要に応じて適宜）
事業の流れ	<p>パターン①</p> <p>パターン②</p>
申請者	県・市町村
県が負担する経費	アドバイザー派遣に係る講師謝金・旅費
事業例	○開催実績（H29、30年度） 【H29 11/24】 中山間地域における移動手段確保対策研修・情報交換会：④⑥ 【H30 8/3】 中山間地域における移動手段確保対策研修・情報交換会：①②④⑤ 【H30 12/19】 中山間地域における移動手段確保対策市町村担当者会（視察研修）
担当課室	中山間地域対策課（Tel 088-823-9602）



○ 中山間地域等情報通信基盤整備事業費補助金

事業の目的	中山間地域における集落の維持、再生に向けた取組を進めていくための基盤として、集落活動センター、シェアオフィス、移住者又は定住者向け住宅（体験施設を含む。）、誘致企業及びテレワーク拠点への超高速ブロードバンド（下り最大伝送速度が30Mbps以上のブロードバンド）整備を行う市町村に対して補助する。
補助先	市町村
補助率	1/2以内
補助対象事業	中山間地域等に開設される集落活動センター、シェアオフィス、移住者又は定住者向け住宅（体験施設を含む。）、誘致企業及びテレワーク拠点に超高速ブロードバンドを整備又は整備を行う民間事業者に補助を行う事業
事業実施主体	市町村又は民間事業者
補助限度額	予算の範囲内
事業例	集落活動センターや移住者向け地域体験型滞在施設等への光ファイバー敷設
スケジュール	随時
事業の流れ	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 集落活動センターでの用途など、地域の皆さんで計画を作成し、市町村に整備を要望 ○ シェアオフィス推進事業実施認定を受ける。（産業創造課） ○ 移住者又は定住者向け住宅などへの整備に対して市町村が事業計画を策定 </div> <div style="margin-left: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;">市町村が 補助申請</div> <div style="margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;">県で 交付決定</div> </div> </div> </div>
担当課室	情報政策課（Tel 088 - 823 - 9650）

○ 野生鳥獣に強い県づくり事業費補助金

事業の目的	市町村が実施する侵入防護柵の設置などの事業に要する経費について補助する。
補助先	市町村
補助率	2／3以内（シカ）、1／2以内（イノシシ・サル等） 1／2以内（サル総合対策）、1／3以内（くくりワナ補修経費）
補助対象事業	金網柵等の購入経費、サル総合対策の経費、くくりワナ補修経費
事業実施主体	市町村、集落、農林業者等
補助限度額	知事が必要と認めた額
事業例	県内各地で実施
スケジュール	4月要望調査 → 5月以降市町村配分決定
事業の流れ	 <pre> graph LR A[集落や個人で市町村に要望] --> B[市町村が補助申請] B --> C[県で交付決定] </pre>
担当課室	鳥獣対策課 (Tel 088 - 823 - 9039)

○ **鳥獣被害防止総合対策交付金**

事業の目的	鳥獣害防止特措法に定める被害防止計画に基づき被害防止対策事業に取り組む市町村鳥獣被害防止対策協議会等に対して交付する。
補助先	推進事業：地域協議会等 整備事業：地域協議会、地方公共団体等
補助率	定額、1/2 以内、5.5/10 以内
補助対象事業	推進事業：捕獲報償金、捕獲機材の導入、国産ジビエ認証の取得等 整備事業：侵入防止柵、処理加工施設等 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業：有害捕獲に係る捕獲活動経費等
事業実施主体	地域協議会、地方公共団体等
補助限度額	事業内容により上限単価あり
事業例	鳥獣被害防止柵の設置、箱わなの設置等、捕獲報償金等の支払い
スケジュール	①前年度2月までに市町村の事業要望提出 ②県で取りまとめ、国へ要望 ③国の割り当て決定 ④市町村配分の決定
事業の流れ	<pre> graph LR A[集落や個人で市町村に要望] --> B[市町村が補助申請] B --> C[県で交付決定] </pre>
担当課室	鳥獣対策課 (Tel 088 - 823 - 9039)

○ **森林・山村多面的機能発揮対策交付金** ※林野庁事業(一部県・市町村負担)

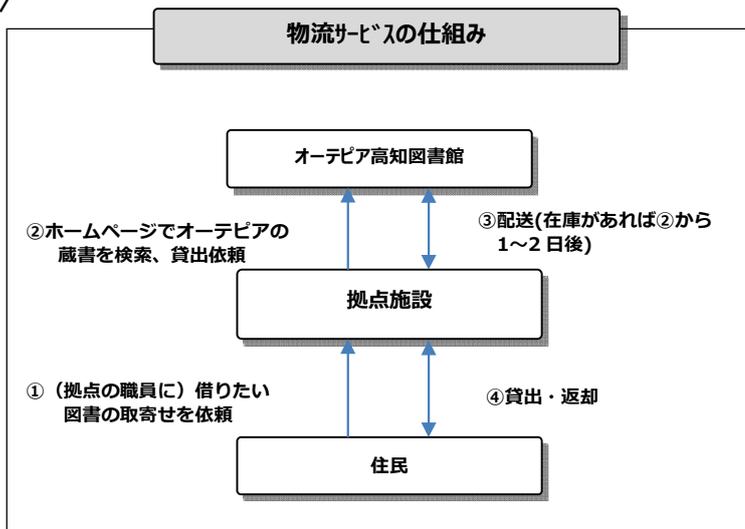
事業の目的	森林の有する多面的機能を発揮させるために、地域の活動組織が実施する里山林など森林の保全管理や山村活性化の取り組みに対して支援する。
補助先	活動組織（地域住民、森林所有者、自治会等の地域の実情に応じた3名以上の者で構成された組織）
補助率	定額（資機材・施設整備は1／2以内、一部1／3以内）
補助対象事業	里山保全活動、森林資源や森林を利用する活動等
事業実施主体	活動組織
補助限度額	<p>①活動推進費（初年度のみ） 現地其林況調査、活動計画に基づく取組に関する話し合い、研修等 15万円</p> <p>②地域環境保全タイプ (1)里山林保全：雑草木の刈払い・集積・処理等 16万円/ha (2)侵入竹除去・竹林整備：竹、雑草木の伐採・搬出・処理等 38万円/ha</p> <p>③森林資源利用タイプ 木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木等のための未利用資源の伐採・搬出・加工等 16万円/ha</p> <p>④森林機能強化タイプ 路網や歩道の補修、鳥獣害防止施設の改良等 1千円/m</p> <p>⑤資機材・施設整備支援 1／2以内（一部1／3以内） 1活動組織あたり、①～⑤の合計で500万円以内</p>
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放置竹林の整備を地域住民で行い、環境を保全すると共に地域の活性化を図った。 ・ 林業研究会が主体となり、地域の住民に協力を求め、荒れた海岸林（松原）を整備した。
スケジュール	4月末までに計画書を公益社団法人高知県森と緑の会（高知県の地域協議会）に提出（以降、予算執行状況による）
事業の流れ	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">活動組織で計画を作成し、地域協議会へ提出</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">地域協議会が 国（県・市町村）へ 交付申請</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">国（県・市町村） が交付決定</div> </div>
担当課室	林業環境政策課（Tel 088 - 821-4586）

追加

○**県内全域の読書環境・情報環境への充実に向けた支援**

事業目的	県民がそれぞれの地域で、読書し、必要な情報が得られるよう、オーテピア高知図書館の図書を地域の読書拠点施設へ配送し、県内読書・情報環境の充実を図る。
支援内容等	地域住民の方がオーテピア高知図書館からの貸出を希望する図書を、「物流サービス」により拠点施設へ配送します。拠点施設は、貸出や返却等の図書館業務を行います。
対象者	地域住民の方
設置に関する条件等	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における読書活動の推進を行う意思・意欲があること。 ○図書コーナー等が設置され、住民への貸出が行われていること。 ○施設の開館時間には職員がいること。 ○住民からの図書の利用依頼に職員が対応できること。 ○インターネットによる蔵書検索等が行える環境であること。 ○住民がオーテピア高知図書館で直接借りた本の返却を受け付けること。 ○市町村立図書館等との連携を図ること。 ○当該地域における読書活動の活性化等に向けた今後の取組の提示をすること。
費用	送料はオーテピア高知図書館(県立図書館)が負担。
担当	県立図書館 支援協力担当(088-802-6005)

〈参考〉



① あったかふれあいセンターと連携した取組

○あつたかふれあいセンター事業費補助金

事業の目的	子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集い、子育てや生活支援の必要なサービスを受けることができる拠点を整備し、要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合い活動等を行う地域福祉活動を推進するため、あつたかふれあいセンター事業を実施する市町村に対して補助する。																							
補助先	市町村																							
補助率	1 / 2 以内																							
補助対象事業	あつたかふれあいセンターに従事する者の人件費及びセンターの運営に必要な経費																							
事業実施主体	市町村（委託先：社会福祉法人、民間企業、NPO法人等）																							
事業実施基準	<p>◆必須機能</p> <p>1. インフォーマルサービスの提供</p> <p>既存の制度では対応することが困難な状況を解消するため、地域のニーズに応じたインフォーマルサービスを提供する。提供するインフォーマルサービスは、(1) から (6) までに掲げる内容を参考にすること。ただし、(1) 「集い」事業については、必ず実施するとともに、地域の実情に応じた付加機能として(2) から(6) までに掲げる機能のうち少なくとも一機能は実施するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>機能の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 集い</td> <td>サロン、ミニデイサービス、放課後の子どもの居場所等、誰もが自由に日中過ごすことができる場（概ね週5日程度）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">付加機能</td> <td>(2) 預かる</td> <td>子どもや高齢者など見守りが必要な人の一時預かりを行う</td> </tr> <tr> <td>(3) 働く</td> <td>障害者やひきこもりの人への就労支援及び生活訓練や、高齢者の介護予防、生きがいづくり等のために行う収益活動</td> </tr> <tr> <td>(4) 送る</td> <td>あつたかふれあいセンター利用者の送迎を行う</td> </tr> <tr> <td>(5) 交わる</td> <td>花見や収穫祭等、利用者同士の交流ではなく、他施設や団体、利用者以外の地域住民と交流する</td> </tr> <tr> <td>(6) 学ぶ</td> <td>利用者やボランティア等を対象にしたミニ講座や研修会等、地域福祉に関する勉強会等を行う</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 地域の見守りネットワークの構築</p> <p>地域の要支援者を早期に発見して見守り支援するネットワークの構築を推進するため、相談・訪問活動や要支援者を早期に必要なサービスにつなぐ事業を行う。(1) から(3) までに掲げる機能を発揮できるように体制を整えるとともに、(2) 「訪問」については、必ず実施するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>機能の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 相談</td> <td>地域の要支援者やその家族、地域住民からの福祉サービスに関することや、日常生活での困り事や気にかかる事などの相談に応じる</td> </tr> <tr> <td>(2) 訪問</td> <td>独居高齢者や障害者の見守りや相談活動等のために訪問する（概ね週2日程度）</td> </tr> <tr> <td>(3) つなぎ</td> <td>相談・訪問活動等によって発見されたニーズや課題を市町村や地域包括支援センター、専門機関等につなぎ、必要な支援に結びつける</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 生活支援</p> <p>あつたかふれあいセンターとして支援が必要な人に対して直接生活支援サービスを提供するほか、地域の生活課題やニーズに応じた生活支援サービスの仕組みづくりやコーディネート、地域での支え合いの仕組みづくりなどを行う。必ず実施できる体制を整えることとし、実施に当たっては地域の実情に応じて行うものとする。</p> <p>◆拡充機能</p>	機能	機能の概要	(1) 集い	サロン、ミニデイサービス、放課後の子どもの居場所等、誰もが自由に日中過ごすことができる場（概ね週5日程度）	付加機能	(2) 預かる	子どもや高齢者など見守りが必要な人の一時預かりを行う	(3) 働く	障害者やひきこもりの人への就労支援及び生活訓練や、高齢者の介護予防、生きがいづくり等のために行う収益活動	(4) 送る	あつたかふれあいセンター利用者の送迎を行う	(5) 交わる	花見や収穫祭等、利用者同士の交流ではなく、他施設や団体、利用者以外の地域住民と交流する	(6) 学ぶ	利用者やボランティア等を対象にしたミニ講座や研修会等、地域福祉に関する勉強会等を行う	機能	機能の概要	(1) 相談	地域の要支援者やその家族、地域住民からの福祉サービスに関することや、日常生活での困り事や気にかかる事などの相談に応じる	(2) 訪問	独居高齢者や障害者の見守りや相談活動等のために訪問する（概ね週2日程度）	(3) つなぎ	相談・訪問活動等によって発見されたニーズや課題を市町村や地域包括支援センター、専門機関等につなぎ、必要な支援に結びつける
	機能	機能の概要																						
	(1) 集い	サロン、ミニデイサービス、放課後の子どもの居場所等、誰もが自由に日中過ごすことができる場（概ね週5日程度）																						
	付加機能	(2) 預かる	子どもや高齢者など見守りが必要な人の一時預かりを行う																					
		(3) 働く	障害者やひきこもりの人への就労支援及び生活訓練や、高齢者の介護予防、生きがいづくり等のために行う収益活動																					
		(4) 送る	あつたかふれあいセンター利用者の送迎を行う																					
		(5) 交わる	花見や収穫祭等、利用者同士の交流ではなく、他施設や団体、利用者以外の地域住民と交流する																					
		(6) 学ぶ	利用者やボランティア等を対象にしたミニ講座や研修会等、地域福祉に関する勉強会等を行う																					
	機能	機能の概要																						
	(1) 相談	地域の要支援者やその家族、地域住民からの福祉サービスに関することや、日常生活での困り事や気にかかる事などの相談に応じる																						
(2) 訪問	独居高齢者や障害者の見守りや相談活動等のために訪問する（概ね週2日程度）																							
(3) つなぎ	相談・訪問活動等によって発見されたニーズや課題を市町村や地域包括支援センター、専門機関等につなぎ、必要な支援に結びつける																							

事業実施 基準	地域のニーズに応じて、あったかふれあいセンターの前方展開を図り、機能を拡充するため、(1)から(5)までに掲げる事業を行う。	
	機能	機能の概要
	(1) 移動手段の確保	買物や病院への通院等のための移動を支援する
	(2) 配食	高齢者や障害者等の食の確保や栄養改善を目的とし、配食サービスを提供する
	(3) 泊まり	緊急時に支援が必要な高齢者や障害者等を一時的に泊める
	(4) 介護予防	リハビリ専門職等と連携を図り、介護予防体操を実施するなど、定時・定量的に介護予防プログラムを提供する
	(5) 認知症カフェ	認知症の人を支える地域づくりを目指し設置する、認知症の人や家族、地域住民、専門職等誰もが参加できる集いの場
	(6) 子ども食堂	食事の提供を通じて子どもや保護者の居場所を提供する(実施に当たっては、「高知家子ども食堂登録制度」に登録すること)
	<p>◆その他</p> <p>事業の運営にあたっては、次に掲げる事項を実施することとする。</p> <p>(1) 利用者データ等を活用し、中長期の目指す姿を明らかにした事業計画書を作成すること。</p> <p>(2) あったかふれあいセンターの運営について協議する会を年1回以上開催すること。</p>	
補助限度額	<p>人件費：コーディネーター580万円以内/人、スタッフ310万円以内/人</p> <p>運営費：人件費上限額合計の25%以内</p> <p>拡充機能：知事が必要と認めた額</p>	
事業例	H30実施箇所 31市町村48カ所	
スケジュール	随時	
事業の流れ	<pre> graph LR A[市町村が事業実施決定 (内容、委託先等)] --> B[市町村が補助申請] B --> C[県で交付決定] </pre>	
H31 予算額	293,416千円	
担当課室	地域福祉政策課 (Tel 088 - 823 - 9090)	



○ あったかふれあいセンター施設整備事業費補助金

事業の目的	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる県づくりのため、あったかふれあいセンターの施設整備事業に関して、市町村が実施する事業について補助を行う。	
補助先	市町村	
補助率	1 / 2 以内	
補助対象事業	<p>あったかふれあいセンターにおいて、次の①～④に掲げるサービスを提供するために必要となる、あったかふれあいセンターの使用する施設の整備（新設又は改修（増築を含む））を行う事業のうち、下記の（１）～（３）の要件をすべて満たすもの</p>	
	事業	事業の概要
	① 介護予防プログラムの提供	<p>介護予防体操等の介護予防プログラムを定時定量的に提供する。 ただし、プログラムの構成に当たってリハビリテーション専門職等の視点を取り入れる、又はリハビリテーション専門職等による効果の検証を行うなど、リハビリテーション専門職等が関与して実施するものであること。</p>
	② 認知症カフェの開催	<p>認知症カフェ（認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ることを目的として開催される集いの場）を定期的に開催する。</p>
	③ 子育て支援や障害者の地域生活支援などの制度サービスの提供	<p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等に基づく子育て支援や障害者支援等のサービスを提供する。</p>
	④ ショートステイの実施	<p>「泊まり」機能により、在宅生活に不安のある高齢者や障害者等を一時的に泊めるショートステイを実施する。</p>
	<p>（１）当該施設において、①～④に掲げるサービスのうち２以上のサービス提供に取り組む場合を対象とする。ただし、当該施設がサテライトとして使用される施設である場合には、①～④に掲げるサービスのうち１以上のサービス提供に取り組む場合を対象とする。 なお、いずれの場合においても、施設整備に係る工事完了の翌年度までにサービス提供を開始すること。</p> <p>（２）施設を新設する場合には、福祉避難所として指定すること。福祉避難所の指定状況が確認できる書類を提出することとし、福祉避難所の指定が翌年度以降となる場合には、あらかじめ県の承認を得ること。</p> <p>（３）他の補助金等を活用できる事業については、その補助金等の充当残額相当部分に限り本事業の対象とする。</p>	
補助対象経費	<p>補助事業の実施に必要な工事費（これらと同等であると認められる委託費、分担金及び適当であると認められる施設購入費等を含む。）及び実施設計に要する経費 ただし、次の（１）及び（２）に掲げる経費は補助対象としない。 （１）用地取得又は補償に要する経費 （２）用地の整地に要する経費</p>	
事業実施基準	<p>あったかふれあいセンターの拠点又はサテライト 1 ヶ所あたり 22,000千円以内（新設）</p>	

	11,000千円以内（改修（増築を含む）） ※平成31年度は、当該補助要綱は改正予定です。
特記事項	土砂災害警戒区域等において補助事業を行う場合は、補助金等交付申請書の提出前に立地の安全性に関する協議が必要となります。
事業例	H30実施箇所 1市町村1カ所
スケジュール	随時
事業の流れ	<pre> graph LR A[市町村が事業実施決定 (内容、委託先等)] --> B[市町村が補助申請] B --> C[県で交付決定] </pre>
H31 予算額	11,000千円
担当課 室	地域福祉政策課 (Tel 088 - 823 - 9090)

Ⅲ 支え合い活動

☞ 2 安心・安全の取組

☞ ① あったかふれあいセンターと連携した取組

○ 地域福祉人材育成研修

事業目的	地域福祉に携わる人材育成のための研修の実施
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ あったかふれあいセンター職員研修 (テーマ別研修・地域支援研修 等) 防災や高齢者支援等の課題に応じた支援を学ぶ研修や、住民と協働した地域づくり及び住民活動の活性化等、住民に働きかけるうえで重要な具体的スキルを身につける ・ 地域支援実践者交流会 地域福祉関係者が集い、交流と今後の活動を高めあう場。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ あったかふれあいセンター職員 ・ 市町村社会福祉協議会職員 ・ 地域住民(運営スタッフ) ・ 市町村職員 <p style="text-align: right;">等の地域福祉に携わる者</p>
事業の流れ	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">高知県社会福祉協議会で 受講者募集</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">受講申込</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">受講者決定</div> </div>
申請者	受講希望者
県が負担する経費	研修に必要な講師謝金、会場使用料等の経費
事業例	<p>H30 実績(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あったかふれあいセンター職員テーマ別研修 …4テーマ「訪問・アセスメント・つなぎ」、「さまざまな利用者への対応」、「認知症の方への対応」、「介護予防の取り組み」 2日間(半日×4テーマ)(高知市会場) 88人参加 ・ あったかふれあいセンター職員地域支援研修 …あったかふれあいセンターでの地域支援の取組の実践発表等を通じて地域支援のあり方を考える 1日(高知市会場) 67人参加 ・ 地域支援実践検討会 3日(佐川町・梶原町・安田町会場) 30人参加
担当課室	地域福祉政策課 (Tel 088 - 823 - 9090)



○ 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業費補助金

※ 厚生労働省事業

事業の目的	年齢や性別、その置かれている生活環境などにかかわらず、身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生活困窮者を始め、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、これらを地域全体で支える基盤を構築することを通じて、地域福祉の推進を図る。		
補助先	市町村		
補助率	国 1 / 2		
補助対象事業	<p>下記の(1)から(4)までに掲げる事業の中から、地域の実情に応じ、全部又は一部を選択し実施する事業にかかる経費</p> <p>(1) 地域の福祉ニーズを把握するために必要となる事業 地域における効果的な支援体制を構築するため、本事業を通じて支援を行うべき対象者像やそのニーズ、それらに対応する社会資源の状況などについて、実態把握を行うために必要となる事業。</p> <p>(2) 地域の福祉ニーズを踏まえた地域サービスの創出・推進を図るために必要となる事業 (1)により把握した地域の福祉ニーズのうち、既存制度では対応が困難な者に対応するため、地域サービスを創出・推進を図るために必要となる事業。</p> <p>(3) 地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るための事業 (2)による地域サービスの担い手を確保するとともに、地域サービスを支える基盤となる組織等を育成する観点から、地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るために必要となる事業。</p> <p>(4) その他地域福祉の推進を図るために必要となる事業</p>		
事業実施主体	市町村、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO 法人等		
補助基準額	(人口 5 万人未満の自治体) 1 自治体当たり 4 0 0 万円		
スケジュール	国通知による		
事業の流れ	市町村が事業の実施を決定	市町村が県を通じて国へ補助申請	国で交付決定
担当課室	地域福祉政策課 (Tel 088 - 823 - 9090)		



○ 地域共生の実現に向けた包括的支援体制構築事業

追加

※ 厚生労働省事業

事業の目的	子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉の推進を図るため、包括的な支援体制を整備する市町村等の創意工夫ある取組を支援する。		
補助先	市町村		
補助率	国 3 / 4		
補助対象事業	<p>下記の1及び2に掲げる事業の中から、地域の実情に応じ、全部又は一部を選択し実施する事業にかかる経費</p> <p>1 地域力強化推進事業</p> <p>(1) 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備</p> <p>(2) 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p> <p>(3) 上記のほか、本事業の目的を達成するために必要な取組の実施</p> <p>2 多機関の協働による包括的支援体制構築事業</p> <p>地域における相談支援機関の中から関係機関を円滑にコーディネートすることが可能な機関を選定し、相談支援包括化推進員を配置し、次の事業を全て実施する。</p> <p>(1) 相談者に対する支援の実施</p> <p>(2) 相談支援包括化ネットワークの構築</p> <p>(3) 相談支援包括化推進会議の開催</p> <p>(4) 自主財源の確保のための取組の推進</p> <p>(5) 新たな社会資源の創出</p> <p>(6) その他地域における相談支援包括化ネットワークの構築を図るために必要となる事業</p>		
事業実施主体	市町村、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO 法人等		
補助基準額	<p>(国庫補助基準額)</p> <p>1 自治体当たり</p> <p>地域力強化推進事業：1, 200万円（ただし、事業の対象となる地域（地区）の人口が10万人以上の場合は2, 400万円まで可能）</p> <p>多機関の協働による包括的支援体制構築事業：1, 500万円（ただし、人口20万人以上の自治体は2, 000万円まで可能）</p>		
スケジュール	国通知による		
事業の流れ	市町村が事業の実施を決定	市町村が県を通じて国へ補助申請	国で交付決定
担当課室	地域福祉政策課 (Tel 088 - 823 - 9090)		



○ 子ども食堂支援事業費補助金

事業の目的	食事の提供を通じて「子どもや保護者の居場所」となるとともに、「保護者の孤立感や負担感を軽減する場」、「地域で子どもたちを見守る場」としての機能が期待される「子ども食堂」の取組を県内全域に普及・定着させるため、高知家子ども食堂登録制度登録実施要綱に基づき、登録された「高知家子ども食堂」の設置及び運営を行うものに対して補助金を交付する。
補助先	子ども食堂の開設・運営に意欲のある民間団体等
補助率	定額
補助対象事業	①子ども食堂を開設する際に要する経費 初期費用として必要となる計器等消耗品費、備品購入費、10万円未満の改修等 ②子ども食堂を開設する際に施設等の改修等を実施する場合、改修等に要する経費（改修費単独で10万円を超える場合に限る。） ③子ども食堂の運営に要する経費 賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食材費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費及び手数料、保険料）、使用料及び賃借料
事業実施主体	任意団体、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人等
補助基準額	①1箇所1回限りで10万円以内 ②1箇所1回限りで15万円以内 ③1回当たり6,500円（ただし、定期的で開催する場合は月4回、公立小学校の長期休暇期間に開催する場合は週（月～日）3回を上限とする。なお、定期開催と長期休暇開催が同一週になった場合は、週3回を上限とする。）
スケジュール	随時
事業の流れ	<pre> graph LR A[事業の実施を決定] --> B[管轄保健所に相談] B --> C[高知家子ども食堂に登録] C --> D[県社協を通じて交付申請] D --> E[県で交付決定] </pre>
担当課室	児童家庭課 (Tel 088 - 823 - 9637)



○ ボランティア活動推進研修

事業目的	学校と地域、社協がそれぞれの役割を認識したうえで、福祉教育のための知識・技術の習得、子どもの福祉教育のためのネットワークづくりを目指す。また、ボランティアの募集や、受入れを進めていくために必要なボランティアコーディネーターの機能と役割を学ぶ。
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉教育基礎研修 ・ ボランティアコーディネーター研修
対象者	地域住民（運営スタッフ）、高知ふるさと応援隊、市町村社会福祉協議会職員等のうち、受講要件を満たす者
事業の流れ	<pre> graph LR A[福祉研修センターが施設・事業所等へ 年間研修計画（便覧）を送付] --> B[対象者から 申込] B --> C[研修の実施] </pre>
県が負担する経費	ボランティアセンターの人件費、管理運営経費
事業例	○H30 開催実績 <ul style="list-style-type: none"> ・ 4/27 社会福祉協議会職員のための福祉教育基礎研修 1日 16人参加 ・ 5/15 ボランティアコーディネーター研修会 (市町村社会福祉協議会等の中間支援組織向け) 1日 22人参加 ・ 5/16 ボランティアコーディネーター研修会 (NPO・施設等のボランティア受入れ団体向け) 1日 15人参加
担当課室	地域福祉政策課 (Tel 088 - 823 - 9090)



○中山間地域等ホームヘルパー養成事業費補助金

事業目的	高校を除く県指定の事業所による介護職員初任者研修が実施されていない市町村等が、住民を対象に初任者研修を実施する際の経費を補助することで、人手不足感がより強い中山間地域等における介護人材の確保を図る。
補助先	市町村等（市町村、一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が組織する協議会）
補助率	2分の1
補助限度額	500千円
補助対象事業	住民を対象とした介護職員初任者研修の実施（ただし、受講者の所有となる教材に係る経費を除く。）
事業実施主体	市町村等又は、市町村等から委託等を受けた県指定の事業者
事業の流れ	
事業例	○H30実績 ①土佐町（本山町・大豊町・大川村と合同） ②仁淀川町 ③宿毛市 ④いの町
担当課室	地域福祉政策課（Tel 088 - 823 - 9631）



○国民健康保険保険給付費等交付金(特別交付金・保健事業分)

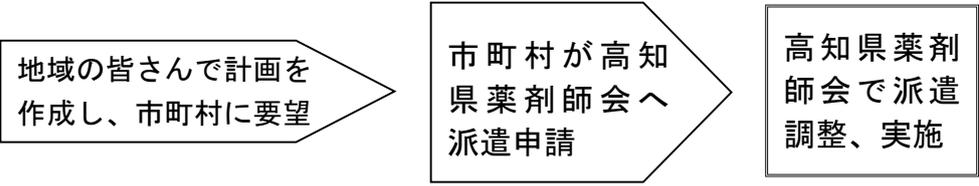
事業の目的	市町村が行う国民健康保険の被保険者(原則、75歳以下の方)の健康の保持・増進のために実施する特定健診等の受診率向上策や健康教室、健康相談等の取組を支援する。 (国の特別交付金による助成事業)
補助先	市町村
補助率	10/10以内(備品購入は5/10)
助成対象事業	※①のア、イのいずれかの事業を実施した場合に、上限額の範囲内で②の事業の実施が可能。 <ul style="list-style-type: none"> ①必須事業 <ul style="list-style-type: none"> ア 特定健診・特定保健指導の実施率向上を図るための受診勧奨等の取組 イ 生活習慣病予防の取組 ②健康教育・健康相談等の一般事業
事業実施主体	市町村
助成限度額	市町村が助成対象事業を実施するために必要な経費。 ※国民健康保険の被保険者以外の者を対象に実施する事業については対象外。(対象外の者が含まれる場合は按分等により経費を計上。)
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診の未受診者に対する戸別訪問や電話による受診勧奨(団体への受診勧奨委託料又は健康づくり推進員報償費) ・ 特定健診受診者や特定保健指導対象者の家族に対する栄養指導及び調理実習(管理栄養士報酬、実習材料費等) ・ 歯周病予防教室や運動づくり教室の開催(講師報償費、旅費等)
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ①交付申請(市町村→県): 5月頃 ②交付決定(県→市町村): 3月頃
事業の流れ	<pre> graph LR A[市町村が事業計画を作成 ※地域等で事業の実施を希望する場合は、 市町村に相談・協議 (市町村の予算措置が必要)] --> B[市町村が 交付申請] B --> C[県で 交付決定] </pre>
助成上限額	市町村の国民健康保険の被保険者数に応じて <ul style="list-style-type: none"> ・ 400万円(1万人未満) ・ 600万円(1万人～5万人未満) ・ 800万円(5万人～10万人未満)
担当課室	国民健康保険課 (Tel 088 - 823 - 9629)



○健康増進研修会

事業目的	「よさこい健康プラン21（高知県健康増進計画）」に基づく健康づくりの推進のため、集落活動センターの要請に応じて職員を派遣する。
アドバイザー	県庁職員（健康長寿政策課・福祉保健所）
支援内容	「よさこい健康プラン21」に基づく健康づくりに関する研修会、講座の講師
対象者	地域住民
事業の流れ	
申請者	市町村
県が負担する経費	アドバイザー派遣に係る旅費
事業例	<p>集落活動センターに派遣実績はないが、同様の事業として、県政出前講座で「今日からできる健康づくり」のテーマ（運動の推進・栄養、食生活の改善・たばこ対策・歯の健康・生活習慣病（高血圧・脳卒中など）の予防など）の中から、希望される内容に添った講師の派遣を実施している。</p> <p>平成29年度 健康長寿政策課実績 10回</p>
担当課室	健康長寿政策課（Tel 088-823-9675）

○「高知家健康づくり支援薬局」による出張相談等の実施

事業目的	「高知家健康づくり支援薬局」を活用した県民の健康づくりを推進するため、市町村の要望に応じて集落活動センター等に薬剤師を派遣する。
アドバイザー	高知家健康づくり支援薬局等の薬剤師
支援内容	薬剤師による健康相談、啓発に関する講座の講師
対象者	地域住民
事業の流れ	
申請者	市町村
県が負担する経費	薬剤師派遣に係る報償費
事業例	<p>集落活動センター等に派遣し、地域の健康相談などと併せて以下の事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬剤師による服薬に関する相談会 ・ お薬の正しい飲み方の講習会 など
担当課室	医事薬務課 (Tel 088-823-9749)

○ 地域防災対策総合補助金

事業の目的	地域の防災対策を総合的に推進し、災害に強い人づくり、地域づくりを目指す	
補助先	市町村	
補助率	1 / 2 以内	
補助対象事業	下記に例示するような、地域の防災力向上に関する取り組み ・ 学習会（防災研修、視察研修含む） ・ 防災訓練（消火訓練、炊き出し訓練等） ・ 避難経路及び避難場所の簡易な整備 ・ 防災資機材（防火用、救助・救護用、情報伝達用等）の購入 詳細な内容は、担当までお問い合わせください	
事業実施主体	自主防災組織、市町村 等	
補助限度額	原則として、1市町村当たり20百万円（例外あり）	
事業例	県内市町村で毎年多数実施されている	
スケジュール	前年度秋に予算要望、当年度に補助申請し、3月31日迄に完成	
事業の流れ		
担当課室	南海トラフ地震対策課 (Tel 088-823-9317)	



○ 地域集会所耐震化促進事業費補助金

事業の目的	南海トラフ地震に備え、住まいの近くで避難生活ができるよう地域集会所を避難所として活用し、県内での避難者の収容力拡大を図る
補助先	市町村（市町村が建物の所有者に補助することが前提）
補助率	診断・設計：1/4、改修：3/10（補助限度額あり）
補助対象事業	津波浸水域外にある避難所として活用可能な昭和56年以前に建築された旧耐震基準の地域集会所の耐震診断、耐震設計、耐震改修
事業実施主体	地域集会所の所有者（市町村が所有する建築物は補助対象外）
補助限度額	国の制度にならって限度額あり
事業の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の補助制度の活用が前提 ・ 市町村が地域防災計画に避難所として位置付け ・ 県の耐震改修促進計画に防災拠点として位置づけ ・ 避難所運営について地元（自主防災組織等）と市町村が協定を締結など
事業例	H28 実施 香美市など、H29 実施 南国市など、H30 実施 高知市など
スケジュール	前年度秋に予算要望、当年度に補助申請し、3月31日迄に完成
事業の流れ	
担当課室	南海トラフ地震対策課（Tel 088-823-9317）

○ 避難所運営体制整備加速化事業費補助金

事業の目的	大規模かつ広域的な災害が発生した場合でも、安心して避難生活を送ることができるよう、避難所の運営体制の充実を図る。	
補助先	市町村	
補助率	2 / 3 以内	
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所運営マニュアルの作成に係る経費 ・ 避難所運営訓練等に係る経費 ・ 避難所における環境整備に係る経費 	
事業実施主体	市町村	
補助対象限度額	マニュアルの作成、訓練に係る経費：なし 資機材、施設整備：2,000 千円 / 箇所 × 申請避難所数	
事業の要件	「避難所における環境整備」を実施するためには、当該避難所において、避難所運営マニュアルが作成されていることが必要となる。	
事業例	H28 年度からの新規事業、県内市町村で毎年多数実施されている	
スケジュール	前年度秋に予算要望、当年度に補助申請し、3 月 31 日迄に完成	
事業の流れ	<pre> graph LR A[地域の皆さんで協議し、市町村に要望] --> B[市町村が補助申請] B --> C[県で交付決定] style C fill:#fff,stroke:#333,stroke-width:1px </pre>	
担当課室	南海トラフ地震対策課 (Tel 088-823-9317)	

**追加**

○ 南海トラフ地震事前避難対策支援事業費補助金

事業の目的	南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表され、大規模な地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった場合に、市町村が避難所を設置・運営する費用の支援をする。
補助先	市町村
補助率	10/10 定額
補助対象事業	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗機材費等 福祉避難所については上記に加え、生活相談等に当たる職員等の配置経費等について加算できる
事業実施主体	市町村
補助対象限度額	避難者 1 人 1 日当たり 320 円以内 福祉避難所については、上記に加え実費分を加算できる
事業例	H31 年度からの新規事業
事業の流れ	<pre> graph LR A[情報の発表] --> B[避難所の設置・運営] B --> C[市町村が補助申請] C --> D[県で交付決定] </pre>
担当課室	南海トラフ地震対策課 (Tel 088-823-9317)



○緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業費補助金

事業の目的	中山間地域の孤立対策を推進し、地域住民の安全・安心を確保するため、緊急用ヘリコプター離着陸場の整備を図る。	
補助先	市町村、消防に関する事務を処理する一部事務組合又は広域連合	
補助率	1 / 2 以内	
補助対象事業	緊急用ヘリコプター離着陸場の整備（整地、舗装、取付道路） （用地補償費は補助対象外）	
事業実施主体	市町村	
補助限度額	750 万円／箇所	
事業例	H27 実施 仁淀川町用居など、H28 実施 四万十市八束など、 H29 実施 大月町柏島など、H30 実施 香美市猪野々など	
スケジュール	まず、高知県消防防災航空隊との協議が必要（適地であるか調査） 前年度秋に予算要望、当年度に補助申請し、3月31日迄に完成	
事業の流れ		
担当課室	南海トラフ地震対策課 (Tel 088-823-9317)	



○生活安全出前講座の実施

事業目的	地域住民の皆様の安全・安心を確保するため、集落活動センター等に県の担当職員等を派遣して、生活安全や消費生活などに関する講座を実施する
アドバイザー	消費生活センター相談員、生活安全担当職員など
支援内容	<p>(1) 地域の生活安全に係る内容について講座を実施する 〔講座のテーマ例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害にあわないために ・ 高齢者の交通事故の減少のために ・ 高齢者や子どもを犯罪から見守るために <p>※時間については相談に応じます (目安) 講座の時間は 60 分程度</p>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の皆様 ・ 高知ふるさと応援隊など、地域活動のリーダー役 ・ 地域で高齢者の身守り活動を行う方
事業の流れ	
申請者	市町村、地域活動団体の代表者など
県が負担する経費	必要資料等経費、担当職員等講座派遣旅費
事業例	高齢者を狙う悪質商法について、どのような手口に気をつける必要があるか、被害に遭わないための心構えについての「講座」や「寸劇」を行う。
担当課室	県民生活・男女共同参画課 (Tel 088 - 823 - 9319) 県立消費生活センター (Tel 088 - 824 - 0999)



○ 異文化理解講座の実施

事業目的	異文化への理解を広め、地域の国際化を推進するため、国際交流員を派遣して、外国の文化や言語に関する講座を実施する。		
講師	国際交流員		
支援内容	外国の文化や言語に係る内容について講座を実施する。 [講座のテーマ例] ・外国人観光客の接客マナー・フレーズ ・小学校での料理教室 ・高校での外国語授業 ※原則として、平日9時から17時の間での派遣となります。 時間は相談に応じます。		
対象者	・地方公共団体の皆様 ・地域住民の皆様		
事業の流れ	講座等を希望する項目等の調整・決定	派遣依頼を県に提出	県で派遣決定
申請者	市町村、地域活動団体の代表者など。		
県が負担する経費	— ※旅費、傷害保険、材料費等については、派遣依頼団体が全額負担。		
事業例	上記支援内容のとおり。		
担当課室	国際交流課 (Tel 088 - 823 - 9605)		

【概要】財政的な支援

分類	補助金等の名称	概要(補助先・補助率・対象経費・上限額・事業実施主体等)	担当課・連絡先
I-1-②	(一財)地域活性化センター助成事業	<p>地域活性化に貢献するイベントや各種事業への市町村等の補助に対して、地域活性化センターが助成する。</p> <p>●助成メニュー: ①地域イベント助成事業 ②公共スポーツ施設等活性化助成事業 ③地方創生アドバイザー事業 ④スポーツ拠点づくり推進事業 ⑤移住・定住・交流推進支援事業 ⑥地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業</p> <p>●助成先: 市町村、広域連合、一部事務組合等 ●助成率: 定額(ただし、助成事業メニューごとの限度額あり。) ●事業実施主体: 市町村、広域連合、一部事務組合等、地域コミュニティ組織</p>	中山間地域対策課 088-823-9739
I-2-①	特用林産業新規就業者支援事業	<p>特用林産業に新規に携わる者に対し、生産技術を習得するための研修助成金や研修指導者への謝金を市町村が支給する場合、経費の一部を支援する。</p> <p>●補助先: 市町村 ●補助率 研修生への支援 2/3以内(補助対象経費上限額は、研修生1人当たり月額15万円以内) 研修受入生産者等への支援 10/10以内(研修生指導者に対し、研修生1人指導につき月額5万円以内) ●事業実施主体: 市町村</p>	森づくり推進課 088-821-4571
I-2-①	新規漁業就業者支援事業費補助金	<p>地元後継者・Uターン者等が、自営等の沿岸漁業者として自立するための長期研修(原則2年以内)を支援する。</p> <p>●補助先: 市町村 ●補助率: 研修生の生活支援費: 県2/3以内(補助上限額10万円/月)、市町村の繰り越し必須・補助率任意 指導者の報償費: 県定額5万円/月、市町村の繰り越し必須・額任意 損害保険料: 県2/3以内、市町村任意 ●事業実施主体: 漁協</p> <p style="text-align: right;">※本事業は現研修生が修了するR2年度をもって廃止</p>	漁業振興課 088-821-4606
I-2-①	担い手育成団体支援事業費補助金	<p>漁業生産量の維持・増大と担い手の確保を図るため、従来の就業者対策に加えて、民間企業や漁協が研修生を雇用して行う漁業の担い手の育成を支援する。</p> <p>●補助先: 県が認定した市町村、民間企業等の担い手育成団体 ●補助率: ①研修生給与: 定額(10万円) 指導者報償費又は給与 定額(5万円/月) 損害保険料 2/3以内 研修に必要な施設整備 1/2以内 研修に必要な施設の使用料及び賃借料 1/2以内(漁船は上限10万円/月)</p>	漁業振興課 088-821-4606
I-2-①	漁業就業支援事業 [追加]	<p>新規漁業就業希望者等の相談から就業後のフォローアップまでを一貫して支援する。</p> <p>●支援対象者: 新規漁業就業希望者等 ●支援内容</p> <p>①短期研修事業: 現地研修(3~20日) 指導者報償費 8千円/日 損害保険料 6千円以内/回 宿泊経費 5千円以内/泊 経費 20千円以内/回</p> <p>②自営漁業者育成事業: 自営の沿岸漁業者として独立するために必要となる漁業技術習得研修(1年以内)及び研修終了後の経営安定に向けた自立支援(1年以内) 生活支援金 150千円以内/月(漁業技術習得研修、自立支援とも同額) 損害保険料 62千円以内/年(漁業技術習得研修のみ) 指導者謝金 75千円以内/月(漁業技術習得研修のみ) 用船料 100千円以内/月(漁業技術習得研修のみ)</p> <p>③雇用型漁業支援事業: 定置網漁業等の雇用型漁業における新規就業者の雇用に対する支援(1年以内) 生活支援金 150千円以内/月</p> <p>④漁家子弟支援事業: 漁業後継者の新規就業における生活支援(1年以内) 生活支援金 150千円以内/月</p> <p>⑤再研修事業: 漁業技術習得研修の修了生等を対象とした技術習得が不十分な方又は操業に不安がある方に対する日単位の再研修(10日以内) 指導者謝金 8千円/日(指導者の船で実施する場合)もしくは30千円(長期研修修了生等の船で実施する場合)</p> <p style="text-align: right;">※漁船の取得支援については、下段の「漁船リース事業」を参照</p>	高知県漁業就業支援センター 088-824-0379
I-2-①	漁船リース事業 [追加]	<p>(一社)高知県漁業就業支援センターが漁船を取得し、事業実施希望者にリースする。</p> <p>●支援対象者: 「浜の活力再生広域プラン」等で中核的漁業者に位置付けられた者 ●支援内容: 国1/2以内、県1/20以内(新規就業者の場合1/10以内)、市町村任意</p>	高知県漁業就業支援センター 088-824-0379
II-1-②	経営革新等支援事業	<p>県内の中小企業者等の振興を図るため、新技術・新製品の開発及び販路開拓等による事業戦略、経営革新計画及び経営計画の実現に向けた取り組みを支援する。</p> <p>●補助対象者: 中小企業者等で、高知県の承認を受けた経営革新計画、事業戦略支援会議の承認を受けた事業戦略又は県下の商工会議所又は商工会が認定した経営計画を策定している企業 ●補助率: 1/2以内 ●補助限度額: 200万円 ●補助対象事業: 新事業動向等の調査、新商品・新技術・新役務の開発、販路開拓、人材養成</p>	高知県産業振興センター 088-845-6600

分類	補助金等の名称	概要(補助先・補助率・対象経費・上限額・事業実施主体等)	担当課・連絡先
Ⅱ-1-②	販路開拓支援事業	県内の中小企業の振興を図るため、 県外又は海外市場に向けた販路の開拓及び拡大 のために行う展示会出展等の取り組みを支援する。 ●助成対象者: 中小企業者等 ●助成率: 1/2以内 ただし、高知県産業振興センターの実施する補助事業の過去3年間の活用実績により減額する。 ①1/2(活用実績無し)②1/3(活用実績1年)③1/4(活用実績2年)④補助対象外(活用実績3年) ●助成限度額: (海外)100万円、(国内)30万円 ※両方を併用する場合は100万円 ●助成対象事業: 県外及び海外において開催される展示会等への出展	高知県産業振興センター 088-845-6600
Ⅱ-1-③	高知県芸術祭 KOCHI ART PROJECTS 事業助成金	文化芸術活動を通じた地域づくり、交流人口の拡大を目的として、 高知県内で開催される文化芸術活動に助成等の支援 を行う。 ●対象者: 個人でも団体(実行委員会等)でも可 ●対象事業: 以下の要件を満たす事業 ・地域住民が主体となって企画・実施する文化芸術活動で、地域資源(自然/町並み/歴史など)を活かして、地域づくりや地域の課題解決に取り組むもの。 ・令和元年度高知県芸術祭開催期間中(令和元年9月中旬から12月中旬予定)に実施されるもの。(※事前の準備に係る費用も助成対象) ・営利を目的としないもの。 ●助成金: 1事業あたり上限額30万円 ●募集: 平成31年4月~5月(予定)、決定: 令和元年6月(予定)	文化振興課 088-823-9793 (公財)高知県文化財団総務部企画課 088-866-8013
Ⅱ-1-④	観光ガイド育成事業(観光ガイド研修)	高知県を訪れる観光客の満足度を高めるため、 県内各地域で観光ガイド研修等を実施 し、ガイド技術の向上及びガイド団体間の横の繋がりを深くすることにより、観光ガイドの底上げを行うもの。(観光ガイド以外の方も研修に参加可能) ・地域別研修交流会の実施(東部、中部、西部の全地域で合計6回以上) ・観光ガイド団体及び新規立ち上げを行うための個別勉強会への支援(上限5万円/団体 ※10団体以上)	おもてなし課 088-823-9043
Ⅱ-1-⑦	木の香るまちづくり推進事業費	木の文化県構想に基づき、県産材を活用した公共空間の木質化及び屋外景観施設等の整備や、 県産木製品の導入などを支援 する。 ●対象経費: 木質化及びそれと一体となった木製品の導入経費、案内板等の導入経費 ●補助先: 市町村、団体等 ●補助率: 1/2以内(限度額400万円、ただし、事業者当たりの事業種別の限度額は500万円)	木材産業振興課 088-821-4593
Ⅱ-1-⑧	外国人観光客受入研修実施委託業務【追加】	外国人観光客の受入スキル向上のため、エリア別(事業種別)のセミナーや事業者向けの個別研修を行うもの。 (セミナーにはどなたでも参加可能。個別研修には別途選定されたエリア内の事業者のうちセミナー受講者が受講可能) ・エリア別セミナー(5回(5エリア)) ・個別研修(3~5回/事業者×10事業者/エリア ※5エリア)	おもてなし課 088-823-9043
Ⅱ-2-④	水産多面的機能発揮対策支援交付金	水産業及び漁村が有する多面的機能の発揮に資する取組を支援し、 水産業の再生・漁村の活性化 を図る。 ①水産多面的機能発揮対策推進支援交付金 ・事業内容: 活動計画策定や活動組織の指導及び活動確認等に必要経費 ・事業主体(交付先): 市町村 ・補助率: 定額 ②水産多面的機能発揮対策支援交付金 ・事業内容: 水産多面的機能発揮活動実施に対する補助 ・事業主体(交付先): 高知県環境生態系保全対策地域協議会 ・補助率: 国7/10、市町村1.5/10、県1.5/10(活動項目につき上限30万円)	漁業振興課 088-821-4613
Ⅱ-2-⑤	遊漁船業等振興事業費補助金	交流人口の拡大による漁村の活性化を促進するため、 遊漁や体験漁業等における新たな利用者の獲得に向けた情報発信や受け入れ体制の整備などの取組を支援 する。 ●補助先: 市町村等 ●補助対象及び補助率 ①事業者間の連携によるソフト対策 1/2以内 補助上限額: 100万円 補助下限額: 10万円 ②安全性の向上に資する設備等の整備 1/2以内 補助上限額: 1設備につき25万円 ③サービス機能の強化に資する設備等の整備 1/6以内(新規就業者は1/3以内) 補助上限額: 1設備につき250万円 ●事業主体 ①・②は遊漁船業者等、遊漁船業者等の団体、漁業協同組合 ③は漁業協同組合	水産政策課 088-821-4692
Ⅲ-1-①	中山間地域生活支援総合補助金 ①生活用水確保支援事業	中山間地域で地域住民が安心して暮らすことができる生活環境を緊急に整えるため、 飲料水等の生活用水を確保する仕組みづくり に必要な経費を支援する。 ●補助先: 市町村、一部事務組合、広域連合、複数の市町村が組織する協議会 ●補助率: 補助対象経費から地元負担金を控除した額の2/3以内、浄水装置整備については1/2以内 ●対象経費: ①生活用水を確保するための仕組みづくりのための調査又は検討事業に要する経費 ②給水施設又は水源管理道の整備、補修又は維持管理に要する経費 ③南海トラフ地震発生時等に、孤立が想定される集落への浄水装置整備に要する費用 ●上限額: 30,000千円/1事業当たり、浄水装置整備については上限なし ●事業実施主体: ・市町村等 ・3戸以上で給水施設等を運営管理する任意団体 ・市町村長が補助の必要があると認める集落	中山間地域対策課 088-823-9602
Ⅲ-1-③	中山間地域生活支援総合補助金 ②移動手段・物流確保支援事業(貨客混載推進事業)	貨客混載推進検討会において対象とした事業スキーム の導入に必要な経費を支援する。 ●補助先: 市町村 ●補助率: 2/3以内 ●対象経費: ①仕組みづくりのための調査等 地域の貨客混載のための調査、地域公共交通再編計画の策定、広報等による利用促進活動等 ②運行に必要な装備等 自家用車有償運送(市町村運営有償運送、公共交通空白地有償運送、福祉有償運送)、乗合タクシー等の運行に必要な車両の購入及び改造、待合所の整備等 ③新たな取組の実証運行 貨客混載による運行費又は運行委託料 ●事業実施主体: ・市町村等、貨物運送事業者、旅客運送事業者 ・NPO法人、公益法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会 ・市町村が認める団体等	中山間地域対策課 088-823-9602

分類	補助金等の名称	概要(補助先・補助率・対象経費・上限額・事業実施主体等)	担当課・連絡先
Ⅲ-1-④	移動通信用施設整備事業費補助金	過疎地域などの条件不利地域において、市町村が携帯電話のサービスエリア拡大のために実施する 携帯電話基地局の整備 を支援する。 ●補助先:市町村 ●補助率:2/3以内(100世帯未満の場合)、その他は1/2以内 ●補助対象:基地局施設(局舎、鉄塔、無線設備等)の整備 ●対象地域:過疎地、辺地、離島、半島、山村、又は特定農山村 ●事業実施主体:市町村	情報政策課 088-823-9650
Ⅲ-1-④	情報通信基盤整備事業費補助金	市町村が地域住民の生活の向上などを図るために実施する 光ファイバーなどの超高速ブロードバンド整備 を支援する。 ●補助先:市町村 ●補助率:1/10以内 ●補助対象:CATV(ケーブルテレビ)、FTTH(光ファイバー)、ADSL、FWA(無線)等 地域間の情報格差是正に必要となる施設の整備 ●事業実施主体:民間事業者	情報政策課 088-823-9650
Ⅲ-1-④	共聴施設整備等事業費補助金	テレビ離視聴地域において 住民自治組織(共聴組合)が実施する 共聴施設の新設または改修 に要する費用を市町村が補助する場合に支援する。 ●補助先:市町村 ●補助率:1/2以内 ●補助対象:共聴施設(テレビ共同受信施設)の新設、改修 ●事業実施主体:住民の自治組織(共聴組合)	情報政策課 088-823-9650
Ⅲ-1-⑥	こうち山の日推進事業費補助金	「こうち山の日」に関する普及啓発事業 に取り組む団体等に対し補助する。 ●補助先:公益社団法人高知県森と緑の会 ●補助率:定額(上限額:250千円) 市町村の場合は1/2 ●対象経費:ア 森づくり ①間伐 ②環境整備 ③植栽 ④竹林整備 イ 木使い ⑤木工 ⑥木材普及 ウ 森林体験と教育 ⑦森林体験 ⑧森林環境教育 ●事業実施主体:市町村、法人、NPO、ボランティア団体、町内会、PTAなど	林業環境政策課 088-821-4586
Ⅲ-2-①	高齢者向け住まい確保対策モデル事業費補助金	住まいの確保に配慮を要する単身高齢者が低廉な家賃で入居でき、かつ、「あったかふれあいセンター」や「集落活動センター」などとの連携により 入居者の日常生活を支援する仕組みが整えられている住宅 を市町村が整備する場合、経費の一部を助成する。 ●補助先:市町村 ●補助率:定額1/4 ●上限額:5,500千円(1施設あたり)	高齢者福祉課 088-823-9627
Ⅲ-2-②	地域子ども・子育て支援事業費補助金(一時預かり事業)	保育所を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、 保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において児童を一時的に預かる事業に助成 する。(子ども・子育て支援交付金) ●対象事業:家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業 ●補助先:市町村(市町村が認めた者へ委託等を行うことができる) ●補助率:1/3(国1/3、県1/3、市町村1/3) ●補助基準額:運営費(地域密着Ⅱ型) 1カ所当たり年額1,378,000円(利用が300人未満の場合)	幼保支援課 088-821-4882
Ⅲ-2-②	放課後子ども教室推進事業費補助金 放課後児童クラブ推進事業費補助金	放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、市町村が行う 放課後子ども教室及び放課後児童クラブ の運営費に対して助成を行う。 ①放課後子ども教室推進事業(文部科学省) 学校・家庭・地域が連携・協働し、地域住民等の参画による地域の実情に応じた取組を有機的に組み合わせ、すべての子どもが放課後等に安心・安全に過ごし、多様な体験・交流・学習活動を行うことができるよう、様々な放課後対策支援を行う。 対象:地域の子ども全般 ●補助先:市町村及び一部事務組合 ●補助率:2/3(国1/3、県1/3)、中核市は1/3 ●補助対象経費:事業の運営に必要な経費 1時間当たりの謝金単価は、地域学校協働活動推進員等・協働活動支援員は1,480円、協働活動サポーターは740円を上限とする ●条件:運営委員会の設置及び地域学校協働活動推進員等の配置 ②放課後児童クラブ推進事業(内閣府) 授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、その健全な育成を図る。 対象:保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童 ●補助先:市町村 ●補助率:1/3(国1/3、県1/3、市町村1/3) ●補助対象経費:事業の運営に必要な経費(※国が定める基準額あり) ●条件:原則年間250日以上開設、1クラブに1名以上有資格者の配置(経過措置~H32.3)が必要	生涯学習課 088-823-4897
Ⅲ-2-③	地域支援事業費交付金(介護予防事業または介護予防・日)	地域において、 介護予防 に向けた取組が主体的に実施されるような地域づくりを、目的とした事業が交付金の対象となる。 ●交付先及び実施主体:市町村 ●負担割合:国25% 県12.5% 市町村12.5% 保険料50%	高齢者福祉課 088-823-9627
Ⅲ-2-③	介護基盤緊急整備事業費補助金	市町村が、地域の実情に応じた 介護サービス提供体制 を整備していくために必要な施設整備の費用の一部を助成する。 ●補助先:市町村 ●補助率:定額 ●対象経費:介護予防拠点の施設整備費 ●上限額:8,500千円/1施設当たり ●事業実施主体:市町村	高齢者福祉課 088-823-9632

分類	補助金等の名称	概要(補助先・補助率・対象経費・上限額・事業実施主体等)	担当課・連絡先
Ⅲ-2-③	中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金	<p>中山間地域でもニーズに合った在宅介護サービスが受けられるよう、遠隔地など条件不利地域で在宅介護サービスを提供する介護事業者に対し経費の一部を助成する市町村に対して補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助先:市町村 ●補助率:1/2 ●対象経費:①次の要件いずれかに該当する要介護者等に介護サービスを提供した事業者へ人件費、訪問・送迎費用の一部を助成する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・特別地域加算対象地域の中で特に利用者が少ない地域に居住する者 ・特別地域加算対象地域の中で最寄りの事業所から概ね20分以上離れた地域に居住する者 ・特別地域加算対象地域外で最寄りの事業所から概ね20分以上離れた地域に居住し市町村が必要と認めた者 ②上記①のサービスを提供している特別地域加算対象地域内の事業者で、新たに常勤職員を雇用した事業者へ人件費、訪問・送迎費用の一部を助成する場合(対象介護サービス事業) <ul style="list-style-type: none"> 訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハ、通所介護、通所リハ、認知症デイ、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護 <p>●事業実施主体:市町村</p>	高齢者福祉課 088-823-9681
Ⅲ-2-③	後期高齢者医療調整交付金(特別調整交付金・長寿健康増進事業)	<p>後期高齢者医療被保険者(75歳以上)の健康の保持・増進のために実施する健康相談や体操教室などの取り組みを支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助先:市町村(一広域連合一団) ●補助率:10/10以内(他の事業も含め交付金の上限を超える場合には、あん分等による調整) ●対象経費:健康教室や体操教室などの開催にかかる講師謝金や事務経費 ●事業実施主体:市町村(広域連合が経費助成を行い市町村等が実施) 	国民健康保険課 088-823-9629
Ⅲ-2-④	住宅耐震化促進事業費補助金	<p>昭和56年以前に建築された住宅の耐震化を行う場合、その費用の一部を補助する。</p> <p>①住宅耐震診断事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助先:市町村 ●補助率:1/4以内 ●対象経費:耐震診断に要する費用 ●補助限度額:3.3万円 <p>(改修工事の概算見積を作成する場合は4千円を加算可、木造の場合は市町村により個人負担無料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●その他:国からの補助(社会資本整備総合交付金)が1/2あり <p>②住宅耐震改修設計費補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助先:市町村 ●補助率:3/4以内 ●対象経費:耐震改修工事の設計書作成(工事費見積書を含む。)に要する費用 ●補助限度額:20.5万円(市町村により上乗せ補助あり) <p>③住宅耐震改修費補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助先:市町村 ●補助率:1/4(一部1/2)以内 ●対象経費:耐震改修工事に要する費用 ●補助限度額:92.5万円(市町村により上乗せ補助あり) ●その他:国からの補助(社会資本整備総合交付金)が1/2あり(一部対象外) <p>④住宅段階的耐震改修支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助先:市町村 ●補助率:1/4以内 ●対象経費:倒壊の可能性が高い住宅について一定の安全性を確保する工事に要する費用 ●補助限度額:64.8万円 ●その他:国からの補助(社会資本整備総合交付金)が1/2あり 	住宅課 088-823-9856
		<p>避難路等に面している危険性の高いブロック塀の撤去等を行う場合、その費用の一部を補助する。</p> <p>①コンクリートブロック塀耐震対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助先:市町村 ●補助率:1/4以内 ●対象経費:コンクリートブロック塀の撤去又は安全な塀に造り替える工事に要する費用 ●補助限度額:20.5万円 ●その他:国からの補助(社会資本整備総合交付金)が1/2あり 	住宅課 088-823-9856
		<p>土砂災害特別警戒区域内の危険住宅の区域外への移転や土砂災害対策改修を行う場合、その費用の一部を補助する。</p> <p>①かけ地近接等危険住宅移転事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助先:市町村 ●補助率:1/4以内 ●対象経費:危険住宅の除却及び移転に要する経費 ●補助限度額:8,202千円 ●その他:国からの補助(社会資本整備総合交付金)が1/2あり <p>②住宅等土砂災害対策促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助先:市町村 ●補助率:1/4以内 ●対象経費:危険住宅等を土砂災害に対して安全な構造となる改修工事に要する経費 ●補助限度額:759千円又は工事費に23%を乗じて得た額のいずれか低い額 ●その他:国からの補助(社会資本整備総合交付金)が1/2あり 	住宅課 088-823-9859
		<p>延焼や倒壊の危険がある老朽化した住宅や建築物の除却を行う場合、その費用の一部を補助する。</p> <p>①老朽住宅等除却事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助先:市町村 ●補助率:1/4以内 ●対象経費:老朽住宅・建築物除却等に要する費用 ●補助限度額:164.5万円(市町村により別途限度額あり) ●その他:国からの補助(空き家対策総合支援事業又は社会資本整備総合交付金)が1/2あり 	住宅課 088-823-9856

分類	補助金等の名称	概要(補助先・補助率・対象経費・上限額・事業実施主体等)	担当課・連絡先
		<p>空き家住宅や空き建築物を住宅等として再生・活用するために、耐震改修・断熱改修・トイレの水洗化など、性能の向上に資するリフォームを行う場合、その費用の一部を補助する。</p> <p>①空き家活用促進事業 ●補助先:市町村 ●補助率:1/4以内 ●対象経費:市町村が空き家住宅・空き建築物を、公的住宅等として再生・活用するために行う改修設計、改修工事等に要する経費 ●補助限度額:9,324,000円 ●その他:国からの補助(空き家対策総合支援事業又は社会資本整備総合交付金)が1/2あり</p> <p>②空き家活用費補助事業 ●補助先:市町村 ●補助率:1/3以内 ●対象経費:空き家住宅・空き建築物の所有者又はその所有者から住宅を借り受ける特定非営利活動法人等が、住宅確保要支援者の居住に使用する住宅として活用するために行う改修設計、改修工事等に要する経費 ●補助限度額:1,824,000円(市町村により別途限度額あり) ●その他:国からの補助(空き家対策総合支援事業又は社会資本整備総合交付金)が1/3あり</p> <p>③空き家対策市町村緊急支援事業 ●補助先:市町村 ●補助率:1/4以内 ●対象経費:市町村が空き家住宅・空き建築物の除却又は活用の加速化を図るために行う空き家の調査、実態把握等に要する経費 ●補助限度額:100,000円 ●その他:国からの補助(空き家対策総合支援事業又は社会資本整備総合交付金)が1/2あり</p>	住宅課 088-823-9862
Ⅲ-2-④	空き家対策総合支援事業 社会資本整備総合交付金(空き家再生等推進事業)※ (住宅等以外の用途への再生も事業対象)	<p>空き家住宅・空き建築物を住宅等以外の用途に再生する場合、空き家活用促進事業及び空き家活用費補助事業(いずれも県事業)の対象にはなりません、本事業の対象となります。</p> <p>●交付先:市町村 ●交付率:1/2(市町村が民間に補助する場合は、事業費の1/3かつ市町村の補助額の1/2以内) ●対象経費:・空き家住宅、空き建築物の改修等に要する費用(補助限度額無し) ・空き家住宅、空き建築物の所有者の特定に要する経費</p> <p>●その他:・空き家対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等対策計画に基づく事業が補助対象 ※空き家対策総合支援事業を活用せず、社会資本整備総合交付金(空き家再生等推進事業)を活用することも可能</p>	住宅課 088-823-9862
Ⅲ-2-⑥	がん検診受診促進事業費補助金	<p>がん検診の対象となる県民に、がん検診の意義や重要性、検診日程などの情報を確実に伝えるとともに、検診未受診者への受診勧奨や、検診の利便性向上・受診率向上対策に取り組む市町村を支援することで、がん検診の受診者増を図り、がんの早期発見・早期治療につなげる。</p> <p>●補助先:事業実施主体:市町村(広域連合を含む) ●補助率:定額(対象人口ごとに補助限度額を設定)・1/2 ●対象経費:(1)受診勧奨(個別通知の実施) 対象年齢:40~69歳(子宮頸がん 20~69歳) 補助率:1/2 (2)未受診者への再度勧奨 対象年齢:40~69歳(子宮頸がん 20~69歳) 補助率:1/2 (3)受診状況確認調査 対象年齢:40~69歳 補助率:1/2 (4)要精密検査未受診者勧奨 補助率:1/2 (5)利便性・受診率向上事業(市町村から申請のあった利便性・受診率向上となる取組) 補助率:実施内容により 1/2・定額 を決定</p>	健康対策課 088-823-9674

【概要】人的な支援・その他の支援

分類	事業名	実施内容(対象者・場所等)	担当課・連絡先
I-1-①	地域の歴史・文化に関する協力事業	<p>集落活動センターで展開される地域活性化の取り組みに対して、活動の素材となるような地域の歴史・文化(江戸時代の歴史・地理・産業・生活など)に関する資料や情報を提供する。また、センター開設準備や開設後の諸企画など、センターで行う歴史・文化部門の活動に協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の歴史に関する講座や史跡見学会などに、資料を提供し、又は講師を派遣する ●地域の歴史に関する展示コーナーなどの造作や解説文作成等の協力を行う ●地域にのこされた歴史資料(文書・美術工芸品・古写真など)の保存・整理・調査等の相談に応じる <p>(※)・地域住民、高知ふるさと応援隊、市町村職員などが対象 ・実施場所は現地 ・実施日程は相談のうえ決定</p>	高知県立高知城歴史博物館 088-871-1600
		<p>集落活動センターで展開される地域活性化の取り組みに対して、活動の素材となるような地域の考古・歴史(美術工芸品を含む)・民俗に関する資料や情報を提供する。センター開設後の諸企画などセンターで行う歴史・文化活動に協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の考古(仏具・墓標・石造物等を含む)・歴史(美術工芸品を含む)・民俗に関する講座や史跡見学会などに資料を提供し、または、講師を派遣する ●地域の考古(仏具・墓標・石造物等を含む)・歴史(美術工芸品を含む)・民俗に関する展示コーナーなどの製作や解説文の作成等への協力を行う ●地域にのこされた考古(仏具・墓標・石造物等を含む)・歴史(美術工芸品を含む)・民俗資料の保存・整理・調査等の相談に応じる 	高知県立歴史民俗資料館 088-862-2211
I-1-②	空き職員住宅の利活用	<p>県職員住宅の空き室を市町村の地域振興事業や定住促進事業などのため利用(※)する場合に、行政財産の目的外使用許可を行う。 (※)・住宅としての利用に限る ・有償</p>	職員厚生課 088-823-9166 教職員・福利課 088-821-4905
I-2-①	文化人材育成プログラム(アートマネジメント講座)	<p>芸術祭などを核として、文化芸術と自然や歴史、産業等の幅広い分野をつなぎ、県内各地で文化芸術に触れる機会の創出を図ることのできる人材を育成することを目的として、アートマネジメント講座を実施する。 <開催時期:令和元年6月~令和2年1月> 対象者:文化芸術に携わっている方、地域おこし協力隊、町村職員、地域支援企画員等 場所:高知市 他</p>	文化振興課 088-823-9793 (公財)高知県文化財団総務部企画課 088-866-8013
I-2-①	林業技術者養成研修	<p>労働安全衛生法に基づき、林業作業に必要な資格・免許や林業技術の習得のための研修を実施する。 対象者:林業に従事し、または従事しようとする者(原則18歳以上) 場所:県立森林研修センター</p>	森づくり推進課 088-821-4571
I-2-①	県立林業大学校「短期課程」	<p>すでに林業に従事している方々などの知識や技術の向上を図るための研修を実施する。 対象者:森林組合等職員、小規模林業実践者、ボランティアの方、林業に興味をお持ちの方など 場所:県立林業大学校他</p>	県立林業大学校 0887-52-0784
II-1-②	食品衛生法(食品製造、販売に係る法規)についてのアドバイス	<p>地域住民(運営スタッフ)、高知ふるさと応援隊を対象に、食品営業施設(飲食店、食品製造施設等)開設時に必要となる手続き、また、HACCPに沿った衛生管理への対応について、必要に応じて現地に相談員(福祉保健所職員)を派遣しアドバイスする。 対象者:食品の製造、販売等を考えられている方 場所:現地</p>	食品・衛生課 088-823-9672
II-1-②	食品衛生管理に係る認証制度についてのアドバイス	<p>ジビエの処理や加工食品の製造等に際して、衛生管理が十分であることを県が認証する制度(食品総合衛生管理認証制度)について、必要に応じて現地に相談員(福祉保健所職員)を派遣し、取得に向けアドバイスする。 対象者:食品製造事業者等 場所:現地</p>	食品・衛生課 088-823-9672
II-1-②	まちむらセミナー	<p>文化芸術活動を通じた地域づくり、交流人口の拡大を目的として、高知県内で開催される文化芸術活動に助成等の支援を行う。 ●対象者:個人でも団体(実行委員会等)でも可 ●対象事業:以下の要件を満たす事業 ・地域住民が主体となって企画・実施する文化芸術活動で、地域資源(自然/町並み/歴史など)を活かして、地域づくりや地域の課題解決に取り組むもの</p>	まちむら交流機構 03-4335-1982 (地域観光課)
II-1-②	工業技術センター産業技術人材育成事業	<p>食品加工特別技術支援員などによる製品化のための技術支援や、試作品等の依頼試験や分析を行い成績表を発行(有料)する。 対象者:食品製造事業者等 場所:工業技術センター</p>	工業振興課 088-823-9691
II-1-②	食品表示の適正化に向けたアドバイス	<p>加工食品の表示に関するワンストップ相談窓口を設置(高知県食品産業協議会)し、適正表示についてアドバイスする。</p>	高知県食品産業協議会 088-855-5634 地産地消・外商課 088-823-9704
II-1-②	生産管理の高度化に向けたアドバイス	<p>食品の製造に携わる事業者を対象に、食品の衛生管理基準であるHACCP(ハザツ)手法の導入・定着を支援する。具体的な支援策は次のとおり。 ①基礎知識の習得に向けたHACCP研修等の開催 ②専門家派遣による書類作成や現場改善などの個別指導 ③ワンストップ相談窓口による各種相談対応やフォローアップ 等</p>	(一社)高知県食品衛生協会 088-821-8966 地産地消・外商課 088-823-9704
II-1-②	商品づくりへのアドバイス、県外への販路開拓等	<p>商品開発の際の助言、アンテナショップ「まるごと高知」での販売やテストマーケティングの実施、首都圏をはじめ、関東以北、関西、中部、中国、四国、九州などの量販店・飲食店等への仲介・あっせん活動により県外の販路開拓を支援する。</p>	(一財)高知県地産外商公社 高知事務所 088-855-4330
III-1-③	マーケットのニーズに基づいた売れる商品づくり	<p>マーケットのニーズに基づいた売れる商品づくりを進めるため、定番化に向けた商品力アップのための市場等に精通した専門家による商品の評価・アドバイスを行う商品づくりワーキングを開催する。</p>	地産地消・外商課 088-823-9704
II-1-②	高知県産品商談会	<p>県内外の量販店等と県内事業者・生産者との商談会を開催し、県産品の発掘や商品の磨き上げにつながる機会を創出し、県産品の販路開拓、販売拡大を支援する。</p>	地産地消・外商課 088-823-9753
II-1-②	「ものづくりの地産地消」に向けたアドバイス	<p>県内で必要とされる機械装置の製造など、ものづくりの工程をできるだけ県内で行い、一次産業の省力化や生産性の向上につなげていけるよう、ものづくりの相談に専任担当者がワンストップで対応します。</p>	ものづくり地産地消・外商センター 088-845-7110

分類	事業名	実施内容(対象者・場所等)	担当課・連絡先
Ⅱ-1-②	水産物地域加工育成支援事業費	地域で活動する加工グループや6次産業化に向けた取組を総合的に支援する。	水産流通課 088-821-4557
Ⅱ-1-③	自然・体験型観光アドバイザー(追加)	豊かな地域資源を活かした自然・体験型観光の推進のため、各種アドバイザーを派遣し、観光資源を磨き上げる。 対象者: 地域住民・市町村職員・広域観光組織や観光協会職員 場所: 現地	地域観光課 088-823-9706
Ⅱ-1-⑤	小規模事業経営支援事業	県内の商工業者に対し、商工会、商工会議所による経営相談等を実施する。(県内25商工会、6商工会議所)	経営支援課 088-823-9698
Ⅱ-1-⑦	旅館業法(民宿、旅館に係る法規)についてのアドバイス	地域住民(運営スタッフ)、高知ふるさと応援隊を対象に、民宿、旅館開設時に必要となる手続き等について、必要に応じて現地に相談員(福祉保健所職員)を派遣しアドバイス。 対象者: 旅館業に興味をお持ちの方 場所: 現地	食品・衛生課 088-823-9671
Ⅱ-1-⑧	アグリ事業戦略サポートセンター(追加)	経営コンサルタント等の専門家と関係機関が、事業戦略の策定サポート及びPDCAサイクルをフォローアップする。 対象者: ①中山間農業複合経営拠点及び関係機関、②集落営農法人及び関係機関、③農林水産物直販所及び関係機関	①② 農業担い手支援課 088-821-4807 ③ 農産物マーケティング戦略課 088-821-4537
Ⅲ-1-④	地域情報化アドバイザー ※国(総務省)の事業 平成29年6月頃から 事業受付を開始	地域の要請に基づき、総務省から委嘱を受けた地域情報化アドバイザーを派遣し、助言、講演等の活動を通じ、当該地域の情報化を促進する。 なお、派遣に係る謝金、旅費については総務省が負担する。 派遣先: 自治体、NPO等(自治体以外の場合は、自治体の推薦が必要) 場所: 支援地域	情報政策課 088-823-9650 (総務省情報流通 政局 地域通信振興課 03-5253-5756)
Ⅲ-1-④	ICT地域マネージャー ※国(総務省)の事業 平成29年6月頃から 事業受付を開始	ICT基盤、システムを活用して効率的、効果的な事業の運営を検討する地域に対し、実務的、技術的ノウハウ等を有するICT人材を一定期間にわたり派遣する。 なお、派遣に係る謝金、旅費については総務省が負担する。 ※上記の、地域情報化アドバイザーの中から選任する。(これ以外の者も要相談で判断) 派遣先: 自治体、NPO等 (自治体以外の場合は、自治体の推薦が必要) 場所: 支援地域	情報政策課 088-823-9650 (総務省情報流通 政局 地域通信振興課 03-5253-5756)
Ⅲ-1-④	地域情報化事業導入検討会事業	地域が抱える課題解決につながる情報システムの導入に向け、大学や高知県、市町村、民間事業者が連携し、情報収集や企画提案等の自発的な活動による支援を行う。 (※情報システムの構築及び運用にかかる経費について、国や県の助成事業が活用できるよう検討、調整が必要)	情報政策課 088-823-9650
Ⅲ-2-⑥	シルバー人材センターとの連携による暮らしのサポートへの支援	地域の高齢者から集落活動センターに集約されるニーズ(墓掃除、草刈り、雪下ろし、大工作業、買物代行等)に対する暮らしのサポートについて集落活動センターと連携し、集落活動センターで対応しきれない業務をシルバー人材センターがバックアップする。	雇用労働政策課 088-823-9763

(4)集落活動センターで取り組む場合の活用例

- 1 集落活動センターの立ち上げ……………P104**
- 2 「高知ふるさと応援隊」の導入……………P106**
- 3 移住相談窓口の開設……………P108**
- 4 集落活動センターの経済活動に向けて(農業分野)……………P110**
- 5 中山間地域の商業機能等の維持・発展に向けて……………P112**
- 6 集落内での日用品や燃料等の確保の仕組みづくり……………P113**
- 7 移動手段の確保……………P115**
- 8 集落ぐるみによる防除対策の実施……………P117**
- 9 防災活動の取り組み……………P118**

皆さまのその一歩が集落
の未来を変える！！

Ⅰ全般

Ⅱ運営・活動

①集落の拠点づくりや具体的な取組

①集落活動センターの立ち上げ

今後集落を維持していくために、近隣の集落と一緒に、集落活動センターを立ち上げたいと考えています。集落内での話し合いから始めようと思いますが、どのような支援がありますか？

★支援事業・制度について

① 集落の活力づくり支援事業費補助金(集落活動活性化事業)

⇒ 集落活動センターの取り組みへのステップアップ等につなげていくため、住民が主体的に取り組む集落活動の初動時に必要な経費(例:先進地の視察やワークショップの開催経費等)を補助します。

② 中山間地域振興アドバイザー

⇒ 地域づくりの専門家が、集落活動センターの立ち上げや運営についてのアドバイスを現地で行います。また、必要に応じて地域活動の実践者等を実践活動アドバイザーとして派遣することや、ワークショップ等の開催時にはファシリテーターの派遣も可能です。

③ 集落活動センター研修会、推進フォーラム

⇒ 集落活動センターの取り組み事例の紹介、集落活動センターの活動に関わる地域住民の皆さまや取り組みを進める地域住民の皆さま同士の交流を行っています。

平成30年度は6月、2月に集落活動センター研修会等を開催しました。これらの研修会等を通じて、集落活動センターの円滑な立ち上げや運営等の支援を行っています。



集落活動センター研修会
(平成30年6月)



集落活動センター推進シンポジウム
(平成30年6月)



集落活動センター推進フォーラム
(平成31年2月)

●具体的にどんな効果がありますか？

① 先進地の視察やワークショップを行うことで、集落活動センターに取り組む必要性を地域住民で共有することができます。それをもとに今後集落をどのようにしていくかの話し合いをスムーズに行うことができます。

② アドバイザーの講演や実践活動アドバイザーの助言、ファシリテーターの支援を受けることで、住民の皆様は話し合いに集中をすることができ、スムーズな活動計画づくりが行えます。

③ 研修会、推進フォーラムでは、既に取り組みを始めている県内の事例等を紹介したり、今後の取り組みに役立つ情報を提供しています。また、同様の取り組みを進める各地域の方々とのネットワークを構築することもできます。

●どこに相談すればいいの？

上記の事業は、**市町村**を通じて実施することになりますので、お住まいの市町村、各市町村に駐在している高知県地域支援企画員、又は高知県中山間地域対策課(TEL088-823-9600)にご相談ください。

●必ず支援してもらえるのですか？

- ①、②については、いずれも予算の範囲での助成となりますので、要望が多い場合はご希望に沿えない場合があることをご了承ください。
- ③の研修会は、集落活動センターに取り組んでいる、また、取り組もうとしている方であれば、どなたでも参加できます。

●住民と市町村で話し合って集落活動センターの事業計画を作成しましたが、実行していくための支援はありますか？

県では集落活動センター推進事業費補助金を準備し、市町村とともに皆さまを支援していきます。補助金の具体的なメニューとしては、例えば以下のようなものがあります。

① 整備事業

⇒ 集落活動センターの**立ち上げ整備**に必要な経費(ハード事業・ソフト事業)への支援

② 人材導入活用事業

⇒ 集落活動センターの**立ち上げ準備や運営を担う人材**の導入に必要な経費への支援

③ 経済活動拡充支援事業

⇒ 集落活動センターが取り組む経済活動の**新たな展開や事業拡充**を図るために必要な経費(ハード事業・ソフト事業)への支援

補助金を活用して、既に多くの集落活動センターが開所しています。具体的な事例については、集落活動センターポータルサイト「えいとこうち」(<https://www.eitoko.jp/>)をご覧ください。

●その他の支援は？

皆さまが集落活動センターに取り組むにあたっての各種支援メニューを次頁以降に掲載しています。

②「高知ふるさと応援隊」の導入

地域で集落活動センターの立ち上げや、その後の運営を行っていくにあたって、地域の担い手が不足しています。よい方法はありませんか？

★支援事業・制度について

○ 高知ふるさと応援隊

⇨ 地域住民の皆様とともに、新たな視点を持って、集落活動センターを拠点とした仕組みづくりをはじめとする**地域活動の推進役となる人材**を言います。高知ふるさと応援隊は**市町村において雇用すること**となります。

集落活動センターの立ち上げ準備や運営に携わる隊員については、県が人件費や活動費への補助を行っています。

● 具体的にどんな活動をするのですか？

高知ふるさと応援隊は、地域住民の皆様の活動を**サポート**します。地域外からの隊員はこれまで地域にはない視点を、地域内の人材は地域への知見を活かして活動を行います。

導入事例としては、

⇨ **三原村**では、5名の高知ふるさと応援隊員(地域おこし協力隊1名、集落支援員4名)が、三原村集落活動センターやまびこの活動や運営をサポートしています。

⇨ **津野町白石地区**では、集落活動センターしらいしに地域外の方が高知ふるさと応援隊(地域おこし協力隊)として採用され、集落活動センターの運営をサポートしています。具体的には、イベント開催の支援や地域の方といっしょに新聞バックを制作するなど、地域の維持・活性化に取り組んでいる。

● 隊員はどのようにして採用するのですか？

まずは、地域で、集落活動センターで目指す**将来像**や**地域の課題やニーズ**についての話し合いを行ってください。その中で、集落活動センターの立ち上げや運営を行う際に必要な人材のイメージを市町村役場と共有してください。その後、市町村において事業を予算化し、募集等の採用に向けた手続きを行います。

また、県は市町村が隊員を募集する際には、**必要な情報の提供**や、**募集情報のHP等での発信**、**県外での募集説明会の開催**等の支援を行います。



研修会①



研修会②



県外募集説明会(大阪)

●どこに相談すればいいの？

上記の事業は、**市町村**を通じて実施することになりますので、最寄りの市町村、各市町村に駐在している高知県地域支援企画員、又は高知県中山間地域対策課(TEL088-823-9600)にご相談ください。

●応援隊の活動への支援はありますか？

①産業人材育成プログラム「土佐まるごとビジネスアカデミー(土佐MBA)」

⇒産業に関わる全ての方を対象に、**ビジネスに必要な幅広い分野の内容について、基礎知識から応用・実践力まで身につける研修を実施。**インターネットのテレビ会議システムを活用した「サテフラ(サテライトフラットフォーム)」により、地域にいながら教室の講義に参加できます。

②高知ふるさと応援隊研修

⇒隊員の地域での活動に**必要な情報の提供、隊員同士の情報交換やネットワークづくりの場**を提供するための研修会を実施。

③ 移住相談窓口の開設

移住者を受け入れて、地域を元気にしたいと思っています。そのために集落活動センターで移住相談窓口を設置したいのですが、どのような支援がありますか。

★ 支援事業・制度について

① 移住・交流コンシェルジュ 

⇒ 移住・交流に関する高知県の総合相談窓口である**移住・交流コンシェルジュ**を要請に応じて派遣し、移住・交流に関する取り組みについてのアドバイスを行います。

また、移住希望者を集落活動センターへ橋渡しするなど、集落活動センターの相談対応等の支援を行います。

② 移住促進事業費補助金

⇒ 市町村が**専門相談員**を設置(外部への委託も含む)する際に必要な経費を補助。

⇒ 市町村が**移住相談会**等に参加する際に必要な経費を補助。

③ 集落活動センター推進事業費補助金(人材導入活用事業)

⇒ 集落活動センターを地域の移住相談窓口として、その活動に従事する**高知ふるさと応援隊**の person 費及び活動費を支援。

● どこに相談すればいいの？

①、②は最寄りの市町村又は、移住促進課(TEL088-823-9755)に、

③は最寄りの市町村又は、中山間地域対策課(TEL088-823-9600)にご相談ください。

● 必ず助成してくれるのですか？

②③の事業は、**市町村**を通じて実施することになりますので、最寄りの市町村又は、各市町村に駐在している高知県地域支援企画員にご相談ください。

● 他にはありませんか？

○ 移住相談会

⇒ 高知県への移住を希望される方等を対象に東京や大阪等の都市部で移住相談会を開催しています。

就業や住まい、地域の情報に関する相談をお受けします。市町村や企業が参加する大規模なものから、テーマを絞ったコンパクトな相談会と様々な形で開催しています。



移住相談会(セミナー)

大規模な相談会(高知暮らしフェア)

○移住者交流会

☞高知県へ移住された方を対象に、高知県内の各地で交流会を開催しています。
移住をしてからの暮らしぶりや、相談事などを語り合う会です。

○移住相談窓口の設置

(一社)高知県移住促進・人材確保センター

[高知]平 日:高知市本町4-1-32 こうち勤労センター5階

[東京]火~日:ふるさと回帰支援センター内高知県窓口(東京都千代田区有楽町2-10-1)

月 :高知県アンテナショップ「まるごと高知」内(東京都中央区銀座1-3-13)

[大阪]平日:高知県大阪事務所(大阪府大阪市中央区本町2-6-8センバセントラルビル1階)

毎月第4金・土:「大阪ふるさと暮らし情報センター」(大阪府大阪市中央区本町橋2-31)

II 経済的な活動

1 産業づくり

① 農林水産物の生産

② 地域の資源を生かした特産品(加工品等)づくり・販売

④ 集落活動センターの経済活動に向けて(農業分野)

集落活動センターの経済活動に向けて、**農産物の生産・出荷・加工・販売**など農業分野ではどのような支援がありますか？

●例えばこういう制度があります。

1. 農産物の生産活動への支援

① 集落営農・複合経営拠点支援事業費補助金(ハード事業、ソフト事業)

(ア) 集落営農支援事業費補助金(ハード事業、ソフト事業)

⇒ 集落営農組織が、農作業受託や園芸品目等の導入を行うための機械・施設整備や農産加工などの取組に対して補助します。また、集落営農の推進につながる研修会の開催、先進地視察、高収益作物の導入、雇用確保などの経費を補助します。

(イ) 複合経営拠点支援事業費補助金(ハード事業、ソフト事業)

⇒ 中山間農業複合経営拠点を推進するために、市町村等が実施する拠点構想作成、視察研修やアドバイザー派遣などの経費を補助します。また、複合経営拠点が実施する農業用機械・施設等の整備や雇用確保、経営発展などの取組に対して補助します。

② こうち農業確立総合支援事業費補助金

⇒ 農業生産活動に係る近代化施設整備、基盤整備等の経費を補助します。

③ 荒廃農地等利活用促進交付金

⇒ 耕作放棄地を活用するために、障害物除去、深耕、整地、土壌改良等の発生防止活動や再生利用活動を行う場合に加え、これらの活動と同時に暗渠・農道・ハウス等の補完整備を行う取り組みに対して交付します。

④ 環境保全型農業直接支払交付金

⇒ 地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者を支援します。

⑤ 園芸用ハウス整備事業費補助金(拠点整備区分)

⇒ 野菜・果樹・花きの栽培を目的とする、園芸用ハウスの整備費を補助します。

[相談先]

上記①～⑤の事業については、お住まいの市町村またはお近くの農業振興センター、農業振興センター農業改良普及所にご相談ください。

3. 農産物の加工・販売等への支援

① 6次産業化セミナー

⇒ 6次産業化に取り組む中で、直面している課題解決を図るための「6次産業化セミナー」を開催します。(スタートアップコース、実践コース)。

[相談先]

高知県農産物マーケティング戦略課までお問い合わせください。

4. その他、農業に関する地域ぐるみでの支援

①中山間地域等直接支払交付金

⇒ 集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動(農用地における耕作、適切な農用地の維持・管理及び水路・農道等の維持・管理等)を行う農業者等に対し直接支払を実施します。

②多面的機能支払交付金

⇒ 農地を農地として維持していくために、農業者等が行う地域資源の基礎的保全活動等を支援するとともに、農業者だけでなく地域住民等も参画した地域資源の質的向上を図る共同活動や老朽化が進む農業用施設の長寿命化を行う活動を推進します。

③アグリ事業戦略サポートセンター

⇒ 中山間農業複合経営拠点、集落営農法人、農林水産物直販所、その他関係機関を対象に、事業戦略の策定サポートとPDCAサイクルのフォローアップを行います。

【相談先】

上記の事業①②は、市町村を通じて実施することになりますので、お住まいの市町村またはお近くの農業振興センター、農業振興センター農業改良普及所にご相談ください。

事業③は、高知県農業担い手支援課(中山間農業複合経営拠点、集落営農法人)または、高知県農産物マーケティング戦略課(農林水産物直販所)にお問い合わせください。



集落営農における共同作業



6次産業化セミナー



直販所

●必ず支援してもらえるのですか？

いずれも予算の範囲での実施となりますので、要望が多い場合はご希望に沿えない場合があることをご了承ください。

**⑤ 中山間地域の商業機能等の維持・発展に向けて**

- ① 中山間地域の商店街等を盛り上げる取組みをしたい
- ② 集落活動センターの運営などについて、会計や経営のアドバイスが欲しい

★ 支援事業・制度について**① 中山間地域等商業振興事業費補助金****若手商業者グループ支援事業**

- ☞ 商店街などの商業者から成るグループで、新しく取組むイベントやPRなどを支援
補助率：定額、補助限度額：30万円

② 中山間地域商業対策事業経営アドバイザー派遣事業

- ☞ 集落活動センターの経営や会計システムで困ったことがあるときなど、専門家を派遣します

● どんなことができるの？

- ① 集落活動センター周辺地域の商店街等で、商業者を含むグループで何か取組みをしよう！というときに事業の実施に必要な経費の支援を受けられます。
- ② 集落活動センターの運営などにおいて、会計とか、事業計画とか、よくわからない！という場合に、アドバイザーを派遣します。

● 必ず支援してもらえるのですか？

いずれの事業も予算の範囲での実施となりますので、要望が多い場合はご希望に沿えない場合があることをご了承ください。

● どこに相談すればいいですか？

市町村や商工会、商工会議所、又は高知県経営支援課(TEL088-823-9679)までご相談ください。

III 支え合い活動 ⇨ 1 生活基盤づくり

⇨ ① 日用品(食料品、燃料等)の確保に向けた仕組みづくり

⑥ 集落内での日用品や燃料等の確保の仕組みづくり

集落内に食料品や日用品を扱う店舗やガソリンスタンドがない、又は後継者がなく閉店予定です。近隣集落にも店舗はなく、生活用品や燃料の確保が難しくなっています。高齢者世帯も多いので、見守りを兼ねた地域のサロンの役割の店舗や配達、農産物の集出荷を住民主体でやってみたいけど、どのようなことができますか？

★ 支援事業・制度について

① 中山間地域生活支援総合補助金 (1) 生活用品確保等支援事業

⇨ 生活用品(食料品や日用品など)を確保するために、その**仕組みづくりの検討**や、具体的な**店舗整備**、**移動販売車両**の購入に係る**費用の2分の1又は3分の1(事業実施主体が企業等の場合)**を補助。

② 集落活動センター推進事業費補助金

⇨ 集落活動センターの**立ち上げ整備**に必要な経費(ハード事業・ソフト事業)への支援

例えば、集落活動センターで住民の皆様自らが、ガソリンスタンドの運営等を行う場合の施設整備に要する経費を補助。

● どんなんことができるの？

生活店舗の維持

1) まずは、仕組みづくりを検討(ソフト事業)

- ・集落内でどんな方法が良いか話し合いや、アンケート調査の実施など
- ・話し合いや、調査結果をもとに、具体的な検討、案出し
(例えばミニ店舗(集落みんなのお店づくり)を既存の店舗又は集まりやすい場所を利用)
- ・お試し店舗の実施(実験的に短期間運営し、住民のニーズ、運営の課題を洗い出し)
- ・本格的に出来そうか、資金の検討、専門家への相談など

2) 店舗の準備(ハード事業)

- ・店舗内の内装や備品の整備や配達等に必要な車両の購入など

3) 集落内に店舗が開店！

※ただし、店舗開始後に係る、運営経費等(人件費、仕入れ等の資金、燃料や電気代の維持経費)は、補助対象外です。また、扱う商品は、生活用品全般です。

イメージ写真(事例:三原村 みはらのじまんやの店舗整備、車両購入)

店舗の玄関をバリアフリー(スロープ)整備



宅配用の車両を購入



4)集落内で移動販売を展開！

※ただし、移動販売車両の購入後に係る、運営経費(人件費、仕入れ等の資金、燃料代、車両の維持経費)等は、補助対象外です。また、扱う商品は、店舗と同様に生活用品全般です。

イメージ写真(事例:中土佐町、四万十市 移動販売車両購入)

移動販売車両の購入(中土佐町)



移動販売車両の購入(四万十市)



※これまでの事例では、店舗の整備、車両購入のハード事業です。今後の集落内での支え合いを考えていく際、話し合いや調査などのソフト事業と、店舗整備などのハード事業を組み合わせることが可能です。

ガolinスタンドの維持

具体例として、平成24年度は集落活動センター「まつぼら」において、法規制の強化により地下タンクの改修が必要となり、個人での経営が難しくなったガolinスタンドを、地域で株式会社を立ち上げ、経営を引き継いで運営を始めています。その際の施設改修に係る経費を集落活動センター推進事業費補助金で支援を行いました。

補助の内容:計量器の交換、地下タンクライニング工事、液面計の設置、コンプレッサー、ミニローリー等



●どこに相談すればいいですか？

お住まいの市町村又は高知県中山間地域対策課(TEL088-823-9602)までご相談ください。

① 移動手段の確保

集落から路線バスのバス停が遠く離れており、自動車がないと日常生活を送るのに大変不便です。将来、車の運転に不安のある人でも、通院や買い物といった生活に必要な移動手段を確保するため、集落活動センターで仕組みづくりに取り組みたいと思いますが、どのようなことから始めればよいでしょうか？

● 例えば、このような取り組みができます。

① 現状把握・課題整理

☞ 地形や道路網・集落の分布といった地域の特性を把握したうえで、既存の交通手段と地域の方々の移動ニーズ（行きたい場所・頻度等）を調査し、地域の課題として整理します。

② 地域に必要な移動手段の検討・実証

☞ 整理した現状と課題をもとに、地域にとって必要な使いやすい移動手段の検討を行い、実証をしてその効果を確かめます。

※ 注意点 ※

新たな移動手段の多くは、運輸局による道路運送法上の許認可（登録）を必要としており、その条件として市町村が主宰する協議機関における合意が必須となっています。

取り組みを始める際は、地域住民と市町村・交通事業者にも必ず検討の輪に入ってもらい、移動手段の導入に必要な、こうした諸手続きも視野に入れた作業を行ってください。

取組事例

★ 既存の交通手段の見直し

☞ 地域に必要な移動手段を検討する際に、まずは**既存の運行形態を見直す**ことで、住民の皆さんのニーズに対応できる可能性は大いにあります。交通事業者の意見を聞きながら、課題解決に向けて取れる方策を、一緒に検討することも必要と思われる。

取り組み事例として、市町村が計画した**コミュニティバス**や**スクールバス**の活用例があります。

★ 新しい移動手段の導入

例① **デマンド型乗合タクシー・バス**

☞ 路線バスを運行するには、非効率な地域においても、運行形態を工夫することで、地域における多様なニーズに応えられる、**デマンド型（利用者の予約に応じて運行）**の乗合タクシーやバスの導入。

メリット：通常のタクシー料金より安価な値段で利用できることや事業者（フリ）による運行なので安全面において優位。

デメリット：予約の手間や事業者がいらない（少ない）地域での導入が困難。

例② **公共交通空白地有償運送（旧過疎地有償運送）**

☞ 道路運送法では、自家用車を使用した有償運送は原則認められてはいませんが、事業者によるバスやタクシーなどの移動サービスが十分でない**交通空白地**においては、運輸局の登録を受けることにより、NPO 法人等による自家用車を使用した有償運送が認められています。また、平成27年4月1日より、**一定の条件の下**で、地域外からの来訪者（観光客等）も運送できるようになりました。

★支援事業・制度について

★中山間地域生活支援総合補助金 移動手段確保支援事業

⇒地域の基幹交通を補完するきめ細かな移動手段の導入及び維持に必要な下記のハード又はソフト事業への補助。

★仕組みづくりのための調査等……地域の移動手段確保のための調査や導入計画作成、地域への広報活動等に要する経費を補助。

★運行に必要な装備等……運行に必要な車両の購入・改造、乗降場所・待合所の整備等に要する経費を補助。

★新たな取組み(実証運行)……新たな移動手段の実証運行に要する経費を補助

⇒国土交通大臣認定事業者の行う、運転手講習会(市町村運営有償運送、公共交通空白地有償運送、福祉有償運送)の受講料を一部補助。

(事業者)株式会社 高知中央自動車学校

(補助額)公共交通空白地有償運送及び市町村運営有償運送 1人あたり7,560円(本人負担:5,400円)

(補助対象者)県内在住の方。(人数に限りがあります。)

●どこに相談すればいいですか？

上記の事業(運転者講習会を除く)は市町村を通じて実施することになりますので、最寄りの市町村にご相談ください。

●その他の支援事業はありますか？

①(国事業)地域公共交通確保維持改善事業

⇒地域をまたがる幹線交通(バス・鉄道等)と密接な地域内のバス交通・デマンド交通等の運行に必要な経費を補助

②(国事業)地域公共交通調査等事業

⇒地域の公共交通の確保・維持・改善に資する調査事業や、地域ぐるみの利用促進に資する取組みを支援

高知市鏡・土佐山地区デマンド型乗合タクシー



宿毛市内コミュニティバス



⑧ 集落ぐるみによる防除対策の実施

野菜を作っても、シカやイ/シシが来て食い荒らしてしまいます。このままでは直販所に出荷できないので、みんなで話し合って、自分達で被害防除に取り組みたいと思いますが、その際に支援はありますか？

★ 支援事業・制度について

① 鳥獣被害対策専門員配置事業(H31年度 4JAに16名を配置(予定))

県がJAに配置した専門員が、鳥獣被害対策についての様々な**アドバイス**を皆様の集落に出向いて行います。
★アドバイスの例: 鳥獣被害実態調査、捕獲技術指導、農家等への個別指導、環境整備や防除技術指導など

② 野生鳥獣に強い県づくり事業(H31年度 170地区(予定))

支援集落の選定を行い、**研修会**等の開催、**集落の環境点検**、**鳥獣被害調査**、**生息状況調査**など野生鳥獣の被害にあわない集落づくりに向けた活動を行います。

まずは、**鳥獣被害対策専門員**と一緒に**勉強会**等を実施してみませんか？

集落ぐるみで取り組む皆様の合意ができれば、支援集落として、被害対策に有効な支援策についてのご相談をさせていただきます。

● 県内の重点地域の取り組みは？

★ 平成30年度支援集落での取り組み事例

土佐市岩戸地区では、集落営農組織が中心となって鳥獣被害実態調査や環境点検を実施し、その結果を受けて、住民自らの手で集落の周りを進入防止柵で囲い、鳥獣被害対策に効果を上げています。また、合意形成の過程で、住民の皆様の**やる気**や**連帯**も高まり、今後の集落活動の取り組みにもつながっています。



● どこに相談すればいいですか？

お住まいの市町村又は高知県鳥獣対策課(TEL088-823-9039)までご相談ください。

● その他の支援事業はありますか？

① 野生鳥獣に強い県づくり事業費補助金

有害鳥獣による農林業被害を防止するための防護柵の購入経費等を助成します。

② シビエ活用推進事業

シビエ(狩猟によって、捕獲された野生鳥獣のお肉等)の普及を図るためシカ等を処理施設に持ち込んだ際の報償費の支払いや廃棄物の処理に係る経費に関して処理施設を支援します。

場の整備

⑨ 防災活動の取り組み

集落活動センターを拠点に、災害に備えた防災活動に取り組みたいと思いますが、どのようなことから始めればよいでしょうか？

●このようなことから始めることができます

① 災害を知る。

☞まず、自分の住む地域で発生が予想される災害について知っておきましょう。こうち防災備えちよき隊等が地域を訪問し、**災害についての正しい知識**についてお話します。

★想定される災害：地震による強い揺れ、津波、津波の川の遡上、火災、洪水、土砂災害

② 地域を知る。

☞学習した災害について、**避難場所、避難経路、災害時に救助が必要な住民**（例えば病人、高齢者、障害のある方、子供等）といった地域の状況を自分達で考えます。

★それぞれの地域の状況を**防災マップ**に整理

③ 訓練する。

☞災害から身を守るため、日頃から訓練を繰り返し行い、災害に備えます。

★避難場所や避難経路の確認と避難訓練、消火器具などの防災資機材の整備とその使い方の訓練。

また、災害時に集落活動センターの拠点施設に必要となる、「**輸送**」、「**通信**」手段の整備等についても下記制度で支援を行います。

★支援事業・制度について

① 地域防災対策総合補助金

☞市町村が、**防災学習会、住民による避難訓練、防災資機材の購入、避難経路や避難場所の簡易な整備**等に要する経費を補助。

☞市町村等が孤立地域での**通信手段の確保**のために、**衛星携帯電話**を中心とした通信体制の整備に要する経費を補助。

② 地域集会所耐震化促進事業費補助金

☞津波浸水域外の昭和56年以前に建築された旧耐震基準の**地域集会所を避難所として活用するために建物を耐震化**する際に要する経費を、市町村が所有者に補助する場合に、県が市町村に補助。

③ 避難所運営体制整備加速化事業費補助金

☞大規模かつ広域的な災害が発生した場合でも、安心して避難生活を送ることができるよう、避難所における運営マニュアルの策定、避難所運営訓練、資機材整備や施設整備に要する経費を補助。

④ 南海トラフ地震事前避難対策支援事業費補助金

☞南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表され、大規模な地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった場合に、市町村が避難所を設置・運営する費用を補助。

⑤ 緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業費補助金

☞ 中山間地域での孤立対策として、**緊急用ヘリコプター離着陸場の整備**に要する経費を補助。



⑥ 集落活動センター推進事業費補助金

☞ 集落活動センターの拠点となる**施設の耐震化**を行う際に要する経費を補助。

●どのような効果がありますか？

災害時に電話の不通や道路の分断などで、救助隊などの到着が大幅に遅れることが予想されます。そのような時に、集落活動センターでの救助活動等が最も効果を発揮します。

また、防災をきっかけとした**地域コミュニティ機能や集落同士の連携の強化**につながります。

●必ず支援してもらえるのですか？

いずれも予算の範囲での助成となりますので、要望が多い場合はご希望に沿えない場合があることをご了承ください。

●どこに相談すればいいですか？

上記の事業は、**市町村**を通じて実施することになりますので、最寄りの市町村又は、高知県南海トラフ地震対策課(088-823-9317)にご相談ください。